

さいたま市地域防災計画

(風水害対策編)

令和6年3月
さいたま市防災会議

さいたま市地域防災計画

風水害対策編

目 次

第1部	風水害応急対策計画	
第1章	応急活動体制	1
第1節	活動体制	1
	【総括部、各部、秘書・広報部、施設復旧部、消防部、各区】	
第2節	配備・動員体制	10
	【各部、避難所担当職員、現場応援要員、各区】	
第2章	情報の収集・伝達	14
第1節	情報連絡体制	15
	【各部、秘書・広報部、情報・避難部、区本部】	
第2節	災害情報の収集・伝達体制	23
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、施設復旧部、水道部、消防部、区本部】	
第3節	市民への広報広聴活動	46
	【総括部、秘書・広報部、保健衛生部、福祉部、経済部、区本部】	
第4節	市民の各種相談窓口	51
	【各部、市民部、区本部】	
第5節	報道機関への情報提供	53
	【秘書・広報部】	
第6節	情報システムがダウンした時の対応	54
	【各部、区本部】	
第3章	相互協力	55
第1節	県又は指定地方行政機関等への応援要請	56
	【総括部】	
第2節	協定締結先及び民間団体との相互協力	57
	【各部、総括部】	
第3節	防災関係機関等との相互協力	59
	【各部、総括部】	
第4節	ボランティア団体等との連携	60
	【市民部、各部、区本部】	
第5節	国からの支援受入れ	63

	【総括部】	
第4章	自衛隊の災害派遣	64
第1節	自衛隊の災害派遣要領	64
	【総括部】	
第2節	災害対策基本法に基づく自衛官の権限	68
	【自衛隊】	
第5章	災害救助法の適用	69
第1節	災害救助法の概要	70
	【各部、総括部】	
第2節	災害救助法の適用及び実施	71
	【総括部】	
第3節	災害救助法が適用されない場合の措置	73
第4節	激甚災害の指定	73
	【各部、区本部】	
第6章	自主防災組織の活動体制	75
第1節	市民の行動	75
	【総括部、消防部、区本部、市民】	
第2節	自主防災組織の活動	77
	【総括部、消防部、区本部、自主防災組織】	
第7章	消防活動	81
第1節	消防態勢の確立	81
	【消防部】	
第2節	消防部隊の運用	83
	【消防部】	
第3節	現場要務	84
	【消防部】	
第8章	水防活動	86
第1節	水防体制	86
第2節	本市の水防活動要領	87
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、保健衛生部、福祉部、 避難所担当班、財政・被害調査部、環境部、経済部、復旧計画部、 施設復旧部、消防部、協力第三部、協力第四部、区本部、警察、 自主防災組織、自衛隊、市民】	
第3節	水防信号	91
	【総括部、施設復旧部、消防部】	

第9章 土砂災害防止計画	92
第1節 土砂災害警戒情報	92
【総括部、熊谷地方气象台】	
第2節 情報の収集・伝達	93
【総括部、施設復旧部、消防部、区本部】	
第3節 避難誘導	93
【各部、福祉部】	
第4節 二次災害の防止	94
【総括部、復旧計画部、施設復旧部、福祉部】	
第10章 救援・救護活動	95
第1節 人命救助活動	97
【総括部、市民部、区本部、消防部】	
第2節 避難	98
【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、保健衛生部、福祉部、 避難所担当班、財政・被害調査部、環境部、経済部、復旧計画部、 協力第三部、協力第四部、区本部、警察、自主防災組織、自衛隊、市民】	
第3節 要配慮者安全確保対策	117
【総括部、経済部、福祉部、区本部、各区】	
第4節 医療救護	120
【総括部、保健衛生部、消防部、区本部、医師会】	
第5節 防疫及び保健衛生	125
【総括部、保健衛生部、区本部】	
第6節 応急給水	127
【水道部、総括部、秘書・広報部】	
第7節 食糧・生活必需品の供給	129
【総括部、財政・被害調査部、経済部、会計部、教育部】	
第8節 支援物資の供給	134
【情報・避難部、財政・被害調査部、環境部、経済部、市民部、埼玉県トラック協会等】	
第9節 住宅の確保	135
【財政・被害調査部、復旧計画部、施設復旧部】	
第10節 遺体の搜索・措置・埋葬	138
【各部、保健衛生部、福祉部】	
第11章 都市施設の応急対策	141
第1節 公共施設	141
【各部、施設復旧部、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、 埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)】	
第2節 ライフライン	143

【総括部、施設復旧部、水道部、東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)、(一社)埼玉県LPガス協会、東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部】

第12章 災害警備計画	151
第1節 警察の基本方針及び警備体制の確立	151
【市内各警察署】	
第13章 交通対策計画	153
第1節 交通対策	153
【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、市民部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、会計部、区本部、市内各警察署】	
第14章 廃棄物対策	159
第1節 災害廃棄物処理	159
【環境部、施設復旧部、復旧計画部】	
第2節 一般廃棄物処理	162
【環境部、施設復旧部】	
第15章 教育福祉対策	165
第1節 学校教育の早期再開	166
【教育部】	
第2節 社会教育等施設対策	170
【教育部】	
第3節 文化財対策	171
【総括部、教育部】	
第4節 福祉対策	172
【福祉部、子ども未来部】	
第16章 帰宅困難者支援	176
第1節 帰宅困難者発生状況の把握	177
【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、教育部、復旧計画部、子ども未来部、消防部、協力第三部、協力第四部、区本部、鉄道事業者、民間事業所】	
第2節 帰宅困難者への支援	178
【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、教育部、子ども未来部、経済部、復旧計画部、財政・被害調査部、環境部、協力第三部、協力第四部、区本部、避難所担当班、警察、自主防災組織、鉄道事業者、民間事業所】	
第3節 徒歩帰宅者に対する支援	180
【秘書・広報部、情報・避難部、教育部、復旧計画部、施設復旧部、協力第三部、協力第四部、区本部、避難所担当班、警察、自主防災組織、	

道路管理者、鉄道事業者、民間事業所、災害時帰宅支援ステーション】

第17章 農作物等災害対策計画	182
第1節 農作物等災害対策	182
【経済部】	
第2部 その他の風水害対策計画	
第1章 雪害対策計画	184
第1節 基本方針	184
第2節 雪害予防計画	185
【各部、総括部、秘書・広報部、施設復旧部、各鉄道機関、 東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)】	
第3節 雪害応急対策計画	186
【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、保健衛生部、福祉部、消防部、 市民部、教育部、経済部、施設復旧部、復旧計画部、区本部、警察、 道路管理者、鉄道事業者、バス会社、東京電力パワーグリッド(株)、 東日本電信電話(株)】	
第2章 旋風・突風・竜巻対策計画	190
第1節 竜巻等被害の予防	190
【総括部、経済部、施設復旧部、市民部、復旧計画部、教育部、区本部、警察】	
第2節 竜巻等災害応急対策	192
【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、市民部、 教育部、経済部、施設復旧部、消防部、区本部、道路管理者】	

項目	実施担当	ページ	協力					区災害対策本部	関係機関等
			第一部	第二部	第三部	第四部	第五部		
風水害対策編									
第1部	風水害応急対策計画	1							
第1章	応急活動体制	1							
第1節	活動体制	1	●	●	●	●	●	●	
第2節	配備・動員体制	10	●	●	●	●	●	●	
第2章	情報の収集・伝達	14							
第1節	情報連絡体制	15	●	●	●	●	●	●	
第2節	災害情報の収集・伝達体制	23	●	●	●	●	●	●	
第3節	市民への広報広聴活動	46						●	
第4節	市民の各種相談窓口	51	●	●	●	●	●	●	
第5節	報道機関への情報提供	53							
第6節	情報システムがダウンした時の対応	54	●	●	●	●	●	●	
第3章	相互協力	55							
第1節	県又は指定地方行政機関等への応援要請	56							
第2節	協定締結先及び民間団体との相互協力	57	●	●	●	●	●		
第3節	防災関係機関等との相互協力	59	●	●	●	●	●		
第4節	ボランティア団体等との連携	60	●	●	●	●	●	●	
第5節	国からの支援受入れ	63							
第4章	自衛隊の災害派遣	64							
第1節	自衛隊の災害派遣要領	64							
第2節	災害対策基本法に基づく自衛官の権限	68						自衛隊	
第5章	災害救助法の適用	69							
第1節	災害救助法の概要	70	●	●	●	●	●		
第2節	災害救助法の適用及び実施	71							
第3節	災害救助法が適用されない場合の措置	73							
第4節	激甚災害の指定	73	●	●	●	●	●	●	
第6章	自主防災組織の活動体制	75							
第1節	市民の行動	75						● 市民	
第2節	自主防災組織の活動	77						● 自主防災組織	
第7章	消防活動	81							
第1節	消防体制の確立	81							
第2節	消防部隊の運用	83							
第3節	現場要務	84							
第8章	水防活動	86							
第1節	水防体制	86							
第2節	本市の水防活動要領	87	●	●	●	●	●	警察、自主防災組織、自衛隊、市民	
第3節	水防信号	91							
第9章	土砂災害防止計画	92							
第1節	土砂災害警戒情報	92						熊谷地方気象台	
第2節	情報の収集・伝達	93						●	
第3節	避難誘導	93	●	●	●	●	●		
第4節	二次災害の防止	94							
第10章	救援・救護活動	95							
第1節	人命救助活動	97						●	
第2節	避難	98	●	●	●	●	●	● 避難所担当班、警察、自主防災組織、自衛隊、市民	
第3節	要配慮者安全確保対策	117						●	
第4節	医療救護	120						● 医師会	
第5節	防疫及び保健衛生	125						●	
第6節	応急給水	127							
第7節	食糧・生活必需品の供給	129							
第8節	支援物資の供給	134						埼玉県トラック協会等	
第9節	住宅の確保	135							
第10節	遺体の捜索・措置・埋葬	138	●	●	●	●	●		
第11章	都市施設の応急対策	141							
第1節	公共施設	141	●	●	●	●	●	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)	
第2節	ライフライン	143						東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)、(一社) 埼玉県LPガス協会、東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部	
第12章	災害警備計画	151							
第1節	警察の基本方針及び警備体制の確立	151						市内各警察署	
第13章	交通対策計画	153							
第1節	交通対策	153						● 市内各警察署	
第14章	廃棄物対策	159							
第1節	災害廃棄物処理	159							
第2節	一般廃棄物処理	162							
第15章	教育福祉対策	165							
第1節	学校教育の早期再開	166							
第2節	社会教育等施設対策	170							
第3節	文化財対策	171							
第4節	福祉対策	172							

風水害対策編

- 第 1 部 風水害応急対策計画
- 第 2 部 その他の風水害対策計画

第1部 風水害応急対策計画

第1章 応急活動体制

市及び区本部設置時における職員等の応急活動体制並びに各防災関係機関等への支援要請について定める。

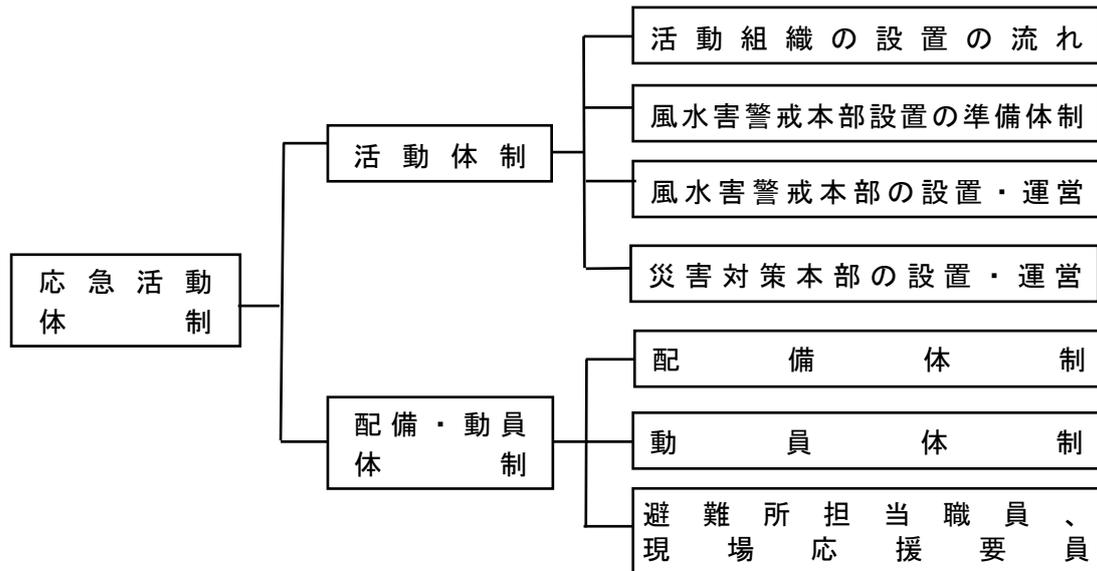


図1-1-1 応急活動体制に係る対策の体系

第1節 活動体制

表1-1-1 活動体制に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 風水害警戒本部の設置・運営及び廃止 ② 災害対策本部の設置・運営及び廃止
各区	① 区風水害警戒本部の設置・運営及び廃止 ② 区災害対策本部の設置・運営及び廃止
各部	① 風水害に対する応急活動体制の確立と運営

災害時における活動体制は次のように定める。

なお、洪水対応については、それぞれの河川におけるさいたま市洪水対応タイムライン（資料編2-4）を活用して実施する。

第1 活動組織の設置の流れ

【各部、各区】

災害の程度による活動組織の設置は、次のとおりである。

熊谷地方気象台から市域を対象とする大雨、洪水等に関する気象警報が発表された場合、又は被害の発生が予想される場合

風水害警戒本部設置の準備体制

次の場合において本部長が必要と認めた場合

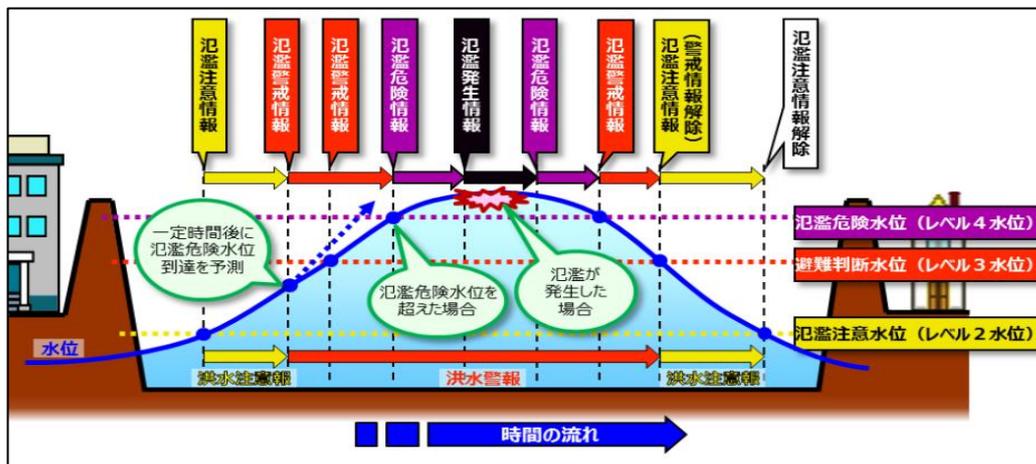
- 1 国土交通大臣又は埼玉県知事から、水防警報の指示が発表された場合
- 2 国土交通省、気象庁から荒川、入間川、利根川、江戸川洪水予報（警報）が発表された場合
- 3 埼玉県、気象庁から芝川、綾瀬川、新河岸川洪水予報（警報）が発表された場合
- 4 市民等から水害に関する情報が複数入った場合
- 5 河川情報センターから堤防の決壊等の市域に大きな被害が発生する情報が入った場合
- 6 熊谷地方気象台から、市域を対象とする大雨、洪水に関する気象警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合、又は台風の接近により被害のおそれがある場合
- 7 特別警報の発表が見込まれる場合
- 8 その他、必要と認められる場合

風水害警戒本部の設置

次の場合において本部長が必要と認めた場合

- 1 災害救助法が適用される災害が発生した場合
- 2 複数の地区で甚大な災害が発生し、更に市内全域に拡大するおそれがあるとき
- 3 特別警報が発表された場合
- 4 その他、市長が必要と認めた場合

災害対策本部の設置



出典：気象庁

図1-1-2 指定河川洪水予報の解説

第2 風水害警戒本部設置の準備体制

【総括部、秘書・広報部、施設復旧部、消防部、各区】

熊谷地方気象台から、本市域を対象とする大雨、洪水等に関する気象警報が発表された場合又は被害の発生が予想される場合は、速やかに災害情報の収集を行い、風水害警戒本部への準備体制をとる。

1 配備体制

本編P.10「表1-1-4 風水害警戒本部設置の準備体制」のとおりとする。

また、上記以外の組織において緊急を要する場合は、各危機管理補助者あて連絡するものとする。

2 実施の責任者

準備体制の責任者は、危機管理部長とし、不在の場合は危機管理部長が指名した者とする。

3 風水害警戒本部への移行

相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、風水害警戒本部へ移行する。

4 廃止基準

- (1) 風水害警戒本部を設置した場合。
- (2) 本市域において、災害が発生していないことが明らかになった場合。
- (3) 本市域において、軽微な被害が発生し、応急対策若しくは応急復旧対策が完了した場合。

第3 風水害警戒本部の設置・運営

【各部、各区】

1 風水害警戒本部の設置

本市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で災害対策本部を設置するまでに至らないときは、風水害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

次の場合において本部長が必要と認めた場合

- ア 国土交通大臣又は埼玉県知事から水防警報の指示が発表された場合
- イ 国土交通省、気象庁から荒川、入間川、利根川、江戸川洪水予報（警報）が発表された場合
- ウ 埼玉県、気象庁から芝川、綾瀬川、新河岸川洪水予報（警報）が発表された場合
- エ 市民等から、水害に関する情報が複数入った場合
- オ 河川情報センターから、堤防の決壊等の本市域に大きな被害が発生する情報が

入った場合

カ 熊谷地方気象台から、本市域を対象とする大雨、洪水に関する気象警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合、又は台風の接近により被害のおそれがある場合

キ 特別警報の発表が見込まれる場合

ク その他、必要と認められる場合

(2) 設置場所

危機管理センターに設置する。

(3) 責任者

風水害警戒本部長は、総務局担任副市長とし、不在の場合は、さいたま市市長職務代理者規則に定める順位による者が代理する。

(4) 災害対策本部への移行

災害による被害が大規模となり、全組織による対応が必要となった場合には、災害対策本部へ移行する。

(5) 廃止基準

ア 災害対策本部が設置されたとき

イ 本市域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき

ウ 国土交通省又は埼玉県知事からの水防警報及び荒川、入間川、利根川、江戸川洪水予報（警報）が解除されたとき

エ 埼玉県、気象庁から芝川、綾瀬川、新河岸川洪水予報（警報）が解除されたとき

2 風水害警戒本部の組織・運営

(1) 本部長 総務局担任副市長

(2) 副本部長 副市長（本部長たる副市長以外の副市長）

(3) 主管本部員 危機管理監

(4) 本部 市長公室長、都市戦略本部長、総合政策監、情報統括監、総務局長、市民局長、保健衛生局長、福祉局長、建設局長、消防局長、水道局長、その他風水害警戒本部長が指名する本部員とする。

(5) 組織 本編 P.10「表1-1-5 風水害警戒本部」のとおりとする。

各部は、原則として部代表者及び情報連絡員をオペレーションルームへ配置するものとする。

また、上記以外の組織において緊急を要する場合は、各危機管理補助者あて連絡するものとする。

(6) 風水害警戒本部の業務

ア 気象・水防・災害等の情報の収集及び各部への提供に関すること。

イ 応急措置に関すること。

ウ その他風水害警戒本部事務分掌のとおり。

(7) 本部の弾力的運用

本部長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、部班を弾

力的に運用する。

3 区風水害警戒本部の組織・運営

区長は、市風水害警戒本部が設置された場合、あるいは区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、区風水害警戒本部を設置・運営する。

- (1) 本部長 区長
- (2) 副本部長 副区長
- (3) 本部長 ぐらし応援室長、区民生活部長、健康福祉部長、各課所長、その他区本部長が指名した者。
- (4) 組織 本編 P.10「表1-1-5 風水害警戒本部」のとおりとする。各班は、原則として情報連絡員を配置するものとする。
- (5) 区風水害警戒本部の業務
 - ア 情報の収集及び各部への提供に関すること。
 - イ 応急措置に関すること。
 - ウ その他風水害警戒本部事務分掌のとおり。

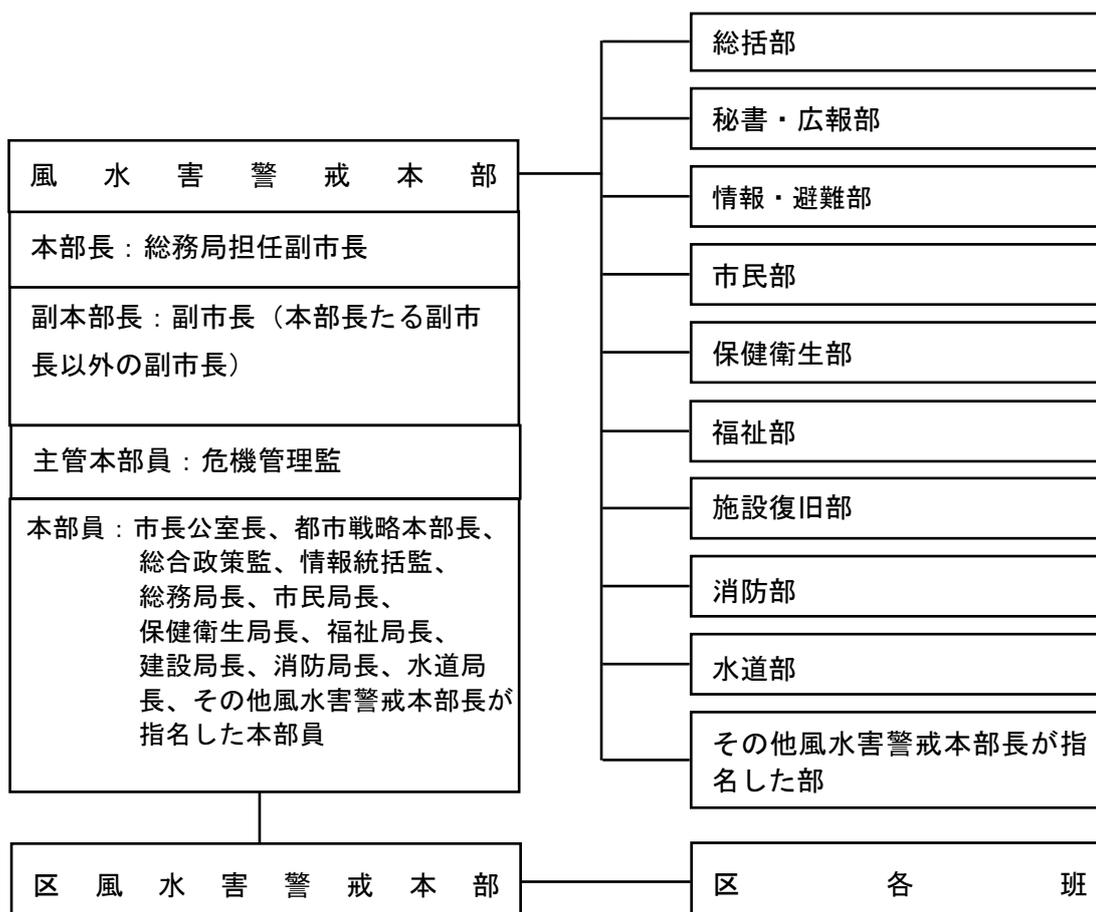


図1-1-3 さいたま市風水害警戒本部組織図

表 1-1-2 風水害警戒本部事務分掌

部名	業務内容
総括部（本部班、総務班、職員班）	1 風水害警戒本部の設置・廃止に関する事。 2 風水害警戒本部の事務局に関する事。 3 防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 職員の動員に関する事。 5 災害対策本部への移行に関する事。
秘書・広報部（秘書班、広報班、広聴班）	1 報道機関に対する情報提供、協力要請 2 市民からの通報、問合せ対応及び回答に関する事。 3 その他の連絡に関する事。
情報・避難部（情報統括班、避難班）	1 情報の収集及び整理・分析に関する事。 2 指定避難所・一時滞在施設の開設及び閉鎖状況の把握に関する事。 3 避難者（帰宅困難者含む）状況の把握に関する事。
市民部（市民統括班）	1 区風水害警戒本部からの被害情報の収集（指定避難所を除く）に関する事。
保健衛生部（各班）	1 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関する事。
福祉部（各班）	1 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関する事。
施設復旧部（各班）	1 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関する事。
消防部（各班）	1 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関する事。 2 その他消防活動に関する事。
水道部（各班）	1 施設の被害情報の収集・情報提供等に関する事。 2 施設の点検及び応急措置に関する事。
区風水害警戒本部（区統括班、市民窓口班、くらし応援班、福祉班）	1 区風水害警戒本部の設置に関する事。 2 被害情報の収集・提供・報告及び応急措置に関する事。 3 指定避難所の開設、閉鎖に関する事。

（注）その他、災害対策に関わる事務分掌を適用する。

第4 災害対策本部の設置・運営

【各部、各区】

災害対策本部の設置・運営は、次のとおりである。

1 災害対策本部の設置（第1配備、第2配備、第3配備）

市長は、本市域で災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、さいたま市災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

次の場合において本部長が必要と認めた場合

- ア 災害救助法が適用される災害が発生した場合
- イ 複数の地区で甚大な災害が発生し、更に市内全域に拡大するおそれがある場合
- ウ 特別警報が発表された場合
- エ その他、市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

危機管理センターとする。ただし、被災の状況により、ここに設置できない場合は、バックアップ機能を備えた代替施設として、さいたま市防災センターを災害対策本部とし、各部は本庁舎近傍の公共施設や区役所を代替施設とする。

(3) 責任者

災害対策本部長は市長とし、不在の場合は総務局担任副市長とする。市長及び総務局担任副市長ともに不在の場合は、さいたま市市長職務代理者規則に定める順位

による者が代理する。

(4) 廃止基準

災害対策本部長は、災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧が、おおむね完了したときは本部を廃止するものとする。

(5) 本部設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、電話等により次の機関等に通知するものとする。

ア 県知事

イ 防災会議委員

ウ その他必要と認める機関の長

2 災害対策本部の組織・運営

(1) 本部長 市長

(2) 副本部長 副市長

(3) 主管本部員 危機管理監

(4) 本部員 水道事業管理者、教育長、市長公室長、都市戦略本部長、総合政策監、情報統括監、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、その他災害対策本部長が指名した者

(5) 本部員会議

ア 災害対策本部における最高意思決定機関として、本部員会議を必要に応じて開催する。本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

また、本部員会議には、広報監も出席することとする。

イ 本部長が本部員会議を開くいとまがないときは、応急活動を迅速に実施することが必要と認めるとき、本部長の指示により、主管本部員は、関係本部員と協議の上、その事務を処理する。

(6) 部及び班

災害対策本部又は各執務室内に、部及び班を置く。各部・班の部長・班長及び事務分掌は、災害対策に関わる事務分掌（資料編1-1）のとおりとする。

本部長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、部班を弾力的に運用する。

(7) 危機管理センター内オペレーションルームの運営

本部班、各部代表者及び情報連絡員（協力第一部から協力第五部以外）、情報統括班、広聴班及び主管本部員が指名した者をもって構成し、情報収集を行うとともに、本市の災害対策について検討する。

なお、緊急参集要員は、さいたま市緊急参集要員実施要領（資料編1-9）に基づき、速やかに参集することとし、災害対策に関わる事務分掌（資料編1-1）に

従い、活動するものとする。

3 区災害対策本部の組織・運営

区長は、区の区域における災害対策活動を迅速かつ的確に実施するため各区役所に区災害対策本部を置く。

なお、市災害対策本部が設置された場合、あるいは区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、区災害対策本部を設置・運営する。

- (1) 区 本 部 長 区長
- (2) 区 副 本 部 長 副区長
- (3) 区 本 部 員 暮らし応援室長、区民生活部長、健康福祉部長、各課所長、その他区本部長が指名した者。
- (4) 班 区災害対策本部に班を置く。各班の班長及び事務分掌は、資料編1-1のとおりとする。
- (5) 区本部長の代理 区長が不在の場合は副区長とする。

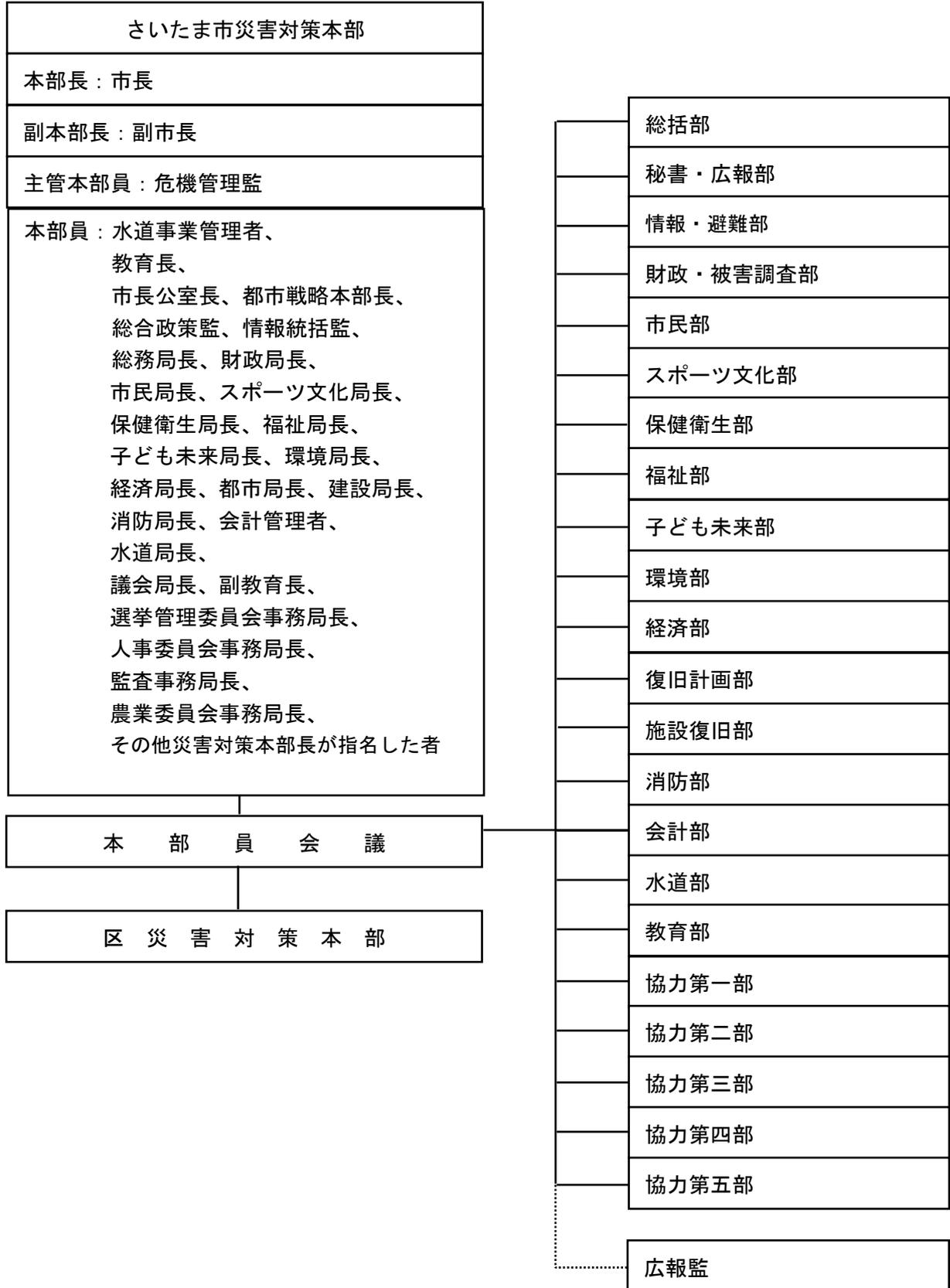


図 1-1-4 さいたま市災害対策本部組織図

第2節 配備・動員体制

表1-1-3 配備・動員体制に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部、各区	① 災害に対する職員配備

風水害時における配備・動員体制は、次のように定める。

第1 配備体制

【各部、各区】

本部長は、災害の規模及び被害状況に応じて、次の基準により職員の配備を実施する。

表1-1-4 風水害警戒本部設置の準備体制

配備基準	配備部署	配備人員
熊谷地方気象台から本市域を対象とする大雨、洪水に関する気象警報が発表された場合、又は被害の発生が予想される場合	総括部（本部班）、秘書・広報部（広報班）、施設復旧部（建設統括班、河川班、下水道統括班、土木復旧班）、消防部（各班）、区風水害警戒本部（区統括班、くらし応援班）	各部とも必要な人員

表1-1-5 風水害警戒本部

配備基準	配備部署	配備人員
1 国土交通大臣又は埼玉県知事から水防警報の指示が発表された場合	総括部（本部班、総務班、職員班）、	各部とも必要な人員
2 国土交通省、気象庁から荒川、入間川、利根川、江戸川洪水予報（警報）が発表された場合	秘書・広報部（秘書班、広報班、広聴班）、情報・避難部（情報統括班、避難班）、	
3 埼玉県、気象庁から芝川、綾瀬川、新河岸川洪水予報（警報）が発表された場合	市民部（市民統括班）、保健衛生部（各班）、福祉部（各班）、施設復旧部（各班）、消防部、水道部、	
4 市民等から水害に関する情報が複数入った場合	区風水害警戒本部（区統括班、市民窓口班、くらし応援班、福祉班）、	
5 河川情報センターから堤防の決壊等の本市域に大きな被害が発生する情報が入った場合	その他風水害警戒本部長が指名する部、又は、区本部長が指名する区風水害警戒本部に属する班	
6 熊谷地方気象台から本市域を対象とする大雨、洪水に関する気象警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合又は台風の接近により被害のおそれがある場合		
7 特別警報の発表が見込まれる場合		
8 その他必要と認められる場合		

表 1-1-6 災害対策本部

区分	配備基準	配備部署	配備人員 ^(注)
第1配備	1 各地で災害が発生した場合 2 特別警報が発表された場合 3 その他、市長が必要と認めた場合	総括部、秘書・広報部、 情報・避難部、 財政・被害調査部、市民部、 スポーツ文化部、保健衛生部、 福祉部、子ども未来部、環境部、 経済部、復旧計画部、 施設復旧部、消防部、会計部、 水道部、教育部、 区災害対策本部、 その他必要な部	各部とも職員の 1/4程度
第2配備	相当規模な災害が発生した場合	災害対策本部の全組織	各部とも職員の 1/2程度
第3配備	大規模な災害が発生した場合	災害対策本部の全組織	各部とも職員の 全員

(注) 配備人員について、消防局は別に定める。
配備人員について、避難所担当職員、現場応援要員は除く。

第2 動員体制

【各部、各区】

職員の動員体制は、次のとおりである。

1 緊急参集体制の整備

各部及び各区は、災害時にあらかじめ定められた配備先に職員を速やかに動員するため、平常時から職員動員名簿の作成を行うとともに、職員の異動等があった際には、速やかに名簿の更新を行うなどして、緊急参集体制の整備を図る。

2 動員指令の伝達

動員指令の伝達は、各局及び各区の危機管理補助者を通じ、あらかじめ定められた伝達系統、連絡責任者等により、職員に正確に伝達するものとする。

3 職員の非常心得

災害対策本部の職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 職員は、職員危機管理ハンドブックにより、あらかじめ定められた動員体制及び自己の任務を十分に習熟しておくこと。
- (2) 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、勤務時間外であっても、特に命令のあった場合、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- (3) 災害のため緊急に参集する際の服装は、活動に適したものとし、食料1食分の他に活動に必要な物を携行する。
- (4) 参集途上において、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集場所の責任者に報告すること。特に、公共施設、病院、道路、橋りょう等の被害情報は、できるだけ詳しく把握すること。
- (5) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心がけること。

- (6) 災害現場においては、必要により腕章等、自らの立場を明確にするものを着用すること。

第3 避難所担当職員、現場応援要員

【避難所担当職員、現場応援要員、各区】

避難所担当職員、現場応援要員の配備・動員基準等について、次のとおり定める。

1 配備基準

- (1) 避難所担当職員は、体育館等避難者を収容する施設を有する指定避難所に配置する。
- (2) 現場応援要員は、市本部に配置する。

2 参集基準

- (1) 避難所担当職員は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ定められた避難所へ参集する。

また、風水害警戒本部及び風水害警戒本部設置の準備体制において、開設が必要とする避難所が決定された場合、区本部からの指示により参集する。

- (2) 現場応援要員は、災害対策本部が設置されたとき、又はその可能性が大きくなったときには、市本部へ自ら参集する。

なお、事前に市本部から指示があった場合はこの限りではない。

3 活動内容

- (1) 避難所担当職員は、指定避難所の開設、閉鎖、救護、指定避難所近隣の被害状況の把握及び報告並びに住民への情報伝達等、指定避難所に係る災害対策活動を実施する。

- (2) 現場応援要員は、災害初動期において、市本部の指示により、区域内指定避難所の支援や帰宅困難者対策活動支援、駐車場対応等、災害状況に応じた弾力的な各種災害対策活動を行う。

また、経済部の要請により、備蓄物資、支援物資の搬入搬出等を実施する。

- (3) 災害時に使用した備蓄品の補充、点検管理を実施する。

4 活動体制

- (1) 避難所運営が長期化した場合の職員の交代勤務を考慮し、2班体制に分かれた交代勤務を基本とする。

- (2) 市本部は、他都道府県又は市町村へ、可能な限り速やかに避難所への応援要員の要請を行い、避難所の長期従事による職員の負担軽減に努めるものとする。

5 活動期間

- (1) 避難所担当職員は、区本部の指示をもって避難所担当職員としての職務を終了し、その後は所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事するものとする。活動期間の目安として、災害が終息し、配置された指定避難所の閉鎖かつ区域内指定避難所がおおむね閉鎖した時点とする。
- (2) 現場応援要員は、市本部の指示をもって現場応援要員としての職務を終了し、その後は所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事するものとする。活動期間の目安として、おおむね災害発生より3～7日間程度とする。ただし、市域内の避難所の開設が継続されている場合においては、この限りではない。
また、上記活動期間に関わらず、経済部が所掌する災害対策業務への従事は要請に応じて随時実施する。
- (3) 区統括班が所掌する災害対策業務への従事として、避難所担当職員は、災害時に使用した備蓄品を調達した際には、補充に立ち会い、点検・管理を要請に応じて、随時実施する。

第2章 情報の収集・伝達

本市域において、風水害が発生した場合、又は被害が発生するおそれがある場合における災害の応急対策を実施するための情報の収集、伝達及び災害情報を市民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供、市民の相談を受付ける窓口設置等に関する計画を定める。

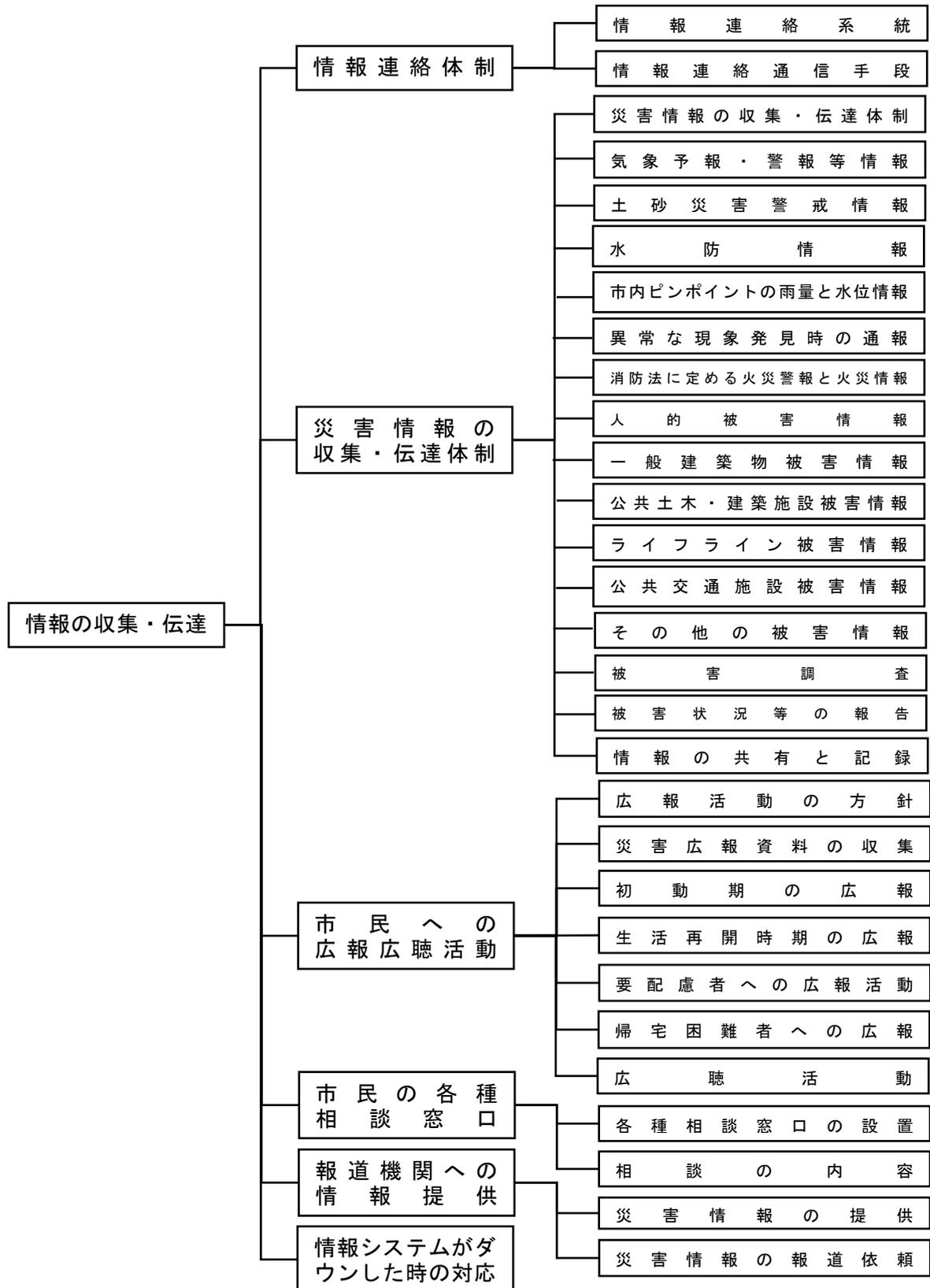


図 1-2-1 情報の収集・伝達に係る対策の体系

第1節 情報連絡体制

表1-2-1 情報連絡体制に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 災害時における情報収集・伝達 ② 関係機関との通信連絡手段の確保 ③ 情報連絡員の派遣 ④ 情報の共有化
秘書・広報部（秘書班、広報班、広聴班）	① 報道機関への情報提供、協力要請及びその他の連絡に関する事。 ② あらゆる媒体を用いた災害情報の提供に関する事。 ③ 市民からの通報、問合せ及び回答に関する事。
情報・避難部（情報統括班）	① 情報の収集及び整理・分析に関する事。 ② 収集した情報の本部班への報告及び情報連絡員への提供に関する事。 ③ 情報の共有化
区本部	① 情報の収集、処理に関する事。 ② 市民への災害情報の提供に関する事。 ③ 情報の共有化

災害情報の収集・伝達は、応急対策を実施する上で重要な事項であり、これを迅速かつ的確に実施する連絡系統及び連絡手段を定める。

第1 情報連絡系統

【各部、秘書・広報部、情報・避難部、区本部】

風水害時における情報連絡系統は、次のとおりである。

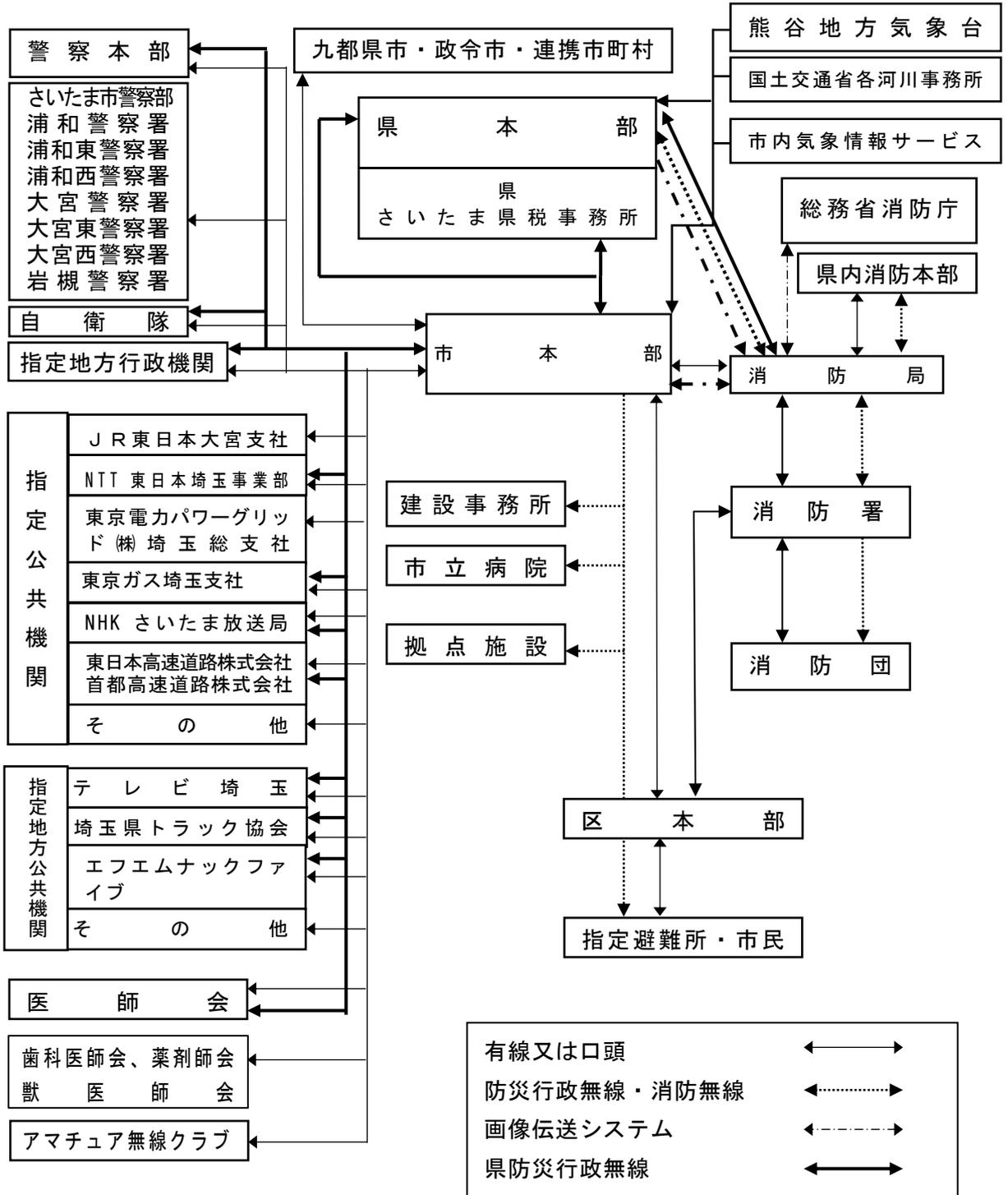


図 1-2-2 情報連絡系統

第2 情報連絡通信手段

【各部、秘書・広報部、情報・避難部、区本部】

風水害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。

1 災害通信の運用方針

風水災害時の通信は、無線通信などの各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとし、それぞれの通信手段の特性を生かして、有効的かつ総合的に実施する。

2 市本部と本市の各部署との通信手段

本市各部署との通信手段は、状況に応じ、災害時優先電話、防災行政無線、衛星携帯電話等を活用する。

また、指定避難所との通信手段は、総合防災情報システム、災害時優先電話、移動系防災行政無線あるいは道路事情を考慮し、公用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し、迅速に情報を連絡する。

3 国、県等との通信手段

本市と県との通信手段は、状況に応じ、災害時優先電話、県防災行政無線、衛星通信ネットワーク、防災情報システムを併用し、県本部及び県の地域機関と情報連絡を実施する。

また、内閣府、総務省消防庁、他の地方公共団体間は、中央防災無線、衛星通信ネットワーク等により、情報連絡を実施する。

4 防災関係機関との通信手段

本市と防災関係機関との通信手段は、有線、県防災行政無線、消防無線等を使用して迅速かつ円滑に、また、混乱のないように通信連絡を実施する。

5 非常通信の協力

有線や防災行政無線等が使用できない場合は、非常通信協議会における非常通信規約に基づき、関東地方非常通信協議会構成員に非常通信の協力を得ることができる。

6 災害情報通信のための通信施設の優先使用

本市及び県が災害対策基本法第57条の規定に基づいて、災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

ア 警察機関	カ 鉄道事業者
イ 消防機関	キ 電気事業者
ウ 水防機関	ク 鉱業事業者
エ 航空保安機関	ケ 自衛隊
オ 気象業務機関	

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ア 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。
- イ 本市及び県が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協議しておくものとする。

7 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施し、通信を確保する。

8 非常通信の利用

台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって、有線通信を利用することができないか若しくは著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- (オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- (ク) 遭難者救援に関すること
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- (コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること

- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること
- (シ) 災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- (ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常無線通信文の要領

- (ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- (イ) かたかな又は通常の文書体で記入する。
- (ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- (エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- (オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- (カ) 余白に「非常」と記入する。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問合せを行う場合は、次にすること。

表 1-2-2 非常通信に関する照会先

非常通信に関する照会先
関東総合通信局無線通信部陸上第二課
電話 03-6238-1774 (直通)
F A X 03-6238-1769

9 通信システム使用不能時の対応

通信システムが被災した時又は電源が長期に使用不能の場合、緊急の通信手段も使用できなくなることが想定される。このような時は、各部は情報連絡員を配置し、徒歩、自転車、バイク等による情報の伝達を行う。

表 1-2-3 風水害時に収集すべき情報の例示：①警戒段階で収集すべき情報

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 警報・注意報、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム(気象庁) ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ、ラジオ ・インターネット
(イ) 雨量等の気象情報	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・1時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予測図 ・県河川砂防課・県土整備事務所(県水防情報システム等) ・各雨量観測実施機関 ・市等の雨量観測所	・防災情報システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・浸水被害の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所(県水防情報システム等) ・本市の警戒員 ・自主防災組織	
(ウ) 危険箇所等の情報	・河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、越水、決壊)の予想される時期・箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・本市の警戒員 ・自主防災組織、住民	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ) 職員の参集及び配備状況	・職員参集状況 ・職員配備状況	異常の覚知後	・風水害警戒本部準備体制の配備部署	・Sネットメール ・加入電話 ・PHS
(オ) 指定避難所開設状況	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、指定避難所等) ・自主避難の状況	異常の覚知後	・指定避難所施設管理者 ・避難所担当職員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・PHS ・アマチュア無線
(カ) 県、防災関係機関等の状況	・県の対応状況 ・ライフラインの被害状況	異常の覚知後	・県災害対策課 ・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・埼玉県災害オペレーション支援システム ・FAX
(キ) 住民の動向	・各避難所の開設状況 ・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、指定避難所等) ・自主避難の状況	随時避難場所収容の後	・指定避難所施設管理者 ・避難所担当職員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・PHS ・アマチュア無線

表1-2-3 風水害時に収集すべき情報の例示：② 発災段階で収集すべき情報

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(7) 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、越水、決壊箇所、時期等） 浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 浸水被害による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報 特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報 	発災状況の覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 本市の警戒員 警察 各公共施設の管理者等 自主防災組織、住民 被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に 	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム 市防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 専用回線電話 警察無線 アマチュア無線 孤立防止無線
	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道等、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況 	被災後、被害状況が把握された後	<ul style="list-style-type: none"> 各ライフライン関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> 加入電話 専用回線電話
(イ) 住民の動向	<ul style="list-style-type: none"> 発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、指定避難所、一時滞在施設等） 	指定避難所の収容の後	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所管理者 避難所担当職員 消防・警察 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> 市防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 アマチュア無線
(ウ) 降雨・河川水位情報	<ul style="list-style-type: none"> 市内雨量観測所降雨量 主要河川水位危険度レベル 市内河川水位 	随時	<ul style="list-style-type: none"> 市内気象情報サービス 国土交通省各河川事務所 県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） 本市の警戒員 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム 市防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 水防無線 インターネット

表 1-2-3 風水害時に収集すべき情報の例示：③ 発災後も継続して収集すべき情報

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 警報・注意報、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	随時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム(気象庁) ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ、ラジオ ・インターネット
(イ) 雨量等の気象情報	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・1時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予測図 ・県河川砂防課・県土整備事務所(県水防情報システム等) ・各雨量観測実施機関 ・市等の雨量観測所	・防災情報システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・浸水被害の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所(県水防情報システム等) ・本市の警戒員 ・自主防災組織	
(ウ) 危険箇所等の情報	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、越水、決壊)の予想される時期・箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	随時	・本市の警戒員 ・自主防災組織、住民	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ) 職員の参集及び配備状況	・職員参集状況 ・職員配備状況	随時	・風水害警戒本部準備体制の配備部署	・Sネットメール ・加入電話 ・PHS
(オ) 指定避難所開設状況	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、指定避難所等) ・自主避難の状況	随時	・指定避難所施設管理者 ・避難所担当職員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・PHS ・アマチュア無線
(カ) 県、防災関係機関等の状況	・県の対応状況 ・ライフラインの被害状況	随時	・県災害対策課 ・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・埼玉県災害オペレーション支援システム ・FAX

第2節 災害情報の収集・伝達体制

表1-2-4 災害情報の収集・伝達体制に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況及び復旧状況の情報収集 ② 各種情報の情報統括班への報告 ③ 市民への災害情報の伝達、広報の実施 ④ 人的被害情報の収集・報告 ⑤ 一般建築物の被害情報収集・報告 ⑥ 公共土木・建築物の被害情報収集・報告 ⑦ 商業、工業、農業等の被害情報の収集・報告 ⑧ その他被害情報の収集・報告 ⑨ 被害調査の報告 ⑩ 参集職員による情報収集
総括部	<ul style="list-style-type: none"> ① 異常な現象発見時の関係機関への通報 ② 各消防署所に設置された雨量計及び市内気象情報サービスの雨量情報の収集伝達 ③ 国土交通省河川事務所の水位危険度レベル情報の収集伝達 ④ 異常な現象発見時の通報 ⑤ 火災警報の発表 ⑥ 上下水道施設以外のライフライン施設の被害情報・復旧情報の収集 ⑦ 現地被害調査の指示 ⑧ 県への被害状況の報告 ⑨ 避難指示等の伝達 ⑩ 高所カメラによる状況把握 ⑪ 防災拠点からの情報収集 ⑫ 自主防災組織からの情報収集
秘書・広報部	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民・報道機関への広報
情報・避難部	<ul style="list-style-type: none"> ① 人命救助に関する情報の整理・把握 ② 人的被害の情報図の作成 ③ 被害情報の収集整理・分析 ④ 被害情報の整理・分析・報告 ⑤ 火災情報の伝達 ⑥ 危機管理センターの運営と情報の共有と記録 ⑦ インターネットによる情報収集
財政・被害調査部	<ul style="list-style-type: none"> ① 現地被害調査の実施
施設復旧部	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内河川の水位情報の収集伝達・報告 ② 下水道施設の被害情報・復旧情報の収集・報告
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設の被害情報・復旧情報の収集・報告
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災警報の発表 ② 火災情報の収集・伝達・報告 ③ 雨量情報の発表
区本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般建築物の被害情報収集・報告 ② 市内河川の水位情報の収集・伝達 ③ 情報の共有と記録

本市及び防災関係機関は、災害発生に際して速やかに管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握し、緊密な連携を図り、情報を交換する。

第1 災害情報の収集・伝達体制

【各部、情報・避難部、区本部】

災害発生直後の情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び相互応援派遣要請等を判断するための情報として、特に重要であることから、次の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

1 実施体制

各部において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

(1) 市本部

- ア 危機管理センター内オペレーションルーム及び危機管理部執務室にて、各種情報を収集・集約する。
- イ オペレーションルームは、本部班、各部代表者及び情報連絡員（協力第一部から協力第五部以外）、情報統括班、広聴班及び主管本部員が指名した者をもって構成する。
- ウ 各部（協力第一部から協力第五部を除く）は、情報連絡員を中心に、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況並びに区本部各班からの情報や報告を収集し、速やかに情報統括班へ報告する。
- エ 情報統括班は、県、防災関係機関、市民及び各部等から収集した各種情報を分析・整理し、災害情報としてそれを必要とする各部へ伝達する。
- オ 本部班は、災害情報を本部長へ報告する。
- カ 本部長は、国・県との連絡調整を行うとともに、迅速かつ的確な応急対策を判断し、各部へ指示する。
- キ 本部班は、秘書・広報部を通じて、災害情報を市民に伝達、広報する。
- ク 広聴班は、市民からの通報、問合せを受け、情報統括班へ報告する。
- ケ 本市の災害情報の統括責任者として、情報・避難部長を選任する。

(2) 区本部

- ア 区民情報センターを設置し、各種情報を収集・集約する。
- イ 各班は、区民情報センターに情報連絡員を配置し、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況等の情報を収集し、速やかに区民情報センター並びに必要なに応じ市本部関係班へ報告する。
- ウ 区民情報センターは、災害情報について迅速かつ的確に必要な対応を本部内各班及び必要な各部へ処理依頼し、また収集した各種情報を分析・整理し、区統括班へ報告する。
- エ 区統括班は、区域内指定緊急避難場所・指定避難所及び帰宅困難者に関することを情報・避難部避難班へ報告する。
- オ 区本部長は、迅速かつ的確な応急対策を判断し、各班へ指示する。

市本部内での情報伝達体制は、次に示すように危機管理センターにおいて、各部・班間で収集された各種情報は各部代表者及び情報連絡員を通じて、情報統括班及び区統括班へ集約する。

(電話やネットワークが使える場合)

各部との情報伝達は個々で交信できるため、各部同士で行った情報は各部代表者及び情報連絡員を通じて、情報統括班及び区統括班へ集約する。

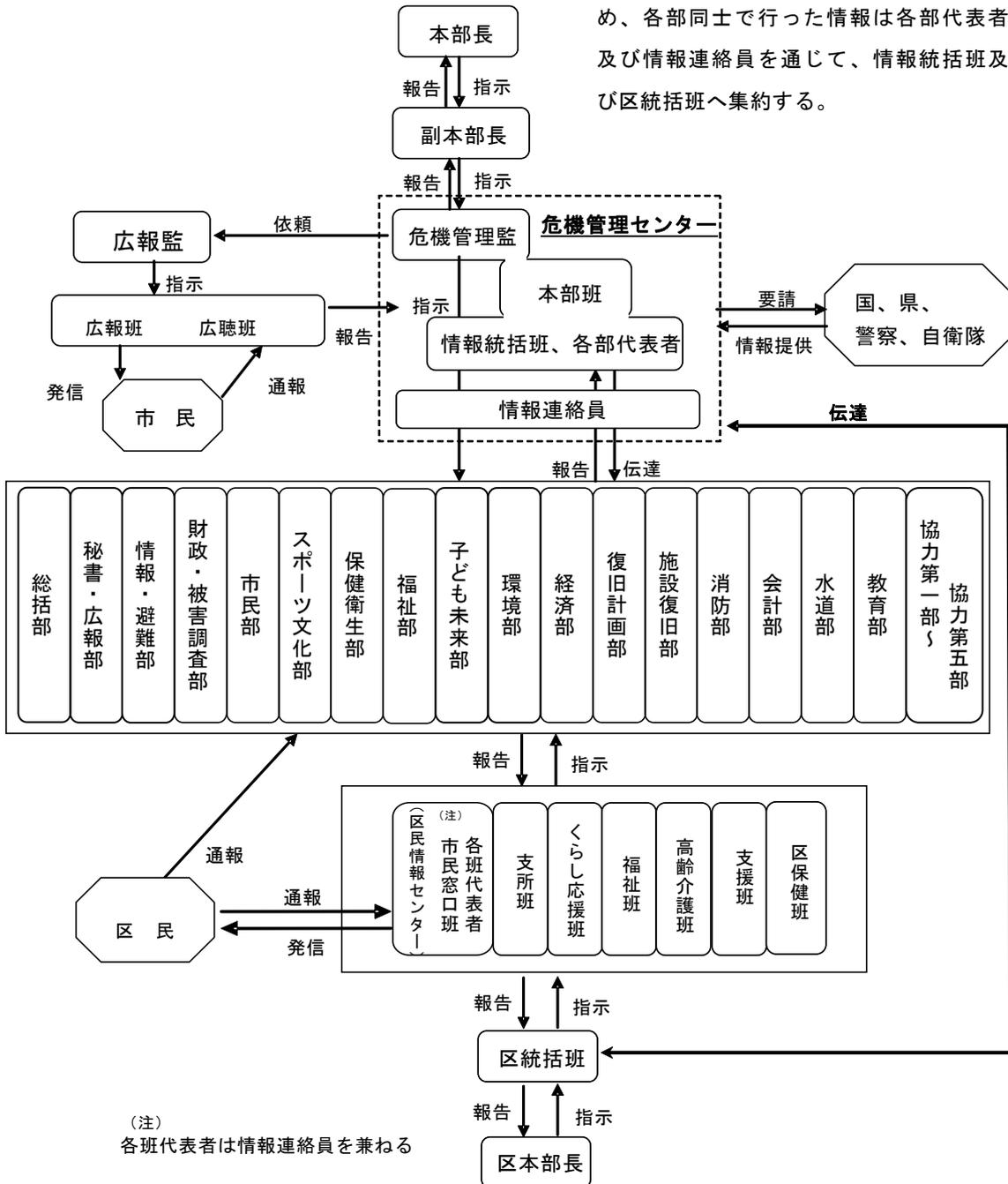


図 1-2-3 災害時における情報伝達体制 (通常の通信が機能する場合)

また、電話やネットワークが途絶し通常の通信が機能しない場合は、危機管理センターとの連絡は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話と限られた状態となるため、各部署の情報は、各部代表者及び情報連絡員を通じて情報統括班及び区統括班へ集約し、区とのやり取りは、危機管理センターを通じて行う。

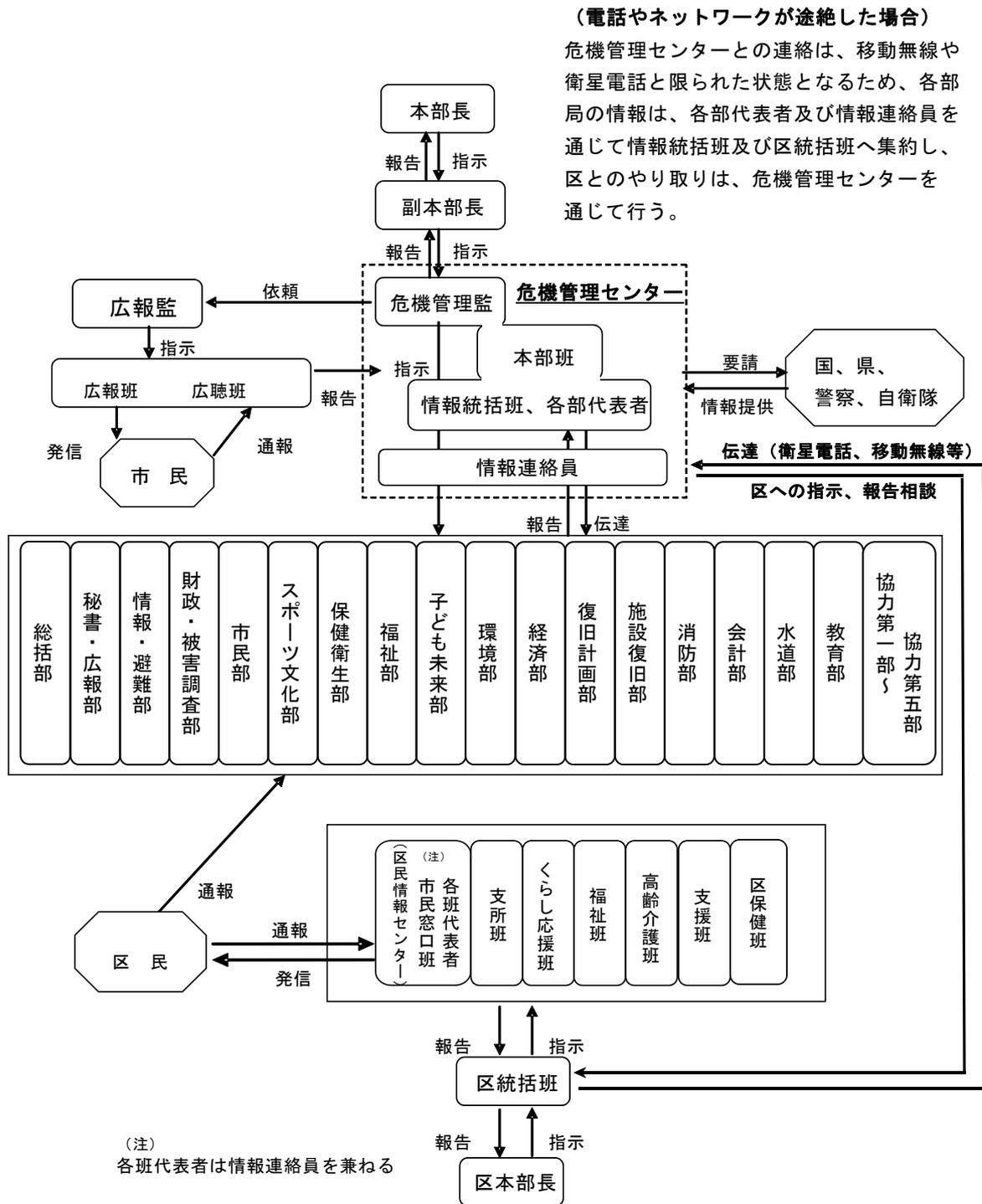


図 1-2-4 災害時における情報伝達体制 (通常の通信が機能しない場合)

2 防災拠点からの情報収集

市内の各地区防災拠点から防災行政無線により、初動期災害情報を収集する。

3 自主防災組織からの情報収集

本市域における自主防災組織から、地域における災害情報を収集する。

4 その他の情報収集

被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者の協力を求めて災害情報の収集を行う。

また、メール等を活用して、本市域の情報を収集する。

第2 気象予報・警報等情報

【総括部、情報・避難部】

1 警報等の種類及び発表基準等

熊谷地方気象台は、異常気象等によって県内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、注意報、警報、情報等を県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表し、関係機関に通知することになっており、本市は遅滞なくその情報を取得する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

表 1-2-5 警報等の種類及び発表基準等

種 類	内 容	備考
気 象 注 意 報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	気象業務法第十三条によるもの
地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	
浸 水 注 意 報	浸水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	
洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	
気 象 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報	
地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等の地面現象に関する警報	
浸 水 警 報	浸水に関する警報	
洪 水 警 報	洪水に関する警報	
水防活動用 気 象 注 意 報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報	気象業務法第十四条の 二第一項によるもの
水防活動用 気 象 警 報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報	
水防活動用 高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報	
水防活動用 高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する警報	
水防活動用 洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	

種 類	内 容	備考
水防活動用 洪水警報	洪水に関する警報	

2 気象関係注意報・警報の種類と発表基準

(1) 特別警報、警報及び注意報

ア 特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害の発生するおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

イ 警報

重大な災害の発生するおそれがある旨を警告して行う予報。

ウ 注意報

災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

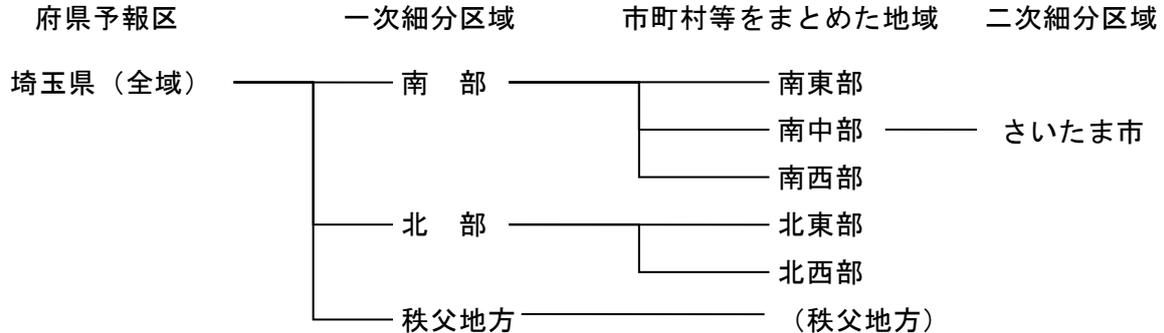
(2) 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象区域、種類及び発表基準

ア 対象区域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。

また、特別警報・警報・注意報の発表に当たり市町村等をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。



(注) さいたま市は、一次細分区域で南部、市町村等をまとめた地域で南中部に該当する。

図 1-2-5 対象区域

イ 注意報・警報の種類と発表基準（南部、南中部）

注意報・警報の基準については令和3年3月時点の指標で今後変更される可能性がある。

表 1-2-6 注意報・警報の種類と発表基準（南部、南中部）：その1 注意報

種類		発表基準	
注意報	一般の利用に適合するもの	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い被害が予想される場合。
		強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合。
		大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。【警戒レベル2に相当】 その基準は、次の条件に該当する場合。 表面雨量指数10以上、土壌雨量指数79以上の場合。
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合。 12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合。
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 その基準は次の条件に該当する場合。 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合。
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合。 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合。
		着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
		霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合。 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合。
		低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。 冬期：熊谷地方気象台所在地で最低気温が-6℃以下になると予想される場合。
	※地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨注意報に含めて発表する。
	※浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨注意報に含めて発表する。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。【警戒レベル2に相当】 〔流域雨量指数による基準〕 元荒川流域=19.9以上、伝右川流域=3.1以上、 芝川流域=9.6以上、笹目川流域=5.5以上、 鴨川流域=9.5以上、藤右衛門川流域=8.3以上、 加田屋川流域=5.6以上、鴻沼川流域=6.6以上 〔表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準〕 元荒川流域=(5,11.5)以上、芝川流域=(5,9.6)以上、 笹目川流域=(5,5.5)以上、綾瀬川流域=(7,11.1)以上、 鴨川流域=(8,7.6)以上、藤右衛門川流域=(5,7.5)以上、 加田屋川流域=(5,5.4)以上、鴻沼川流域(5,5.9)以上 〔指定河川洪水予報による基準〕 綾瀬川中流部（一の橋区間）[一の橋]、 芝川・新芝川[青木水門]、荒川[治水橋]
	※水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

- (注)・発表基準欄に記載した数値は、県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- ・ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。
 - ・ 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。
 - ・ 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指標。1km四方の領域ごとに算出する。

※参考：竜巻注意情報・・・積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に発表される。(この情報の有効期間は、発表から原則1時間)

表1-2-6 注意報・警報の種類と発表基準(南部、南中部)：その2警報、特別警報等

種類		発表基準	
警報、特別警報	気象警報	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。【警戒レベル3に相当】 [表面雨量指数による基準：大雨警報(浸水害)] 表面雨量指数が18以上 [土壌雨量指数による基準：大雨警報(土砂災害)] 土壌雨量指数が115以上
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合。 12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合。
	特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 【警戒レベル5に相当】 [雨を要因とする指標] 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数、表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値(注1)を地域ごとに設定し、以下の①～③のいずれかを満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(注2)が更に降り続くと予想される場合。 大雨特別警報(土砂災害) ① 土壌雨量指数基準値以上の1km格子がおおむね10個以上まとまって出現 大雨特別警報(浸水害) ② 表面雨量指数基準値以上の1km格子がおおむね30個以上まとまって出現 ③ 流域雨量指数基準値以上の1km格子がおおむね20個以上まとまって出現 (注1) 土壌雨量指数：275 表面雨量指数：41 流域雨量指数：40(伝右川)～330(元荒川) (注2) 1時間におおむね30mm以上の雨 [台風等を要因とする指標] 「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。
		暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。 [台風等を要因とする指標]上記のとおり。
		暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。 [台風等を要因とする指標]上記のとおり。
		大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 [雪を要因とする指標] 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合。

種類		発表基準	
	※地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合。大雨警報に含めて発表。
	※浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表。
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。【警戒レベル3に相当】 [流域雨量指数による基準] 元荒川流域=24.9以上、伝右川流域=3.9以上、芝川流域=12以上、 笹目川流域=6.9以上、鴨川流域=11.9以上、 藤右衛門川流域=10.4以上、加田屋川流域=7.1以上、 鴻沼川流域=9.5以上 [表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準] 元荒川流域=(14,12.8)以上、芝川流域=(18,11.3)以上、 笹目川流域=(8,6.3)以上、綾瀬川流域=(8,12.3)以上、 藤右衛門川流域=(8,8.3)以上、 鴻沼川流域=(16,6.6)以上 [指定河川洪水予報による基準] 入間川流域[菅間]、綾瀬川中流部(一の橋区間)[一の橋]、 芝川・新芝川[青木水門]、新河岸川[宮戸橋]、 荒川[熊谷・治水橋・岩淵水門(上)]
	※水防活動の 利用に適合す るもの	水防活動用 気象警報	大雨警報
水防活動用 洪水警報		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
記録的短時間大雨情報		大雨警報が発表されキキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 さいたま市の基準は1時間雨量が100mm	

ウ 各種気象情報

(7) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種類	概要
	・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(イ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県南部など)で気象庁が発表する。

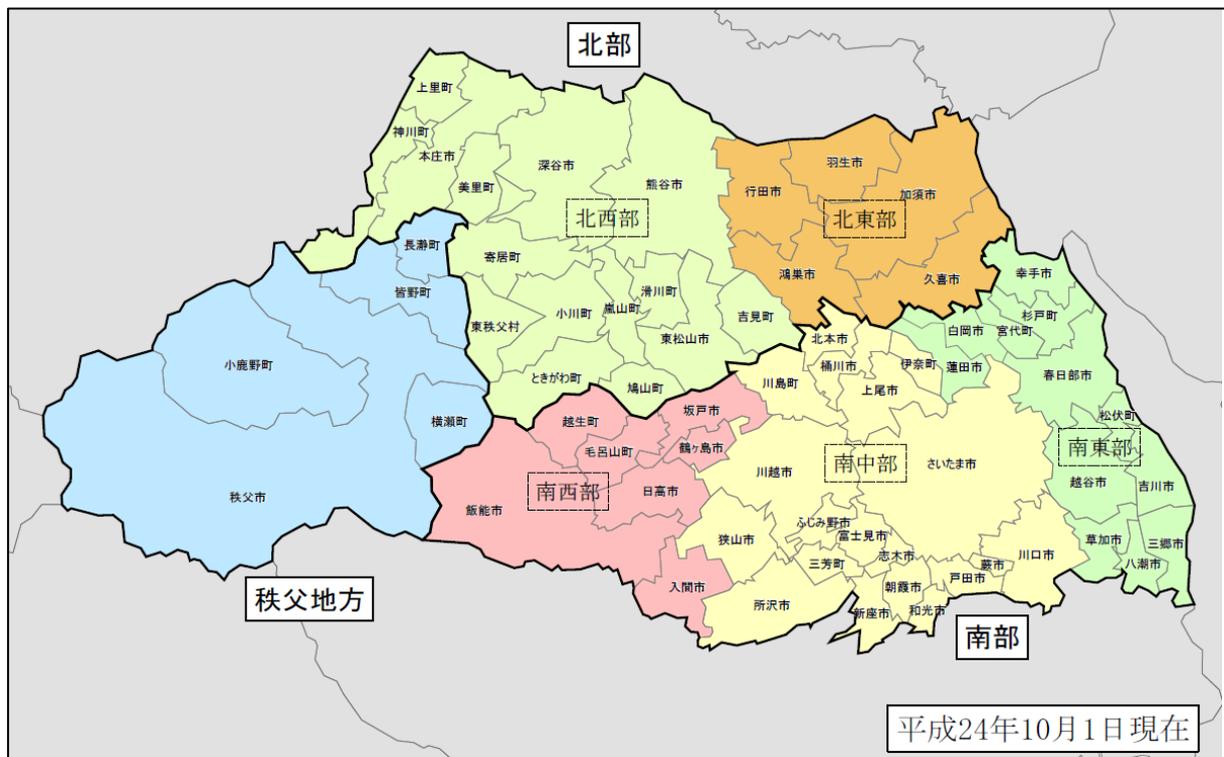


図 1-2-6 注意報・警報発令の地域区分

3 気象警報等の伝達

市は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたとき又は必要があると認めるときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する(災害対策基本法第56条)。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民等へ周知する(気象業務法第15条の2)。

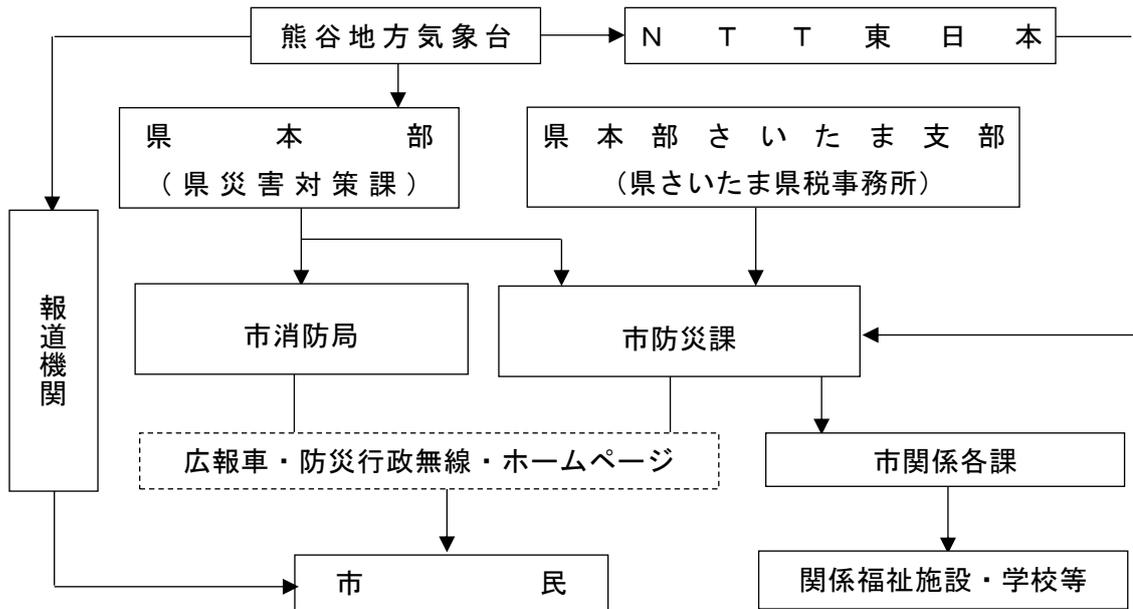


図1-2-7 気象警報等の伝達系統

第3 土砂災害警戒情報

【熊谷地方気象台、県、各部】

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、対象となる市町村を特定して県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

また、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎に階級表示した分布図として土砂災害警戒判定メッシュ情報が発表される。

土砂災害警戒情報が発表された場合は、気象警報等の伝達系統（図1-2-7）に準じて、土砂災害警戒区域内等の住民、要配慮者施設等へ伝達する。

第4 水防情報

【国、気象庁、県】

1 洪水予報及び水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法に基づく洪水予報は、国が指定した河川について国と気象庁が共同で発表するもの及び県が指定した河川について県と気象庁が共同で発表するものがある。水防警報は、国又は、県が指定した河川について実施することとなっており、本市に含まれるものは、次のとおりである。

(1) 国と気象庁が共同で発表する洪水予報及び県と気象庁が共同で発表する洪水予報

ア 洪水予報の種類及び発表基準

表 1-2-7 洪水予報の種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

さいたま市水防計画より抜粋し一部修正

イ 洪水予報を発表する河川（水防法第10条第2項、第3項による河川）

表 1-2-8 洪水予報を発表する河川

河川名	区域		水位又は流量の予報に関する基準地点
荒川	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海まで（旧川を除く）	熊谷、治水橋 岩渕水門（上）
	右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで（旧川を除く）	
入間川	左岸	埼玉県川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先から荒川への合流点まで	菅間 小ヶ谷
	右岸	埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から荒川への合流点まで	
利根川 上流部	左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで	八斗島 栗橋
	右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から江戸川分派点まで	
江戸川	左岸	利根川からの分派点から海まで（旧川を除く）	西関宿 野田
	右岸	〃	
芝川	左岸	さいたま市緑区大字大間木字八町2338-1地先八丁橋下流から	青木水門観測所
	右岸	川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで さいたま市緑区大字大間木字八町1884-1地先八丁橋下流から 川口市大字辻地内 新芝川分派点まで	
綾瀬川	左岸	さいたま市緑区大字大門字野原4910-2地先 噺橋下流端から	一の橋観測所

河川名	区域		水位又は流量の予報に関する基準地点
	右岸	越谷市大字蒲生字山王 3794 地先 直轄管理区間境まで 川口市東川口 5 丁目 31 番 14 号地先 堰橋下流端から 草加市金明町 1361-3 地先直轄管理区間境まで	
新河岸川	左岸	川越市大字大仙波 1259-1 地先から 和光市下新倉 4197 地先まで	宮戸橋
	右岸	川越市扇河岸 243-2 地先から 和光市下新倉 6 丁目 4198-1 地先まで	

(2) 国が発表する水防警報

ア 河川名及びその区域

表 1-2-9 河川名及びその区域

河川名	区域	発表を実施するもの
荒川	左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から 埼玉県戸田市大字早瀬 1 丁目 4335 番地先まで 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から 東京都板橋区三園 2 丁目 80 番の 1 地先まで	関東地方整備局 荒川上流河川事務所

イ 水防警報の対象となる水位標

表 1-2-10 水防警報の対象となる水位標（令和 5 年度時点）

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
荒川	治水橋	埼玉県さいたま市西区大字飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m

(3) 県が発表する水防警報

ア 河川名及びその区域

表 1-2-11 河川名及びその区域

河川名	区域
芝川	左岸：さいたま市緑区大字大間木字八町 2338-1 地先 八丁橋下流から 川口市上青木 2 丁目地内 新芝川分派点まで 右岸：さいたま市緑区大字大間木字八町 1884-1 地先 八丁橋下流から 川口市大字辻地内 新芝川分派点まで
鴨川	左岸：上尾市西宮下 4 丁目 揺木橋下流端から さいたま市桜区田島 9 丁目 さくら草橋上流端まで 右岸：上尾市向山 263-11 地先 揺木橋下流端から さいたま市桜区新開 さくら草橋上流端まで
綾瀬川	左岸：さいたま市緑区大字大門字野原 4910-2 地先 堰橋下流端から 越谷市大字蒲生字山王 794 地先 直轄管理区間境まで 右岸：川口市東川口 5 丁目 31 番 14 号地先 堰橋下流端から 草加市金明町 1361-3 地先 直轄管理区間境まで
鴻沼川	左岸：さいたま市大宮区大成町 3 丁目 689 地先から さいたま市桜区田島地先 鴨川合流点まで 右岸：さいたま市北区櫛引町 2 丁目 253-1 地先から さいたま市桜区田島地先 鴨川合流点まで

河川名	区 域
新方川	左岸：春日部市増田新田字南 313 地先から 吉川市川野地先 中川合流点まで 右岸：さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 地先から 越谷市中島地先 中川合流点まで

イ 水防警報の対象となる水位標

表 1-2-12 水防警報の対象となる水位標

河川名	水位標名	地 先 名	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
芝 川	青 木 水 門	川口市辻	A. P. 3. 15m	A. P. 3. 75m	A. P. 3. 88m	A. P. 4. 63m
鳴 川	日 進 上	さいたま市北区日進町二丁目	A. P. 6. 75m	A. P. 7. 60m	—	A. P. 7. 85m
	鴨川排水機場	さいたま市桜区下大久保	A. P. 5. 00m	A. P. 6. 10m	—	A. P. 6. 89m
綾瀬川	一 の 橋	草加市長栄町	A. P. 3. 60m	A. P. 4. 05m	A. P. 4. 12m	A. P. 4. 60m
鴻沼川	十 五 条 橋	さいたま市北区櫛引二丁目	A. P. 12. 00 m	A. P. 12. 20 m	—	A. P. 12. 40m
新方川	増 林	越谷市花田	A. P. 3. 25m	A. P. 3. 90m	—	A. P. 4. 02m

(注) A. P. (荒川工事基準面)とは Arakawa Peil の略で、地方で特別に設けられた基準面を言い、計画に関する高さの基準として採用される。T. P. (東京湾平均海面)とは、Tokyo Peil の略で、地表や海面の高さを表す基準面であり、日本の水準点の原点でもある。

A. P. と T. P. との関係は次式のとおり。

$A. P. + 1. 1344m = T. P. \pm 0m$ (A. P. の基準面は T. P. の基準面より 1. 1344m 低いいため、左記の数式により算出する)

(4) 水防警報の種類

水防警報の種類及び基準は、次のとおりである。

表 1-2-13 水防警報の種類

種 類	内 容	発表基準
待 機	1 出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量そのほかの河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報（氾濫注意情報）等により又は水位・流量その他の河川状況により氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報（氾濫警戒情報）等により又は既に氾濫注意水位を超え災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情 報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

2 洪水予報及び水防警報の伝達系統

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報

(水防法第10条第2項、第3項)

発表機関

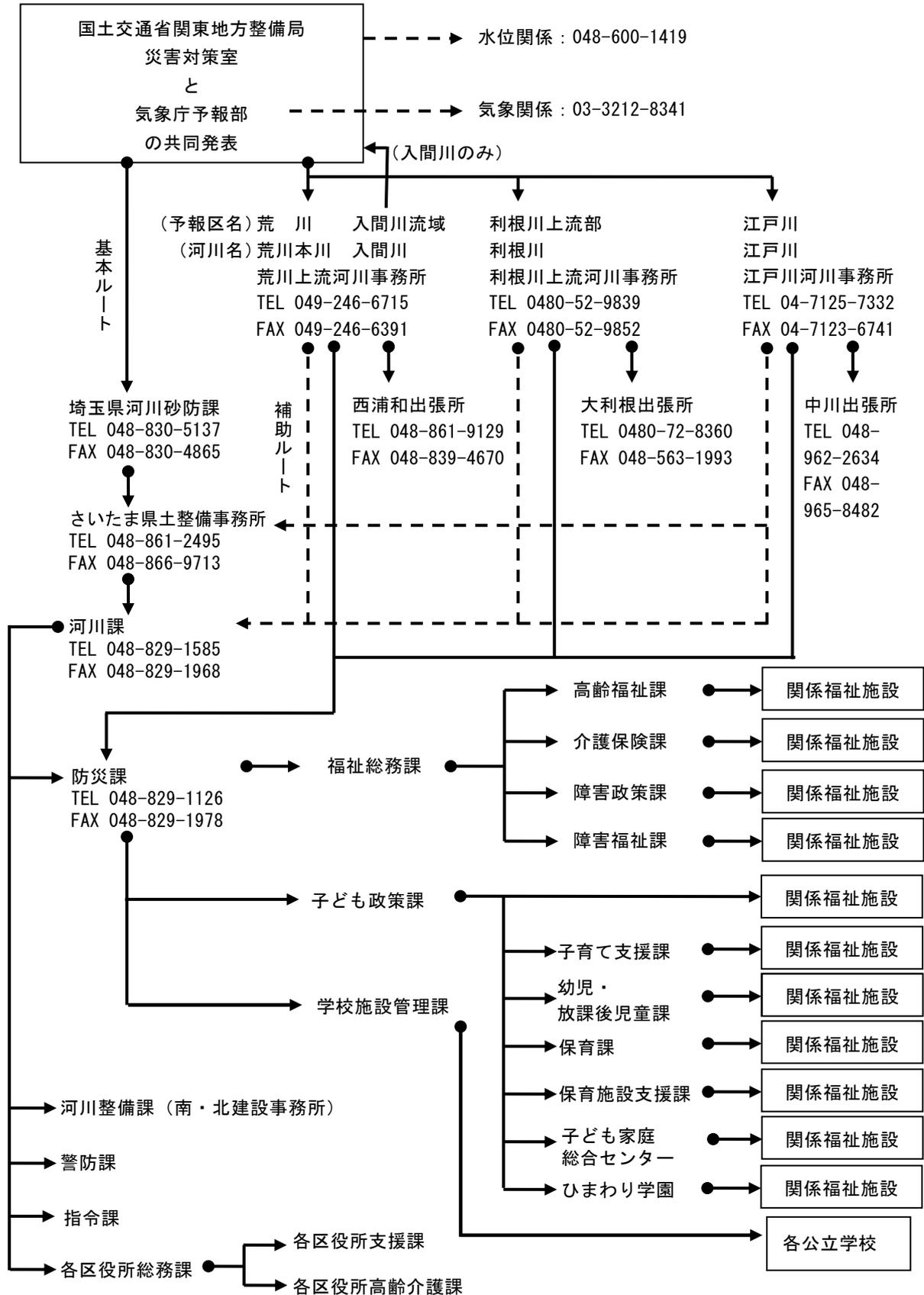


図1-2-8 洪水予報の伝達系統

(2) 国土交通大臣が発表する水防警報伝達系統（水防法第16条関連）

・対象となる河川及び水位標

荒川 治水橋

・伝達系統
 (発表機関)

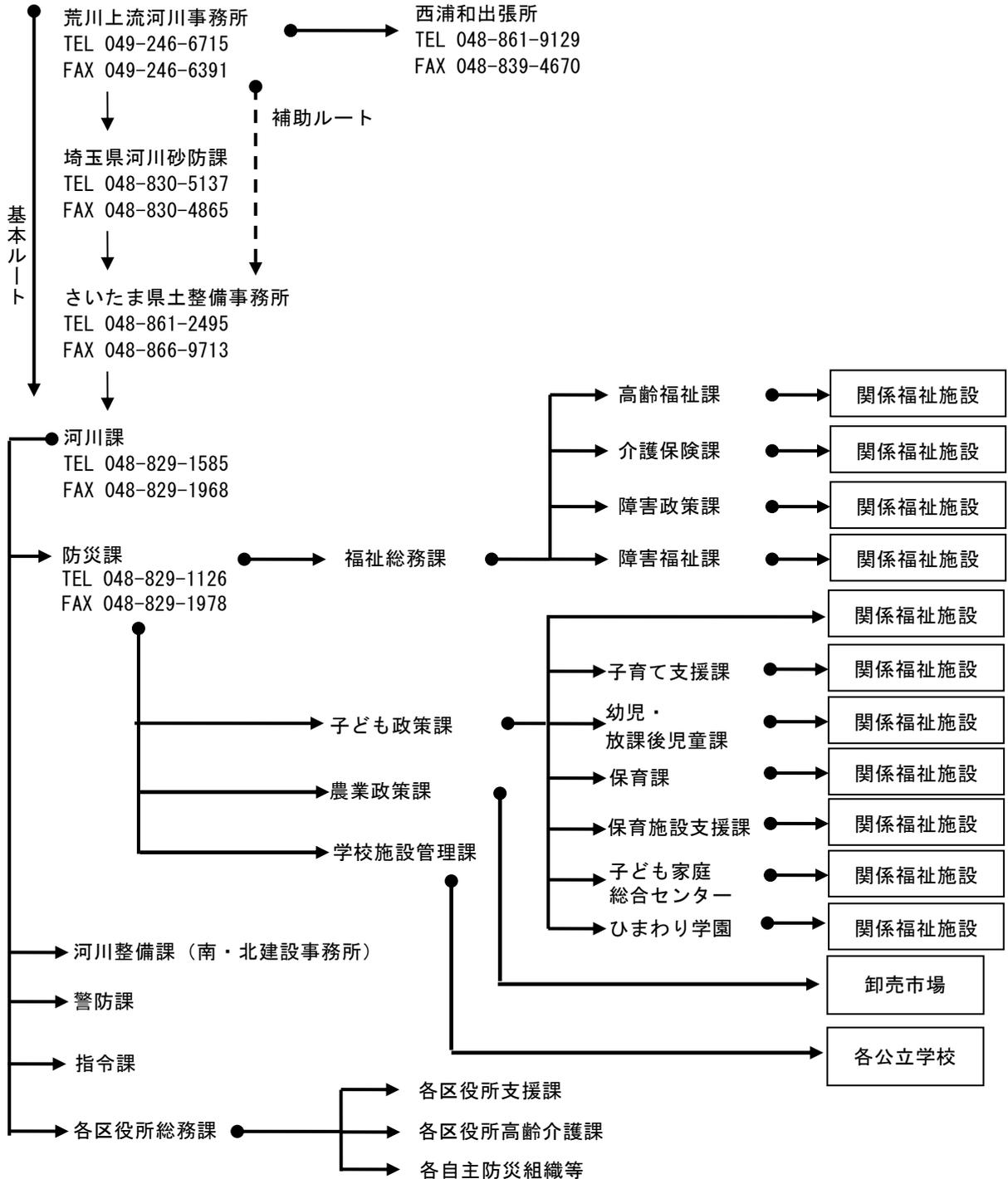


図1-2-9 国土交通大臣が発表する水防警報伝達系統

(3) 県知事が発表する水防警報伝達系統（水防法第16条関連）

・対象となる河川及び水位標

芝川	青木水門
鴨川	日進上
	鴨川排水機場
綾瀬川	一の橋
鴻沼川	十五条橋
新方川	増林

・伝達系統
（発表機関）

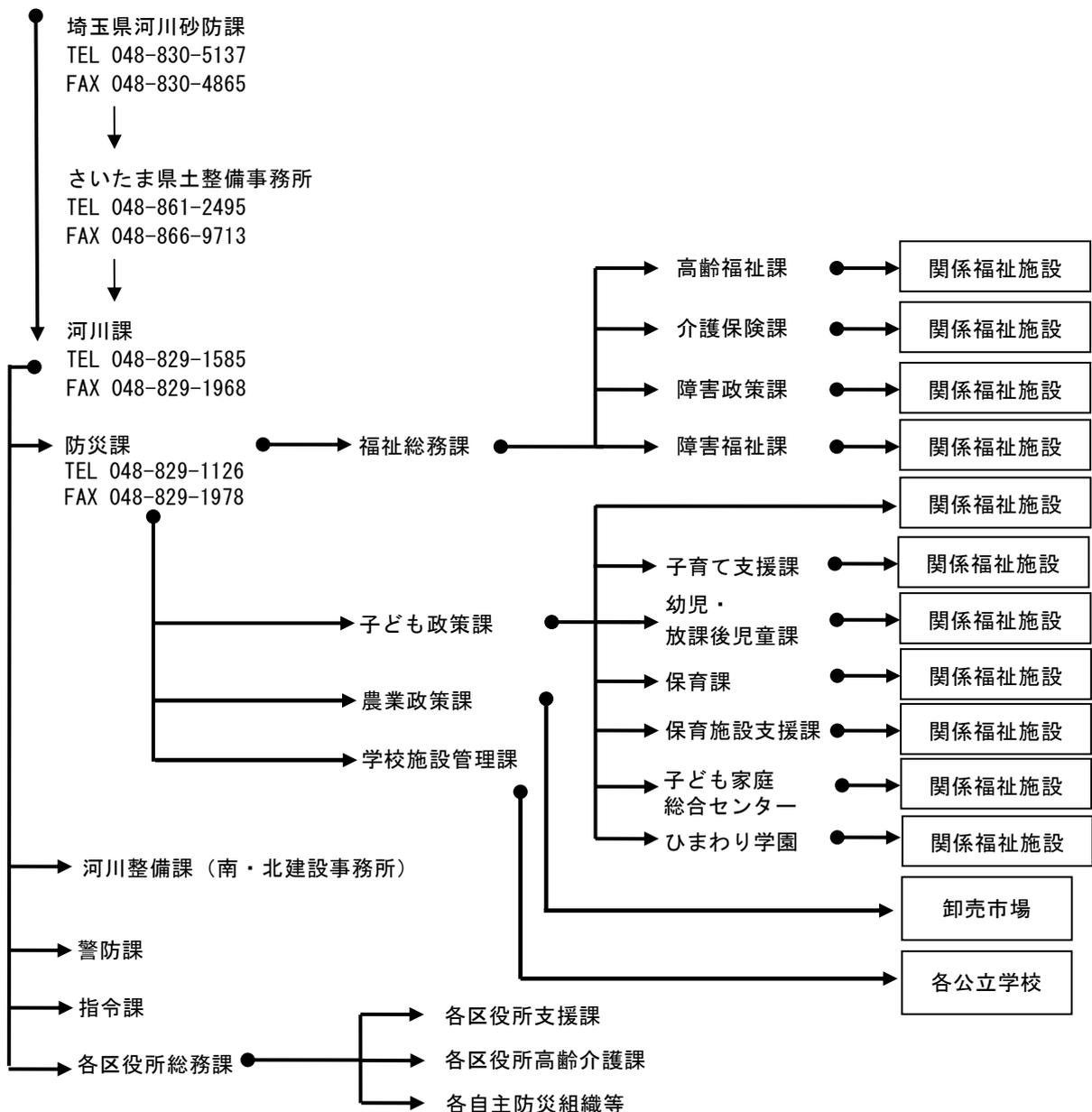


図1-2-10 県知事が発表する水防警報伝達系統

3 洪水予報等の伝達

本市は、洪水予報等が発表され自主的な避難を促す場合、洪水浸水想定区域内の市民、福祉施設等に対し、それらの情報等を伝達する。

第5 市内ピンポイントの雨量と水位情報

【総括部、施設復旧部、消防部、区本部】

1 雨量と水位情報の取得

本市は、国及び県が発表する雨量・水位情報を活用するほか、市内の河川・道路・下水道に水位計・監視カメラ(水位情報システム)、消防局に設置された雨量計から、雨量と水位情報の収集伝達を行い、集中豪雨への対応、水防活動、指定避難所の開設など、局所的かつ迅速な水害応急活動に活用する。

2 集中豪雨への対応

集中豪雨については、降水短時間予報、高解像度降水ナウキャスト及び市内気象情報サービスの各雨量観測所雨量情報を活用し、時間降雨強度 60mm 程度以上が 10 分以上継続した場合(10 分間で 10mm 程度以上)には、緊急事態として、要配慮者の救援救護、アンダーパス等の危険箇所の通行止め等の処置をとることとする。

第6 異常な現象発見時の通報

【総括部】

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

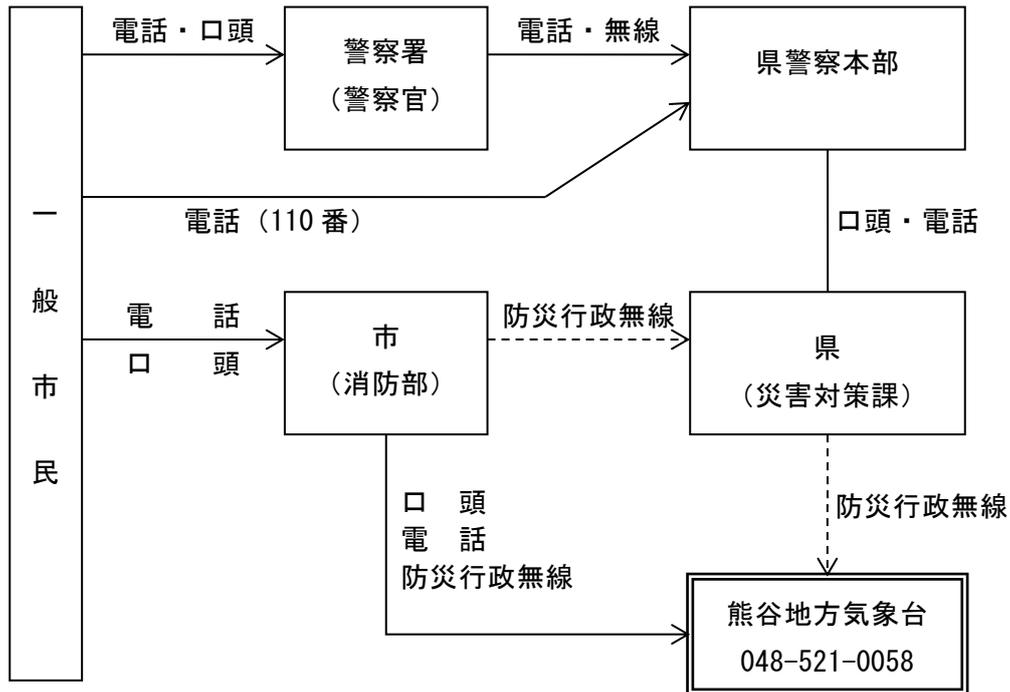
災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。(災害対策基本法)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない。(同条第3項)

2 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、埼玉県地域防災計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。



(「埼玉県地域防災計画 資料編」より一部修正)

図 1-2-11 異常現象の通報・伝達経路

3 前項通報の中で気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等

(2) 地震に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

4 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

第7 消防法に定める火災警報と火災情報

【総括部、消防部】

火災警報とは、市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表する。

火災情報について、消防部は、災害発生後、直ちに署所からの伝達情報、高所カメラ等、巡回による状況把握、参集職員の途上の情報、119番受信時の情報、駆け込み通報等による積極的な情報把握に努める。

また、埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県に対し支援を要請し、空からの情報収集に努める。

消防部は、これらの火災情報を市本部（情報統括班）に報告し、市本部は、区本部に伝達する。

特に、火災等の進展予測により、住民を避難させる必要があると判断したときは、市本部に通報し、各消防署は、火災などの進展予測、避難を必要とする地域、避難の安全方向等の必要な情報を、区本部に通報する。

第8 人的被害情報

【各部、情報・避難部】

大規模な風水害発生時には、広域的あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。

また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して、柔軟に対応することが重要となる。

各部は、担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害の情報を収集し、情報統括班に報告する。情報統括班は、報告された人的被害の情報を整理分析し、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

情報統括班は、各部からの情報、警察署及び防災関係機関から収集した情報に基づき、人命救助に関する情報に遺漏がないよう把握する。

また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し、被害の発生状況を把握する。

1 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報の錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。

- (1) 職員からの情報
- (2) 市役所、区役所、支所、消防署等への市民からの情報
- (3) 消防部からの傷病者救護状況に関する情報など
- (4) 指定避難所からの被災者情報
- (5) 各地区の自治会、自主防災組織等の住民組織からの情報
- (6) 医療機関からの傷病者救護状況情報
- (7) 警察署、その他の防災関係機関からの情報

2 人的被害に関する情報

人的被害に関する情報は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

- (1) 死者の情報
- (2) 建物倒壊等による生き埋め情報
- (3) 傷病者発生情報
- (4) 行方不明人・安否不明者の情報

第9 一般建築物被害情報

【各部、情報・避難部、区本部】

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における応急対策の実施の上で重要である。このため、本市域全体の被害状況を速やかに把握することが求められる。

浸水・家屋流出等の被害が確認された時、各部は、参集職員からの情報、高所カメラ等の情報、自主防災組織からの情報、関係機関からの情報等を収集し、情報統括班に報告する。情報統括班は、これらの建築物の被害情報を整理・分析し、本市域全体の被害状況を把握して、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

第10 公共土木・建築施設被害情報

【各部】

本市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以降「公共施設」という）の被害については、基本的には施設管理者（指定管理者含む。）が速やかに被害調査を実施する。被害状況は、現地写真等により記録するとともに所管の部に報告する。被害状況各部はこれらの公共土木・建築物被害情報を情報総括班に報告する。情報統括班は、これらの公共土木・建築物被害情報を整理・分析し、本市域全体の被害状況を把握して、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

また、国、県等の管理する公共施設の被害については、各部が各関係機関から災害情報を把握する。

第11 ライフライン被害情報

【総括部、水道部、施設復旧部】

浸水等により、ライフラインに被害があった場合は、上水道の被害については水道部が被害調査を実施し、下水道については、施設復旧部が被害調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。その他のライフラインについては、総括部が各事業者から被害状況を把握する。総括部、水道部、施設復旧部はライフラインの被害情報を情報総括班に報告する。情報統括班は、これらのライフライン被害情報を整理・分析し、本市域全体の被害状況を把握して、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

ライフラインの復旧情報については、復旧の時期・場所・規模等を明らかにして、市民への情報提供ができるように被害状況と同様の手順で復旧情報を把握、報告・伝達する。

第12 公共交通施設被害情報

【復旧計画部】

復旧計画部（都市計画統括班）は、鉄道管理者から交通施設の浸水等被害及び運行・復旧に関する情報を把握する。

また、バス等の公共輸送機関の被害状況、運行・復旧に関する情報を各関係機関から収集し、その状況を把握する。復旧計画部は公共交通施設の被害情報を情報統括班に報告する。情報統括班は、これらの公共交通被害情報を整理・分析し、本市域全体の被害状況を把握して、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

第13 その他の被害情報

【各部】

その他の被害の情報収集は、基本的には公共交通等施設被害の情報収集と同様の方法により、担当する各部が関係機関、関係団体から把握する。

その他の被害としては、商業、工業、農業等が挙げられる。

第14 被害調査

【総括部、財政・被害調査部】

被害調査班は、現地調査を実施して、速やかな災害対策を実施する要否の判断材料とする。

情報統括班は状況に応じて気象水防情報を収集・分析する。災害の発生のおそれがある、又は災害が発生しつつあると判断される場合、本部長は速やかに、被害調査班による現地調査の実施を指示する。

第15 被害状況等の報告

【総括部、各部】

被害状況等の報告は、次のとおりとする。

1 情報統括班への報告

各部は、オペレーションルームの情報連絡員を通じて、収集した被害調査結果を、情報統括班へ報告する。

2 県への報告

県への報告は、災害の発生と経過に応じて埼玉県災害オペレーション支援システムにより報告するものとし、システムダウンした場合は、県防災行政無線で行う。

(1) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。

ア 発生速報

概要について被害発生直後に行う。

イ 経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示がある場合のほかは、3時間ごとに行う。

(2) 確定報告

別に定める被害の判定基準を参考として、被害状況調により、被害のあった日から7日以内に報告する。

なお、死者及び重傷者等が発生した場合は、本籍、住所、氏名、年齢、性別、障害の程度を附記する。

表 1-2-14 被害調査の報告先

		被害速報	確定報告	
県の警戒体制・初動体制・ 緊急体制・非常体制	体制後	さいたま県税事務所 TEL 822-5140 FAX 822-4381 防災行政無線 83-227 FAX 83-960	県さいたま県税事務所	
	体制前	勤務時間内	県災害対策課 TEL 830-8181 防災行政無線 6-8181 FAX 830-8159	
		勤務時間外	県危機管理防災部宿直室 TEL 830-8111 防災行政無線 70-111 FAX 830-8119	

3 県へ報告できない場合の措置

本市が、県に報告できない場合の被害状況等の報告先は、次のとおりである。

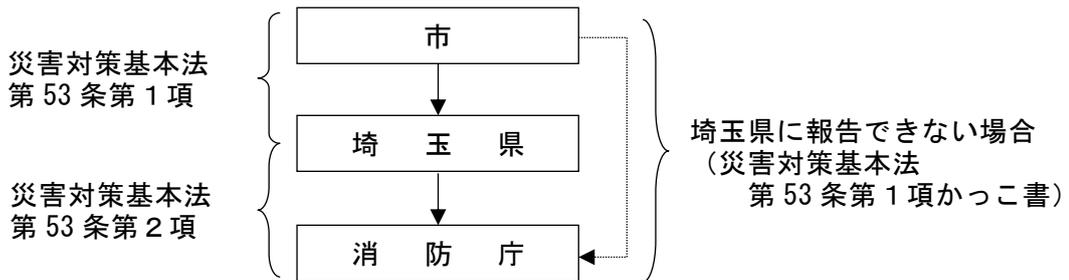


図 1-2-12 本市が県に報告できない場合の報告先

表 1-2-15 消防庁への報告先

区分		平日 (9:30~18:30) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

第16 情報の共有と記録

【秘書・広報部、情報・避難部】

危機管理センター及び区民情報センターには、ホワイトボード等を設置し、被災状況、災害対策の情報、復旧状況などの収集・整理された最新の情報を常に提示し、情報の共有を図る。

また、情報・避難部は、これらの時系列で変化する情報を記録する。

また、秘書・広報部（広報班）は、インターネット等により市民・事業所への広報を行うとともに、情報・避難部は、防災拠点や主要駅等主要施設に情報を伝達し、伝達した情報を掲示板等により掲示することを依頼する。

第3節 市民への広報広聴活動

表1-2-16 市民への広報広聴活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 広報に関して関係機関との連携
秘書・広報部 (広報班)	① 災害広報資料の収集 ② 市民への広報 ③ 被災者への広聴活動 ④ 帰宅困難者への広報
保健衛生部	① ベットとの同行避難者への広報
福祉部	① 福祉施設及び要配慮者への広報
経済部	① 外国人への広報
区本部	① 在宅の要配慮者への広報 ② 帰宅困難者への広報 ③ 市民への災害情報の提供

災害発生時には、被災地区や周辺区域の市民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある。このため、広報班は、迅速かつ的確な広報活動を実施する。

第1 広報活動の方針

【総括部、秘書・広報部】

災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知し、これらの情報を共有するように努める。

1 広報の連絡系統

広報の連絡系統は、広報班から発信されるインターネット情報等に加えて、災害情報収集伝達体制(本章第2節第1)に示すように、区民情報センター等より市民へ情報提供を行うものとする。

2 災害広報の方法

災害に関する情報及び災害対策状況のうち市民に必要な広報手段は、インターネッ

ト、防災行政無線、メール配信、公用車による広報、各防災拠点での掲示板等とし、市民・事業所等との情報共有を図る。

また、災害時の広報については、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、その時点で活用できる様々な広報手段を効果的に用いて、市民等(避難者・指定避難所外の被災者・市外避難者等)に適宜、的確に周知するよう努める。

第2 災害広報資料の収集

【秘書・広報部】

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、また関係機関等の協力を得て収集する。

- 1 広報班が撮影した災害写真、災害ビデオ
- 2 市の関係機関、県、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
- 3 報道機関等による災害現地の航空写真
- 4 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他各班において入手（取得）した写真等

第3 初動期の広報

【秘書・広報部】

災害直後の広報は、本市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

1 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- (1) 地震発生と被害状況
- (2) 市本部の震災対策状況
- (3) 住民に対する避難指示等に関する事項
- (4) 災害救助活動状況
- (5) 電気、ガス、水道等の状況
- (6) 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況
- (7) 電話の通話状況
- (8) 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- (9) 支援情報（指定避難所、医療救護所、支援物資の配布、給水・給食、ペットの同行避難、その他避難生活情報）
- (10) 流言、飛語の防止に関する情報

2 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) メール配信（緊急速報メール、防災行政無線メール）による広報
- (3) テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の報道機関への情報提供による広報
- (4) 公用車による広報
- (5) SNS 等

第4 生活再開時期の広報

【秘書・広報部、区本部】

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。

1 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

(1) 災害直後

災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、指定避難所を中心に広報する。

- ア 電気、ガス、水道等の復旧状況
- イ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報
- ウ 公共交通機関の復旧情報
- エ 生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報）
- オ 安否情報
- カ 相談窓口開設の情報
- キ 災害関連の行政施策情報
- ク 通常の行政サービス情報

(2) 生活再開時

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。

(3) 生活再建時

指定避難所での避難生活から仮設住宅等での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。

- ア 災害関連の行政施策情報
- イ 通常の行政サービス情報

2 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として、非常に有効であることから、迅速に災害時の広報紙を発行する。

(1) 指定避難所の市民への広報

- ア 広報紙の配布
- イ 掲示板への掲出（広報紙・伝達情報等）
- ウ 避難所担当職員による広報（説明）

指定避難所との相互情報伝達には、移動系防災行政無線、電話、ファックス、テレビ、インターネット等を利用する。

(2) 指定避難所外の市民への広報

- ア 市役所、区役所、支所、公民館等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
- イ 広報手段

広報伝達手段は、掲示板への掲出、広報紙の配布、公用車による広報、防災行政無線、メール配信、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞等あらゆる情報媒体を活用する。

(3) 市外避難者への広報

- ア 当初はFAX、インターネット、報道機関への情報提供による広報
- イ その後、避難先自治体等と連携を図り、広報紙配布の委託や広報紙の市外郵送サービスをできるかぎり迅速に実施する。

第5 要配慮者への広報活動

【福祉部、経済部、区本部】

聴覚・視覚障害者や、外国人などの災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して、広報に努める。

1 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでのデータ放送、手話放送テロップ等により広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

2 外国人への広報

被災外国人に対しては、さいたま観光国際協会と連携を図り、広報に努める。
また、報道機関に多言語による広報の協力を要請し、情報が行き届くよう努める。

第6 帰宅困難者への広報

【秘書・広報部、総括部、区本部】

災害発生時に、交通機関が停止した際に発生が予想される帰宅困難者に対する広報については、次のとおりである。

1 市域外における帰宅困難者への広報

発災時刻によっては、市域外に通勤通学者が取り残されることが予想されるため、災害用伝言ダイヤル 171 等を利用した安否等の確認方法について平常時より周知を行う。

また、関係機関及び九都県市の連携による帰宅困難者への情報提供を行う。

2 市内に残った帰宅困難者への広報

鉄道事業者・警察と連携し、市内に残された帰宅困難者に対し、次の広報を実施する。

- (1) 被災状況
- (2) 交通機関の復旧状況
- (3) 一時滞在施設、指定避難所
- (4) その他必要事項

第7 広聴活動

【秘書・広報部】

被災者の要望等を広く収集するため、広聴活動を実施する。

1 被災者に対する広聴活動の実施

初動期は、災害発生状況や被害状況に関する問合せや災害応急対策を求める市民からの通報、問合せ等の受付処理を行う。その後、必要に応じ、被災者に対する個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば、県に広聴活動の協力を要請する。

2 県の広聴活動への協力等

- (1) 情報収集や提供等、県が震災後に設置する災害情報相談センターの業務に協力する。
- (2) 必要に応じて、県ホームページにアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

3 県、市町村、関係団体の連携確保（災害相談連絡会議の設置等）

県、市町村及び関係団体は、災害後の連携体制を強化するため、災害後早期に、災害情報相談センターにおいて、災害相談連絡会議を開催する。災害相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

第4節 市民の各種相談窓口

表1-2-17 市民の各種相談窓口に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 相談窓口設置に関する協力 ② 市民からの問合せ対応
市民部 区本部	① 被災市民に対する相談窓口の設置 ② 女性や子どもに対する相談窓口の設置

災害後の市民意識や市民の要望を把握し、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、各部と相互に連携して市庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

また、外国人に対しボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

第1 各種相談窓口の設置

【各部、市民部、区本部】

区本部は、被災者からの要望、相談等に対し、総合相談窓口を開設し、速やかに関係各部及び関連機関に連絡して早期解決に努める。

関係各部は区各班と協力して、次のような各種相談窓口を設置する。

- 1 市役所、区役所、支所、公民館等での相談窓口の設置
- 2 指定避難所の巡回相談
- 3 電話相談窓口の設置

照会、連絡や相談窓口の設置状況などの連絡については、電話及びFAX等で対応する。

- 4 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

本市、県及び国等による支援事業についての相談及びあっせんについて実施する。

また、関係各部は、被災した女性や子どもの心身の健康を守るために、女性や子どものための相談窓口を開設し、女性や子どもの健康問題や育児相談・支援に取り組む。

第2 相談の内容

【各部】

相談の内容は、次のとおりとする。

1 生活再建相談

生活再建のための経済支援、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- (1) 罹災証明書、被災届出受理証の発行
- (2) 義援金、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- (3) 倒壊家屋の処理
- (4) 住宅の応急修理、応急仮設住宅・公営住宅への入居
- (5) その他生活相談

2 事業再建相談

本市、県及び国が実施する事業再建に関する支援事業について、相談及びあっせんを行う。

また、県及び国の支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- (1) 中小企業関係融資
- (2) 農業関係融資
- (3) その他融資制度

3 個別専門相談（法律、医療）

(1) 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

(2) 健康相談

心身の健康に係わる問題など、健康相談を実施する。特に、震災による悲しみや恐怖、不安、ストレスなど心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするための電話相談、面接相談を行う。

4 ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

5 消費生活相談

災害発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、本市の広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

6 安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。

また、その照会手続き等について検討する。

併せて、必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その

安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

7 市民からの問合せ対応

各部が市民からの問合せを受けた場合には、的確な相談窓口へと繋げなければならない。

また、各部全体の共通の事項については、統一した回答や対応ができるように、市本部より統一見解等の方針を各部に伝達する。

第5節 報道機関への情報提供

表 1-2-18 報道機関への情報提供に係る実施項目

担当部署	実施項目
秘書・広報部 (広報班)	① 報道機関への災害情報の提供 ② プレスセンターの開設 ③ 災害情報の報道依頼

市民が、適切な判断により行動がとれるようにテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

第1 災害情報の提供

【秘書・広報部】

広報班は、プレスセンターを開設し、報道機関に対し、災害情報を提供する。

1 災害情報の内容

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。個人情報等の公開については、十分に配慮の上実施する。

- (1) 地域の被害状況等に関する情報
- (2) 市における避難に関する情報
 - ア 避難の指示に関すること
 - イ 避難施設に関すること（ペットの同行避難を含む）
- (3) 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ア 医療救護所の開設に関すること
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ウ 電気、水道等の復旧に関すること
- (4) その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
 - ア 給水及び給食に関すること
 - イ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
 - ウ 防疫に関すること
 - エ 各種相談窓口の開設に関すること

2 プレスセンターの開設

広報班は、報道機関等に提供するためのプレスセンターを庁舎内特別会議室に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問合せ等に対応する。

第2 災害情報の報道依頼

【秘書・広報部】

広報班は、災害に関する情報を、テレビ、ラジオ等の報道機関へ報道の依頼をする。

テレビ、ラジオについては、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ、CityFMさいたまに対し放送を要請する。

第6節 情報システムがダウンした時の対応

表 1-2-19 情報システムがダウンした時の対応に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部 区本部	① 情報連絡員による情報伝達

情報システムが被災した場合又は計画停電などで電源が長期に使用不能の場合、緊急の情報伝達手段も使用できなくなることが想定される。このような場合は、各部は情報連絡員を配置し、徒歩、自転車、バイク等による情報の伝達を行う。

情報連絡員による情報の伝達には、可能な限り共通の情報シート等を活用し、期日、発信元、受信先、返信の要否、関連部署、内容等、情報項目に漏れがないようにする。

第3章 相互協力

本市は、災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、支援物資の調達等の支援を要請する。

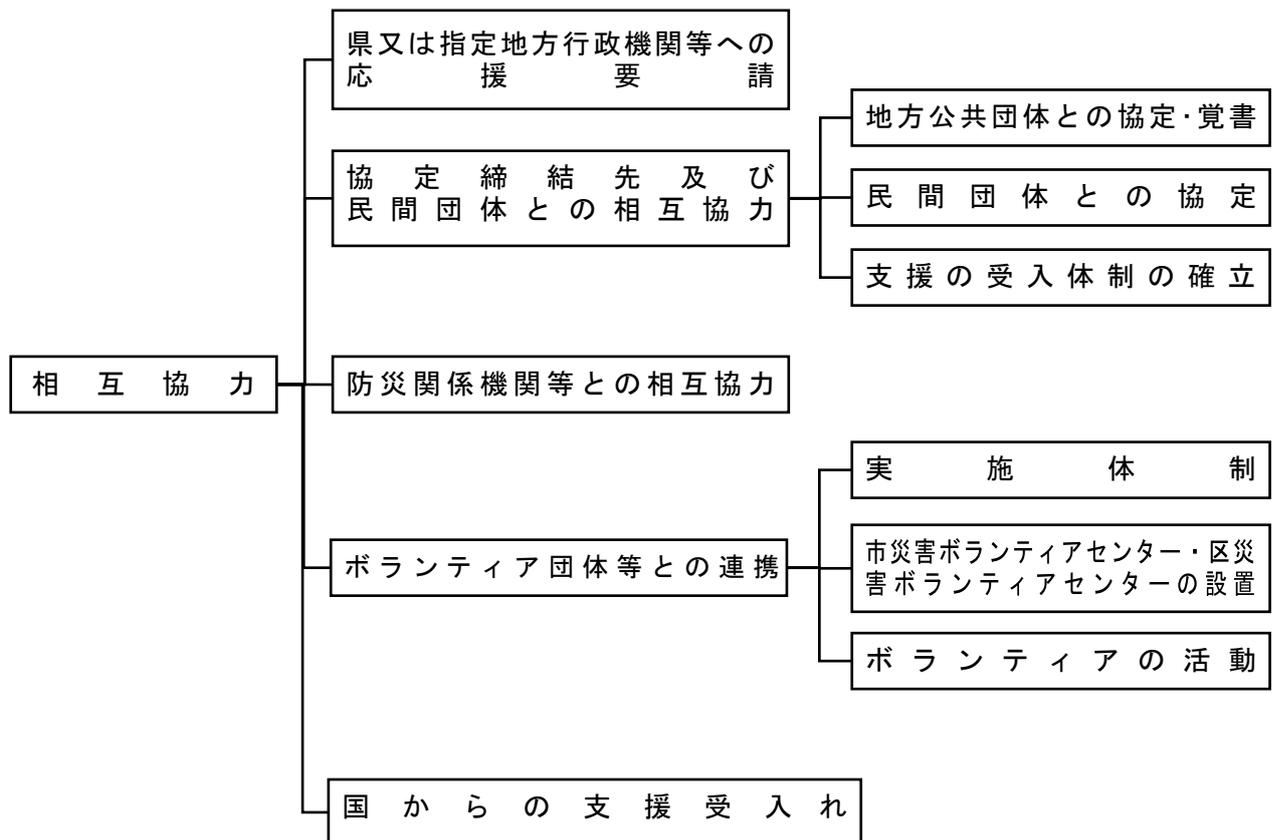


図1-3-1 相互協力に係る対策の体系

法律、協定に基づく支援協力の要請系統は、次のとおりである。

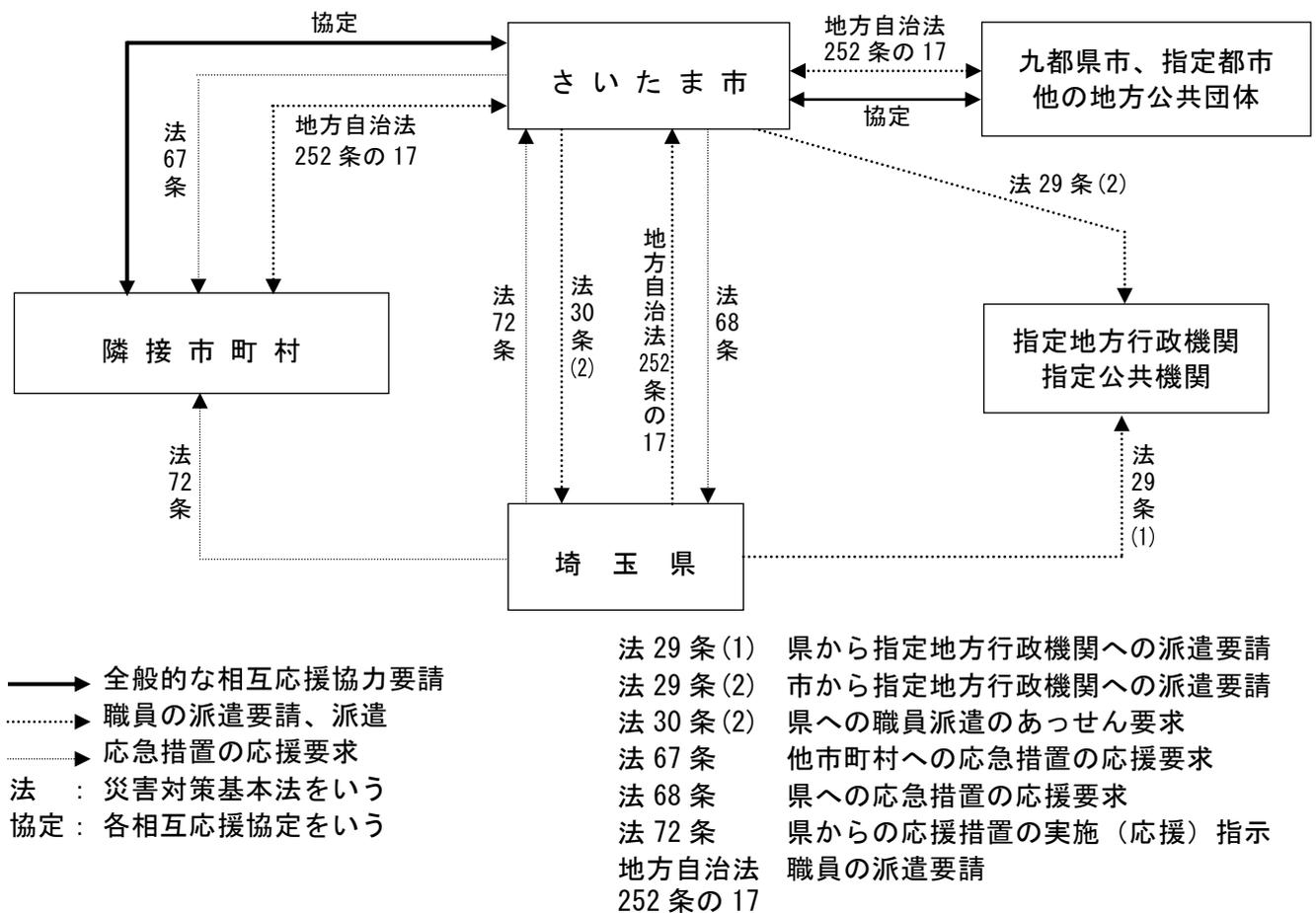


図1-3-2 支援協力の要請系統

第1節 県又は指定地方行政機関等への応援要請

表1-3-1 県又は指定地方行政機関等への応援要請に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 県又は指定地方行政機関等への応援要請

市長は、県知事又は指定地方行政機関、指定公共機関に、応援又は応援のあっせんを求める必要があると判断した場合、県に対し次表に掲げる事項を明記した文書をもって速やかに要請するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

なお、応援職員の執務場所は、さいたま市職員研修センターとする。

表 1-3-2 要請事項

要請の内容	事項	備考
県への応援要請又は 応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名 及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 (必要とする応急措置内容) 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請を 求める場合	第1部第4章 自衛隊の災害派遣	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関等、 他都道府県の職員又は他 都道府県の市町村職員の 派遣のあっせんを求める 場合	1 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人 員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法 第252条の17
日本放送協会さいたま放 送局、(株)テレビ埼玉、(株) エフエムナックファイブ 及びC i t y F Mさいた ま(株)に放送要請を求め る場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 希望する放送日時及び送信系統 その他必要事項	災対法第57条

第2節 協定締結先及び民間団体との相互協力

表 1-3-3 近隣市町村等及び民間団体との相互協力に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 関係各部における受入体制の確立
総括部	① 協定等に基づく地方公共団体への支援要請 ② 協定等に基づく民間団体への支援要請

市長は、九都県市、21 大都市、首都圏県都市長懇話会構成市、相互応援協定締結市及び民間団体等に支援を要請する必要があると判断した場合は、総括部は、あらかじめ締結している覚書及び協定に基づき、速やかに支援を要請する。

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、本市は支援の受入体制を確立する。

第1 地方公共団体との協定・覚書

【総括部】

地方公共団体との協定・覚書については、次の内容について協定・覚書を締結している。協定・覚書等は、【資料編第4部(広域連携・応援体制)】に示す。

表 1-3-4 地方公共団体との主な協定・覚書一覧

番号	協定・覚書
1	首都圏県都市長懇話会相互援助協定
2	災害時における避難場所相互利用に関する協定
3	災害時における相互応援に関する協定
4	21大都市災害時相互応援に関する協定
5	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書
6	九都県市災害時相互応援等に関する協定
7	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
8	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定
9	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定
10	危機発生時における相互応援に関する協定

第2 民間団体との協定

【総括部】

民間団体との協定については、次の内容について協定・覚書を締結している。協定・覚書の概要等は、【資料編第4部（広域連携・応援体制）】に示す。

表 1-3-5 民間団体との主な協定一覧

番号	協定・覚書
1	災害救助犬の出動に関する協定
2	多数の死者発生に伴う協定（棺等の供給協力など）
3	物資輸送の協定
4	災害発生に伴う災害時要援護者への一時収容場所の提供協定 （高齢者・身体障害者のうち介護を必要とする者）
5	災害発生に伴う帰宅困難者への一時収容場所の提供協定（要介護者以外）
6	災害時における施設等の提供協力に関する協定（車避難者対策など）
7	災害時における井戸水の供給に関する協定
8	災害時における応急復旧業務・工事の協定
9	災害時における医療救護に関する協定
10	災害時における応急生活物資の供給に関する協定
11	災害時緊急放送に関する協定（ラジオ放送局）
12	九都県市災害時における帰宅困難者支援に関する協定
13	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
14	災害時における協力に関する協定（アマチュア無線を活用した情報収集）
15	災害時における仮設トイレの供給に関する協定
16	災害時における飲料水等の提供に関する協定
17	災害時における家屋被害認定調査に関する協定
18	災害時における石油類燃料の調達に関する協定
19	災害時における二次避難所施設利用に関する協定
20	災害時における帰宅困難者受入れに関する協定
21	災害時におけるLPガスの提供に関する協定
22	災害時における動物保護活動に関する協定（避難所にいる動物の健康管理など）
23	災害に係る情報発信等に関する協定（市ホームページへのアクセス負荷軽減など）
24	災害時における人員の輸送に関する協定（バス）
25	災害時に必要な消火用水の確保に関する協定

第3 支援の受入体制の確立

【各部、総括部】

1 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

2 受入れへの対応

- (1) 受入窓口
- (2) 支援の範囲、区域及び制約条件
- (3) 担当業務
- (4) 支援の内容
- (5) 交通手段及び交通路の確保

第3節 防災関係機関等との相互協力

表 1-3-6 防災関係機関等との相互協力に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 応援部隊の受入れ
総括部	① 防災関係機関及び協定団体への支援要請

市長は、市災害対策本部が設置された場合、必要に応じて、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関などの防災関係機関及び協定団体に対し、速やかに支援を要請する。

防災関係機関への支援要請については、総括部が支援要請内容を明らかにした上で、所定の手続きを実施し、各部において受け入れる。

表 1-3-7 防災関係機関等一覧

区分	機関名	担当部署	区分	機関名	担当部署
国の機関	さいたま労働基準監督署	業務課	指定公共機関又は指定地方公共機関	埼玉県バス協会	事務局
	関東農政局 企画調整室	室長補佐（防災・災害・危機管理）		日本通運(株)埼玉支店	総務課
	大宮国道事務所	交通対策課 管理第二課		東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	業務総括グループ
	北首都国道事務所	管理課 戸田維持出張所		東日本高速道路	総合受付
	荒川上流河川事務所	防災対策課 西浦和出張所		首都高速道路	事務局
	関東地方整備局	防災室		東彩ガス	防災供給センター
自衛隊	陸上自衛隊第32普通科連隊	第3科		日赤埼玉県支部	代表
県の機関	県災害対策課	災害対策担当		東京ガス(株)	埼玉支社
	県さいたま県税事務所	総務・防災担当		日本放送協会さいたま放送局	企画編成部
	県さいたま県土整備事務所	道路部道路環境担当 河川部		(株)テレビ埼玉	報道部 総務経理部
	県さいたま農林振興センター	地域支援担当（企画・管理）		(株)エフエムナックファイブ	編成業務部
警察	さいたま市警察部	総務課		(一社)埼玉県トラック協会	事務局
	浦和警察署	警備課		(一社)埼玉県トラック協会浦和支部	事務局
	浦和東警察署	警備課		(一社)埼玉県トラック協会大宮支部	事務局
	浦和西警察署	警備課		(一社)埼玉県トラック協会岩槻支部	事務局
	大宮警察署	警備課		(一社)埼玉県LPガス協会さいたま支部	事務局
	大宮東警察署	警備課		(一社)浦和医師会	事務局
	大宮西警察署	警備課		(一社)大宮医師会	事務局
	岩槻警察署	警備課		(一社)さいたま市与野医師会	事務局
指定公共機関又は指定地方公共機関	さいたま中央郵便局	総務課		(一社)岩槻医師会	事務局
	東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	安全対策室（平日昼間） 当直（土休日夜間）		(一社)浦和歯科医師会	事務局
	東武鉄道(株) 東武大宮駅	東武大宮駅	(一社)大宮歯科医師会	事務局	
	埼玉新都市交通(株) 大宮駅	本社運輸部（平日昼間） 大宮駅（常時）	(一社)与野歯科医師会	事務局	
	埼玉高速鉄道(株)	安全管理課（平日昼間） 指令所（夜間休日）	(一社)さいたま市薬剤師会	事務局	
	東日本電信電話(株)埼玉事業部	災害対策室	さいたま商工会議所	総務部	
			埼玉県石油業協同組合浦和支部	副支部長	
		さいたま市管工事業協同組合	安全・衛生担当		
			医師会		
			その他関係機関		

第4節 ボランティア団体等との連携

表 1-3-8 ボランティア団体等との相互協力に係る実施項目

担当部署	実施項目
市民部	① 社会福祉協議会との連携によるボランティアの確保 ② 災害ボランティアセンターの設置・運営
各部	① 専門ボランティアの受入窓口の設置
区本部	① 区災害ボランティアセンターの設置・運営

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるように、市社会福祉協議会と緊密な連携を図り、ボランティアの受入れ及び情報等の連絡・報告を迅速かつ的確に実施する。

第1 実施体制

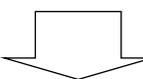
【市民部】

本市は、市社会福祉協議会と連携を図り、災害ボランティアセンターを設置する。
災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会が主体となって、市と協力して行う。

なお、活動体制等の詳細は、「さいたま市災害ボランティアセンター設置・運営マニ

マニュアル」及び「区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に定め、実施していくものとする。

表 1-3-9 活動の流れ

時間経過	時期区分	活動の流れ	活動の主な内容
発 災 3 時間 12 時間	初動体制確立期 応急対策期	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市災害ボランティアセンター 区災害ボランティアセンター の設置 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市災害ボランティアセンター 区災害ボランティアセンター の運営 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況確認 ・災害ボランティアセンターの設置 ・ボランティアニーズの把握 ・ボランティアの募集、受付 ・ボランティアニーズとのマッチング ・ボランティアの送り出しと報告 ・関係機関との連絡調整 ・ボランティアに関する情報発信

第 2 市災害ボランティアセンター・区災害ボランティアセンターの設置

【市民部、各部、区本部】

市災害ボランティアセンターは、関係機関や区災害ボランティアセンター等との連絡調整、ボランティア募集の広報等、ボランティアセンターの運営に係る統括及び総合調整を行う。

区災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入窓口を設置し、参加申込みの受け付けや支援ニーズとボランティア活動のマッチング等、ボランティアのコーディネート業務を行う。

また、専門ボランティアについては、原則として各所管、関係団体等を通じ、受付、派遣等を行うこととし、必要に応じ災害ボランティアセンターとの連携を図る。

1 災害ボランティアセンターの設置基準の目安

本市が災害救助法の適用を受けた場合又はそれに相当する災害が発生した場合

2 災害ボランティアセンターの設置場所

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会内に設置することとするが、被災状況により使用できない場合は、市本部近傍の施設に設置する。区災害ボランティアセンターは、被害の状況に応じて、区役所等公共施設のほか、協力を得た寺院や地元企業等に設置する。

3 ボランティアの種別及び受付窓口

表 1-3-10 ボランティアの種別及び受付窓口

種別	資格・職能
一般ボランティア	被災者のボランティアニーズに合わせて活動する個人・団体 (以下の資格、職能に基づいて活動をする者を除く。)
専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者(担当) ①医師(保健衛生部) ②看護師(保健衛生部) ③保健師(保健衛生部) ④薬剤師(保健衛生部) ⑤歯科医師(保健衛生部) ⑥歯科衛生士(保健衛生部) ⑦栄養士(保健衛生部) ⑧精神保健福祉士(保健衛生部) ⑨臨床心理士(保健衛生部) ⑩応急危険度判定士(施設復旧部) ⑪被災宅地危険度判定士(復旧計画部) ⑫外国語翻訳・通訳(経済部) ⑬獣医師(保健衛生部) 資格・職能を有している者(担当) ①アマチュア無線技士(総括部) ②大型運転免許所有者(施設復旧部) ③オペレーター(施設復旧部) ④手話通訳(福祉部) ⑤建設作業員(施設復旧部) ⑥その他(各部)

4 市災害ボランティアセンターの役割

- (1) 市本部との連絡調整に関すること
- (2) 県社会福祉協議会、他市町村社会福祉協議会及び民間ボランティア団体等との連絡調整に関すること
- (3) ボランティアに関する情報発信・問合せ窓口に関すること
- (4) 区センターとの連絡・調整・支援に関すること
- (5) その他関係業務に関すること

5 区災害ボランティアセンターの役割

- (1) ボランティアニーズの把握に関すること
- (2) ボランティアの受入れと派遣調整に関すること
- (3) 市センター及び区本部との連絡調整に関すること
- (4) その他連絡調整に関すること

第3 ボランティアの活動

【市民部】

1 ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は、地域で把握されたボランティアニーズに基づき行う復旧作業や生活支援などである。ただし、高所作業等、危険の伴う活動は除く。

2 ボランティアの要請

各部は、各被災地及び指定避難所等の現状を把握し、必要とする各種のボランティアを災害ボランティアセンターへ要請する。

3 市本部との調整

ボランティアの活動において、市本部との調整を必要とする場合は、市災害ボランティアセンターがその調整を行う。

なお、ボランティアのきめ細かさ、機敏性、柔軟性等のボランティア活動の特性を發揮できるよう、行政の過度の関与は避け、自主性を尊重するよう留意する。

第5節 国からの支援受入れ

表 1-3-11 国からの支援受入れに係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 国からの支援受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。本市及び県は、国からの支援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分發揮できるよう体制を確立する。

【総括部】

本市が受入れのために行う事項は、次のとおりである。

1 受入体制の整備

- (1) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- (2) 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

2 支援受入れの対応

- (1) 受入窓口
- (2) 支援の範囲又は区域
- (3) 担当業務
- (4) 支援の内容

3 主な支援受入れの対象

- (1) 自衛隊の災害派遣
- (2) 警察の広域緊急援助隊等
- (3) 消防の緊急消防援助隊
- (4) 広域医療支援
- (5) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）
- (6) その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）

第4章 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、人命又は財産の保全のための災害応急対策又は災害復旧等を実施することが困難であると判断した場合、法律等に基づき、速やかに県知事へ自衛隊の派遣を要請する。

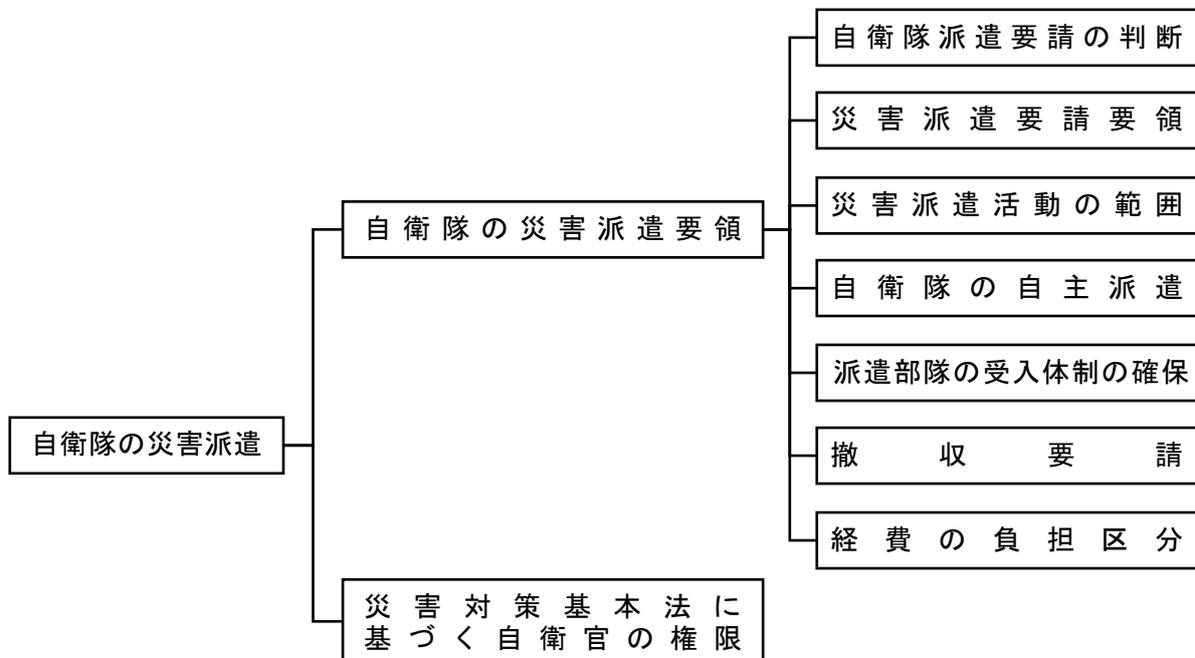


図1-4-1 自衛隊の災害派遣に係る対策の体系

第1節 自衛隊の災害派遣要領

表1-4-1 自衛隊の災害派遣要領に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 県知事への自衛隊の災害派遣の要請 ② 自衛隊の災害派遣に関する手続き ③ 自衛隊の受入準備及び受入れ ④ 自衛隊の撤収要請の手続き ⑤ 経費の負担

災害時における自衛隊の災害派遣の要領は、次のとおりである。

第1 自衛隊派遣要請の判断

【総括部】

市長は、災害の規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、人命又は財産の保全のための災害応急対策又は災害復旧等を実施することが困難であると判断した場合、法律等に基づき、速やかに県知事へ自衛隊の派遣要請を求める。

第2 災害派遣要請要領

【総括部】

- 1 自衛隊の災害派遣に関する手続きは、総括部本部班が担当する。
- 2 市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電話等により下記3に要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、県知事に要請できない場合は直接最寄部隊に通知し、所定の手続きを速やかに行う。

- 3 提出（連絡）先：県危機管理防災部危機管理課（提出部数：3部）

勤務時間内：830-8131、夜間・休日：830-8111（当直）

表1-4-2 記載事項

記載事項	
1	災害の状況及び派遣を要請する事由
2	派遣を希望する期間
3	派遣を希望する区域及び活動内容
4	その他、参考となるべき事項

表1-4-3 自衛隊連絡先

部隊名	連絡責任者、電話番号		所在地
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長 048(663)4241 内線435・437	部隊当直司令 内線402	さいたま市北区 日進町1丁目
陸上自衛隊化学学校 (大宮)	企画室長 048(663)4241 内線202・205	駐屯地当直司令 内線302・218	さいたま市北区 日進町1丁目
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 (入間)	運用第2班長 0429(53)6131 内線2233	司令部当直幕僚 内線2204・2209	狭山市稲荷山2 丁目3番地

第3 災害派遣活動の範囲

【総括部】

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産等の救援活動等緊急性・公共性があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

2 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

3 避難者等の搜索、救助

行方不明者、傷者等の搜索、救助（他の救援作業等に優先して実施する。）

4 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬

5 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路の損壊又は障害物がある場合の啓開、除去等

7 応急医療、救護及び防疫

被災者への応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は本市準備）

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び支援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

9 給食及び給水

緊急を要し他に適当な手段がない場合

10 入浴支援

衛生的、精神的な被災者の負担の軽減

11 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年 1 月総理府令 1 号）に基づき生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与

12 その他

市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第 4 自衛隊の自主派遣

【総括部】

自衛隊の災害派遣は、県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

- 1 大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 2 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 3 災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに県知事及び市本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

第5 派遣部隊の受入体制の確保

【総括部】

1 緊密な連絡協力

市長、県知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び県知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

市長及び県知事は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たり、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

5 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに次のような自衛隊受入体制を整備する。

- (1) 受入場所 : 浦和総合運動場、三橋総合公園
- (2) ヘリコプター発着場所 : 共通編第2部第2章第6節第3「飛行場外離着陸場」に示す。

第6 撤収要請

【総括部】

市長は、部隊の撤収要請を行う場合は、市民の理解が得られるよう県知事及び派遣部隊の長等と協議して実施する。

第7 経費の負担区分

【総括部】

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と本市が協議する。

第2節 災害対策基本法に基づく自衛官の権限

表 1-4-4 災害対策基本法に基づく自衛官の権限に係る実施項目

担当部署	実施項目
自衛隊	① 災害対策基本法に基づく自衛官の権限の行使

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

（災害対策基本法第63条～65条、第82条及び第84条関係）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること。

（注）損失の補償

災害対策基本法第64条

さいたま市消防団員等公務災害補償条例

第5章 災害救助法の適用

市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法に基づく救助実施市の長として、同法の適用を決定し、応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

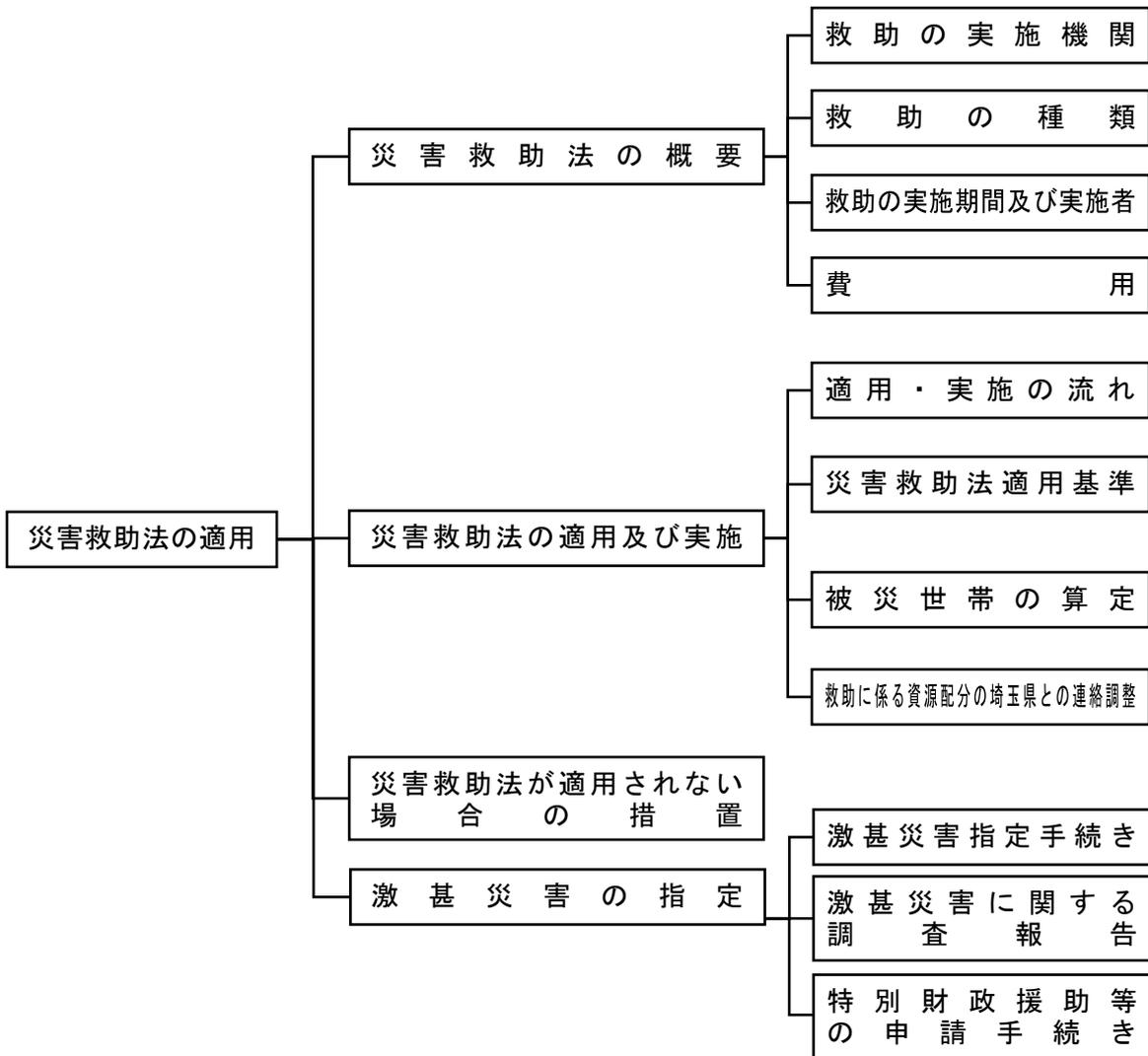


図1-5-1 災害救助法の適用に係る対策の体系

第1節 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で基準以上の被害が生じた場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

第1 救助の実施機関

【総括部、各部】

本市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市として、その権限と責任を踏まえ、国及び県との連携を図り、円滑かつ迅速に同法による救助を実施する。

第2 救助の種類

【総括部】

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護と社会秩序の保全のための応急的救助であるから、救助を受け得るのは経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

表1-5-1 救助の内容

救助の内容	
1	避難所及び応急仮設住宅の供与
2	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4	医療及び助産
5	被災者の救出
6	被災した住宅の応急修理
7	学用品の給与
8	埋葬
9	死体の捜索及び処理
10	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去

第3 救助の実施期間及び実施者

【総括部】

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長が定めることとされている。(災害救助法施行令第3条)

なお、本市における救助の実施者は市長であり、実施期間は次のとおりである。内閣総理大臣が定める基準による救助の適切な実施が困難な場合には、市長が、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができるとされている。(災害救助法施行令第3条の2)

表 1-5-2 救助の実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置及び収容	7日	本市
炊き出し及び食品の給与	7日	本市
飲料水の供給	7日	本市
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日	本市
医療及び助産	14日（但し、助産分娩した日から7日間）	本市及び日赤埼玉県支部
学用品の給与	教科書 1か月 文房具 15日	本市
被災者の救出	3日	本市
埋葬	10日	本市
仮設住宅の建設	着工20日	本市
住宅応急修理	3か月（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月）	本市
死体の捜索	10日	本市
死体の処理	10日	本市
障害物の除去	10日	本市

第4 費用

【総括部】

救助にかかる費用は、被災した本市が負担し、他自治体が本市の応援のために要した費用は、本市が請求を受け、本市から支払いを行う。（県内市町村の場合は、県を介して本市が請求を受け、本市から支払いを行う。）

なお、支弁した費用の額に応じて、国庫負担金が交付される。

第2節 災害救助法の適用及び実施

表 1-5-3 災害救助法の適用及び実施に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 災害救助法の適用及び実施 ② 災害救助法に関する情報の収集 ③ 内閣府への連絡 ④ 県との調整

本法による救助は、本市域又は市内のいずれかの区を単位に、原則として同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施される。

第1 適用・実施の流れ

【総括部】

1 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、直ちに内閣府に連絡し、災害救助法の適用を決定する。

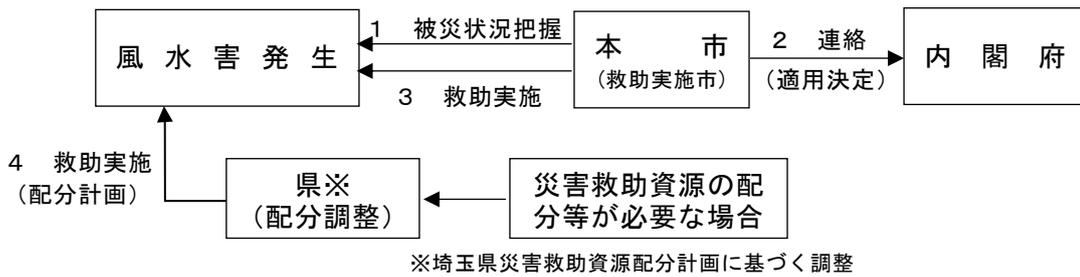


図 1-5-2 適用・実施の流れ（原則）

第 2 災害救助法適用基準

【総括部】

- 1 本市域で、150 世帯以上の住家が滅失したとき。
- 2 本市域の区域で、人口 50,000 人以上 100,000 人未満の区にあつては 80 世帯以上、人口 100,000 人以上 300,000 人未満の区にあつては 100 世帯以上の住家が滅失したとき。
- 3 県内の住家が滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であつて、本市域で 75 世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 県内の住家が滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であつて、本市の区域で、人口 50,000 人以上 100,000 人未満の区にあつては 40 世帯以上、人口 100,000 人以上 300,000 人未満の区にあつては 50 世帯以上の住家が滅失したとき。
- 5 被害が広範な地域にわたり、県内の住家のうち滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上であつて、本市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- 6 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救援を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 7 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- 8 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。

第 3 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあつては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

なお、被害の認定上の基準の概要は、次のとおりである。

- 1 「住家」とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

- 2 「世帯」とは、生計を1つにしている実際の生活単位をいう。
- 3 「全壊（焼）、流出」とは、住家が滅失したもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70%に達したものの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。以降本節において同じ）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。
- 4 「半壊（焼）」とは、住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。
- 5 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

第4 救助に係る資源配分の県との連絡調整

【総括部】

救助に係る資源のうち、県域における公平な供給を確保するため、広域的な調整が必要とされるものについては、本市を含む県内の複数市町村に同法の適用があった場合（本市の区域のみに適用があった場合を除く）は、「埼玉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、配分が行われる。

第3節 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第4節 激甚災害の指定

表1-5-4 激甚災害の指定に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部 区本部	① 激甚災害に関する調査の実施 ② 県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等への協力 ③ 激甚災害の指定を受けた際の関係調書等の作成

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けするため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

第1 激甚災害指定手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

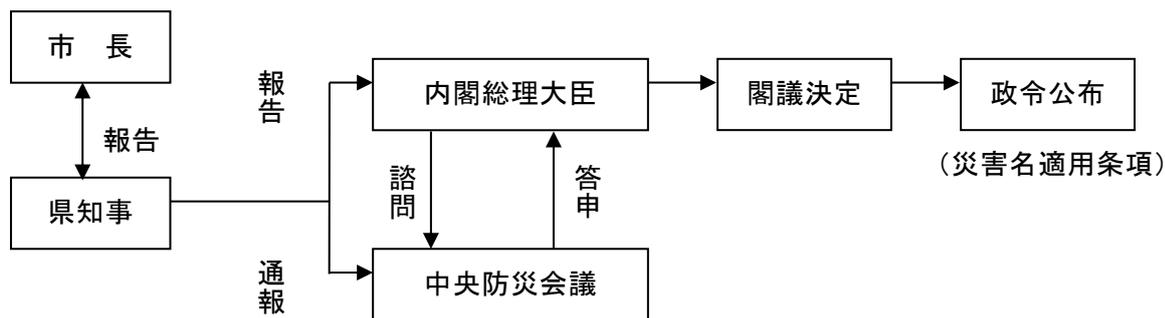


図 1-5-3 激甚災害の指定手続き

第 2 激甚災害に関する調査報告

【各部、区本部】

県知事は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

市長は、県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

県知事は、市長の報告及び前記各部の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

第 3 特別財政援助等の申請手続き

【各部、区本部】

本市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

激甚法に定められた事業は、県の関係部により、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他が実施される。

第6章 自主防災組織の活動体制

発災後直ちに地区レベルの応急活動が円滑に実施されるように、市民は被害の軽減を図り、自治会を中心とした自主防災組織は、本市及び防災関係機関と緊密な連携を図り、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急活動を実施する。

また、事業所は、防災コミュニティの一員として自主防災組織と協力し、地域における応急対策活動を展開する。

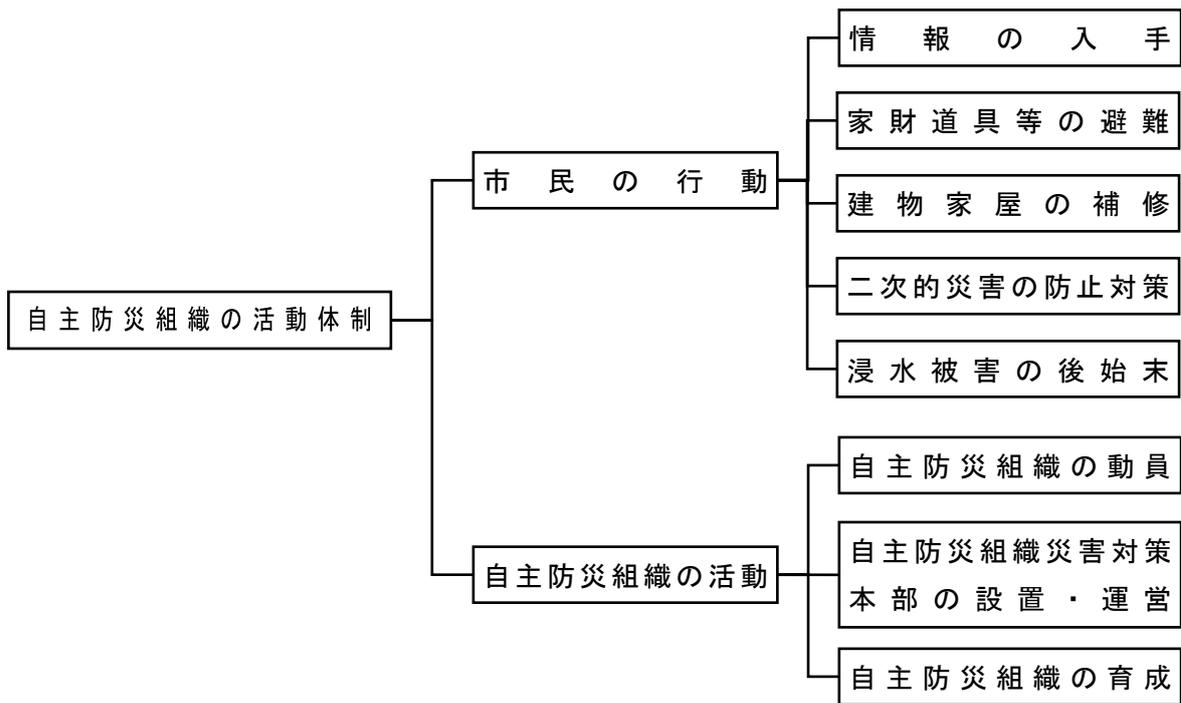


図1-6-1 自主防災組織の活動体制に係る対策の体系

第1節 市民の行動

表1-6-1 市民の行動に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部、消防部、区本部	① 市民への風水害に対する行動の啓発
市民	① 防災活動の実施

第1 情報の入手

【市民】

市民は内水氾濫による被害を軽減するために、ラジオ・テレビ・SNS などにより台風等の気象に関する正しい情報・知識を入手する。

また、家族と連絡をとり合い、安全を確認する。

第2 家財道具等の避難

【市民】

浸水被害が発生する前の準備として、特に浸水のおそれがある地域の住民は次のような対策を実施し、災害による被害の軽減に対処する。

表 1-6-2 浸水対策

浸水対策	
1	畳は高い台の上に積み重ねたり、押入の上段を利用する。
2	タンスは引き出しを抜き、高いところへ置く。
3	押入の下段のものは上段へ移す。
4	ガスの元栓を閉め、電源を切る。
5	溝や下水は流れを良くしておく。

第3 建物家屋の補修

【市民】

台風等の到来前には、市民により家屋の屋根、塀等の応急補修、飛来物の撤去・固定及び排水側溝の清掃等を実施する。

表 1-6-3 飛来物対策

飛来物対策	
1	窓ガラスが割れないように雨戸をしっかりと閉めて保護する。
2	たるんだ電線はあらかじめ電力会社に連絡しておく。
3	風で折れたりするおそれのある枝や木は切り落としておく。

第4 二次的災害の防止対策

【市民】

市民は、二次的災害を起こさないように、次の災害予防の実施を図る。

表 1-6-4 二次的災害防止活動

二次的災害防止活動	
1	破損した電気器具類、引き込み線、屋内配線からの漏電に対する注意。
2	危険物施設などで、配管の破損、危険物の漏洩に対する注意。
3	流出・倒壊のおそれのある建物及び周辺地域の立ち入り禁止。
4	盗難、事故などの注意。

第5 浸水被害の後始末

【市民】

風水害により被災した家屋の住民は、被災直後の危険性を十分考慮し、後始末を行う。特に、道路冠水により、マンホール、窪地、水路等が不明確なため、転落の可能性があるため十分注意しながら行う。

また、要配慮者は、高所避難した家財道具の片付け等も困難であるので、地域の住民が協力して後片付けを実施する。

表 1-6-5 浸水被害の後始末

浸水被害の後始末	
1	家の中の水を掃き出すこと。
2	消毒・汲み取りを依頼する。
3	家中を開け放し、通気を良くして乾燥させる。
4	床板、柱などの汚れは水で洗い流すか、水拭きしてから、乾燥させる。
5	水をかぶった食品は絶対に食べない。
6	衣類を洗濯し、漂白できる衣類は次亜塩素酸ソーダで殺菌する。
7	水につかった畳は外してよく乾燥させる。
8	こまめに石けんで手を洗う。
9	マスク、ゴーグル、長靴、長袖、長ズボン、ゴム手ぶくろで皮膚や粘膜を保護する。

第2節 自主防災組織の活動

表 1-6-6 自主防災組織の活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部、消防部、区本部	① 自主防災組織への風水害に対する行動の啓発 ② 自主防災組織の育成
自主防災組織	① 防災活動の実施

自主防災組織は、防災コミュニティの核となり、地域における防災活動で大きな役割を担う。そのため、自主防災組織は自主防災組織災害対策本部を設置し、市本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努める。

第1 自主防災組織の動員

【自主防災組織】

自主防災組織の会長は災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、被害の規模等を考慮した上で、防災発令連絡網に従った連絡を実施する。

また、昼夜間時を問わず必要最小限の人員の確保に努める。

第2 自主防災組織災害対策本部の設置・運営

【自主防災組織】

災害が発生し、かつ相当規模の災害が予想される場合、自主防災対策本部長は、被害状況の把握、設置場所の安全性の確認を行い、自主防災組織災害対策本部を設置する。

自主防災組織災害対策本部の実施責任者は、対策本部長（会長）とし、不在の場合は、副本部長（副会長）とする。

また、自主防災組織災害対策本部を設置した場合は、市本部（総務班）に報告する。

第3 自主防災組織の育成

【総括部、消防部、区本部、自主防災組織】

災害時における地域の自主的かつ組織的な防災活動力の向上を図るため、自主防災組織の結成促進並びに活動内容及び支援の充実を推進する。

1 自主防災組織の結成促進

自主防災組織は、市民が協力して自分たちの地域を守るという連帯感が保持される程度の規模の世帯数で組織されることが望ましく、具体的には既存の自治会等を単位として組織化されている。

本市は、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の結成促進に努めており、今後とも組織未結成の自治会への啓発活動を実施していく。

2 自主防災組織の活動内容充実

自主防災組織の活動内容及び組織編成の基本は、次のとおりであり、自主防災組織は地域の実状に応じた組織づくりと活動内容の充実に努める。

表1-6-7 自主防災組織災害対策本部の設置基準等

項目	記述
自主防災組織災害対策本部の設置基準	1 地域で相当規模の被害が予想される場合。 2 相当規模の災害が発生し、市本部が設置された場合。
自主防災組織災害対策本部の設置場所	自主防災計画で定める自治集会施設等

表1-6-8 基本的班別活動内容

班	平常時	災害時
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 防災計画の策定 年間の活動計画の策定 防災知識の普及・啓発 会の庶務及び経理 本市をはじめとした防災機関等との連携 各班合同の防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置及び運営 各班との連絡、調整
消火班	<ul style="list-style-type: none"> 出火防止、消火器等の消火技術の習得 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動 火災情報の本部及び関係機関への連絡
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関する情報の収集、記録 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達、広報活動、各区役所等とのパイプ役
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路・指定緊急避難場所・指定避難所の確認と危険箇所（川、ブロック塀等）の点検 自治会区域内及び周辺の防災マップ作成 人員名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 人員確認 指定避難所の設置協力 住民の避難誘導
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の把握 救護活動を行うための資機材の技術習得や応急手当訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の安全確保、救援 救援救護班詰所の設置及び運営 負傷者の救護 医療機関との連携 支援物資受入れ、配分
給水給食班	<ul style="list-style-type: none"> 給食・給水活動の訓練 地元食料販売者等との食料供出の協定 地域にある井戸の把握 ※飲料水として使用できる場合は、指定井戸の届け出を行う。 ※飲料水として利用できなくても生活用水としての活用を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水の調達、配分

(注) 災害時には、分担表の任務以外でも各班とも協力し合い、連携をとりながら臨機応変の措置を行う。

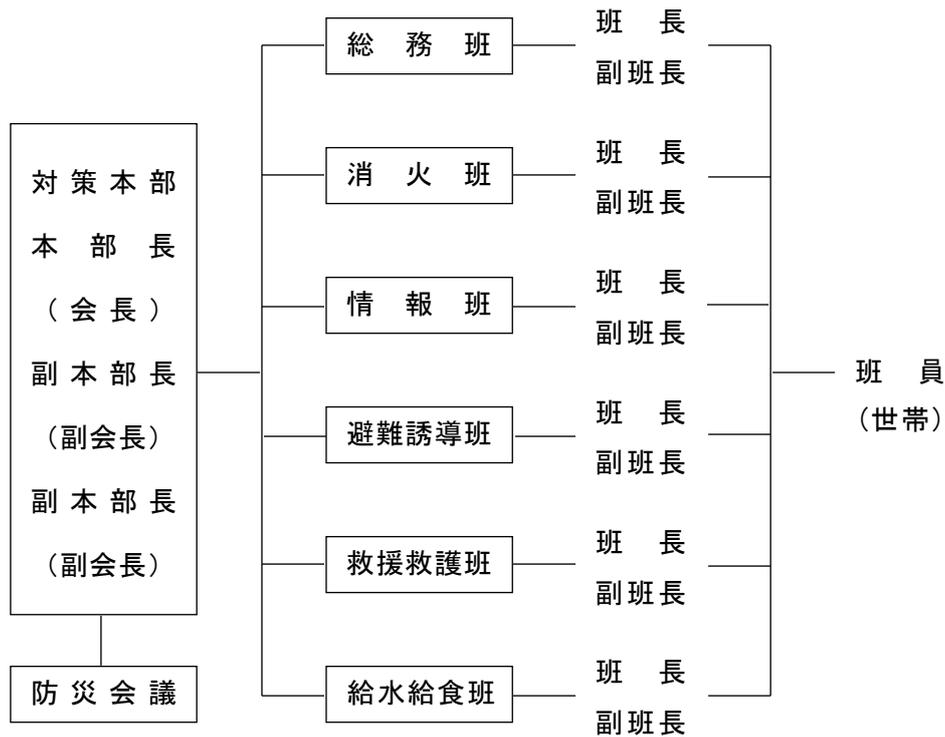


図 1-6-2 基本的な自主防災組織の組織表

表 1-6-9 活動内容の各班共通事項

活動内容の各班共通事項	
1	防災計画の策定
2	防災訓練の実施
3	関係資機材等必要物資の調達及び管理
4	災害時は、各班とも協力し合い、連携をとりながら臨機応変の措置を実施する。
5	自治会区域内及び周辺の防災マップの作成
6	自治会区域内の人員名簿の作成

表 1-6-10 自主防災組織の動員基準 (例)

発令区分	事態の規模	本部	編成規模
1号体制 (警戒体制)	・災害の発生が予想される場合 ・小規模の災害	設置しない	1 会長 2 副会長 3 会計 4 総務班 (副) 長 5 情報班 (副) 長 等
2号体制 (非常配備体制)	現に災害が発生しつつあり、かつ相当規模の災害が予想される場合	設置する	1 会長 2 副会長 3 会計 4 総務班 (副) 長、班員 5 情報班 (副) 長、班員 6 消火班 (副) 長、班員 7 避難誘導班 (副) 長、班員 8 救出救護班 (副) 長、班員 9 給食給水班 (副) 長、班員
3号体制 (特別非常配備体制)	大規模な災害	設置する	防災2号に加え、一般会員が防災組織に入る。

3 自主防災組織の育成強化

本市は、自主防災組織の育成強化のため、次に示すような支援を実施しており、今後とも支援内容の充実に努める。

(1) 技術的指導の実施

自主防災組織は、地域住民によって自発的に結成される組織である。本市では、自主防災組織が実施する防災訓練の際に消防職員による消火器の取扱方法などの技術的指導を実施している。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成を目的として、防災アドバイザーの養成や関係機関の協力体制の確立に努め、リーダー研修会の開催や、各種パンフレットの作成・配布を実施している。

(3) 補助金の交付及び資機材等の整備

本市は自主防災組織の活動及び資機材等の整備に対し、次のような補助金の交付を実施している。

- ア 防災対策用資機材購入に対する補助
- イ 防災対策用指定井戸の水質検査に対する補助
- ウ 組織の運営に対する補助（組織割及び世帯割の合計金額）
- エ 防災訓練に対する補助

(4) 自主防災組織のネットワーク化

本市では、全自主防災組織によって、さいたま市自主防災組織連絡協議会が設置されており、地域防災力向上セミナーを実施している。引き続き、自主防災組織間の情報交換等のネットワーク化を強化するとともに、自主防災組織未結成の自治会への啓発活動も合わせて実施していくよう努める。

(5) 避難所運営委員会の設置推進

本市は、災害時の指定避難所の運営に備えて、自主防災組織及び自治会、施設管理者などが、平常時から協議や活動を行うための避難所運営委員会の設置を推進する。

なお、避難所運営委員会には女性の参画を推進し、指定避難所での生活における男女のニーズの違いに配慮するとともに、日ごろから性別や年齢等にかかわらず、意見を述べ合い、助け合える環境づくりを啓発・推進していく。

第7章 消防活動

大規模な災害が発生した場合には、家屋の流失、損壊、浸水及び障害物の落下等により人的な被害が予想される。このことから消防の全機能をあげて施設及び人員を最大限に活用し、救助・救急活動を行い、風水害から市民の生命と身体の安全、被害の軽減を図るため、消防機関の活動体制や応急対策の確立を図るために消防活動計画を定める。

なお、この風水害時の消防活動は、本章のほか「さいたま市風水害消防計画」のとおりとする。

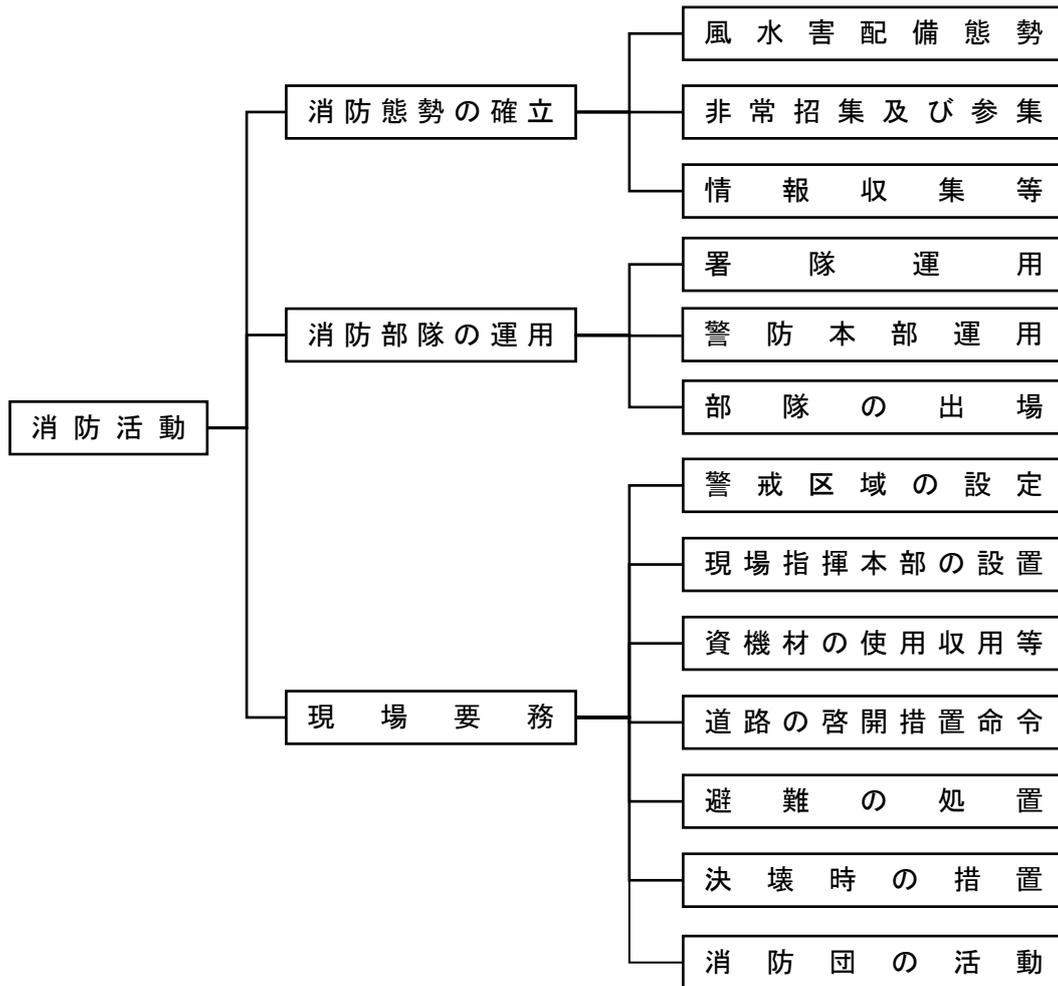


図 1-7-1 消防活動に係る対策の体系

第1節 消防態勢の確立

表 1-7-1 消防態勢の確立に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部	① 風水害時の活動態勢の展開 ② 通信不能時、停電時の対応

大規模な風水害が発生し、その被害の状況により風水害配備態勢を発令し、速やかに活動態勢の確立を図る。

第1 風水害配備態勢

【消防部】

- 1 警防本部長は、気象状況及び災害状況に応じ、風水害配備態勢を発令する。
- 2 警防本部副本部長及び署隊長は、風水害配備態勢が発令されたときは、その態勢を整え、活動の万全を期すものとする。

表1-7-2 非常災害の配備体制及び配備基準（風水害）

配備態勢	配備基準
風水害配備の準備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 熊谷地方気象台から市域を対象とする水防活動用予報又は警報により、大雨、洪水に関する気象警報が発表された場合又は被害の発生が予測される場合 2 熊谷地方気象台から市域を対象とする予報又は警報により、大雪に関する気象警報が発表された場合又は被害の発生が予測される場合 ※ 局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため情報収集活動及び小規模な災害に対処できる体制とする。
風水害第1配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土交通大臣又は埼玉県知事から水防警報が発表された場合 2 国土交通大臣、気象庁から荒川、入間川、利根川、江戸川洪水予報により大雨、洪水に関する注意報又は警報が発表された場合 3 河川情報センターから市域に大きな被害が発生する情報が入った場合 4 熊谷地方気象台から本市域を対象とする大雨、洪水に関する気象警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合又は台風の接近により被害のおそれがある場合 5 市民等から水害に関する情報が複数入った場合 6 熊谷地方気象台から本市域を対象とする大雪に関する気象警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合又は被害のおそれがある場合 7 その他必要と認められる場合 ※ 局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で、応急措置及び防御活動を行うことができる体制とする。 <ol style="list-style-type: none"> 8 市風水害警戒本部が設置された場合
風水害第2配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地で災害が発生した場合 ※ 災害の発生が複数の区にわたり、更に拡大の可能性が強く災害防御の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な応急活動ができる体制とする。 <ol style="list-style-type: none"> 2 市災害対策本部が設置された場合
風水害第3配備態勢	相当規模な災害が発生した場合 ※ 複数の区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防御及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。
風水害非常配備態勢	大規模な災害が発生した場合 ※ 市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で緊急に総力を挙げて対処する体制とする。

警防本部長は、気象状況、災害状況に応じ、署隊ごとに態勢を変更することができる。

※は、各態勢の指標を示す。

第2 非常招集及び参集

【消防部】

- 1 警防本部長は、風水害に対処するため必要があると認めた場合は、配備人員を確保するため勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。
- 2 非常招集命令は、風水害配備態勢が発令されたときをもって、その命令が発令されたものとする。

- 3 非常招集命令が発令されたときは、職員は速やかに自己の所属に参集しなければならない。

第3 情報収集等

【消防部】

- 1 警防本部副本部長は、積極的に情報の収集及び被害の把握に努めるとともに、必要な情報を署隊長に伝達するものとする。
- 2 署隊長は、必要により所属小隊を災害出場可能な状態で原則として単隊にて出向させ、河川の巡視、被害発生状況等の情報収集を行うことができるものとする。
- 3 警防本部長等は必要に応じ、監視警戒に係る隊を派遣し、風水害発生危険箇所等の状況把握に努めるものとする。

第2節 消防部隊の運用

表 1-7-3 消防部隊の運用に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部（署隊長）	① 部隊の運用 ② 部隊の出場指示 ③ 指揮隊の出場指示

風水害時の消防部隊の運用は、通常運用、署隊運用及び警防本部運用に区分し、被害状況及び災害の発生状況に応じて行うものとする。

第1 署隊運用

【消防部】

署隊長は、風水害非常配備態勢が発令されたときは、署隊運用を行うものとする。ただし、警防本部長が対応可能であると判断し、命令したときは、火災等出場要綱に基づく運用によるものとする。

第2 警防本部運用

【消防部】

- 1 警防本部長は、署隊長から応援要請があった場合、又は必要と認めた場合は、署隊間調整運用を行う。
- 2 警防本部長は、風水害状況等から署隊運用では対処し難いと判断した場合は、警防本部指揮運用を行い、総合的見地から統括して部隊の運用を行う。

第3 部隊の出場

【消防部】

- 1 部隊の出場は、署隊運用にあつては署隊長、警防本部運用にあつては警防本部長の命令によるものとする。
- 2 署隊長は、署隊運用の命令を発したときは、警防本部長に直ちに報告するものとする。
- 3 署隊長は必要に応じ、指揮隊を出場させ現場指揮にあたらせるものとする。

第3節 現場要務

表 1-7-4 現場要務に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部（署隊長）	① 関係者との避難に関する協議の実施 ② 現場指揮本部の設置 ③ 水防管理者等及び関係機関へ通報
消防部	① 警戒区域の設定 ② 立入禁止、制限、退去措置の実施

風水害時の現場要務は、関係機関と連携しながら適切に対処するものとする。

第1 警戒区域の設定

【消防部】

職員は、風水害において、人命危険の防止及び災害応急対策の円滑を図るため、特に必要があると認めるときは、水防法により警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入を禁止し、若しくは制限し、又は当該区域から退去させる等の措置を行うものとする。

第2 現場指揮本部の設置

【消防部】

- 1 現場指揮本部は、水防活動の指揮統制及び関係機関との連絡調整を図るため、指揮隊をもって対応する必要がある場合に設置するものとする。
- 2 指揮本部長は、風水害の規模に応じ指揮隊長又は署隊長があたるものとする。

第3 資機材の使用収用等

【消防部】

各級指揮者は、水防法第28条第1項の資機材の使用収用等の規定を適用するときは、風水害の状況を的確に判断・処置し、その状況を速やかに署隊長に報告するものとする。

第4 道路の啓開措置命令

【消防部】

各級指揮者は、風水害の現場に出場途上、災害対策基本法第76条第1項に基づき設定された通行禁止区域等において、消防車両の通行の妨げとなる車両、その他の物件がある場合は、次の事項に留意のうえ、同法第76条の3第4項の道路啓開措置命令及び道路啓開措置を行うものとする。

- 1 道路啓開措置命令及び道路啓開措置は、その場に警察官がいないときのみ行うことができる。同措置を実施した際は、その旨を速やかに警察署長に報告する。
- 2 通行禁止区域等を緊急通行する際に、道路上の車両その他の物件により緊急通行ができない場合には、道路啓開措置命令及び道路啓開措置を行う前に次の措置をとる。
 - (1) 車両等の所有者、占有者又は管理者への当該車両等の移動要請
 - (2) 他の道路を利用した迂回による通行
 - (3) 付近の警察官への道路啓開措置の要請

第5 避難の処置

【消防部】

署隊長は、風水害の状況から付近住民の安全確保が困難であると判断される場合は、警防本部長に報告するとともに、水防管理者等及び警察署長に通報し、避難に関して協議するものとする。

第6 決壊時の措置

【消防部】

署隊長は、水防施設の決壊又は損壊等を確認したときは、水防管理者等及び関係機関へ直ちに通報するものとする。

第7 消防団の活動

【消防部】

消防団は消防部の一員として、次の活動を実施する。

- 1 出水防止活動
- 2 救急救助
- 3 避難誘導
- 4 情報の収集
- 5 応援隊の受入準備
- 6 その他消防部他隊の支援活動

第8章 水防活動

この計画は、洪水等の水害を警戒、防御しこれによる被害を軽減し、公共の安全を図るため、水防法の規定に基づく水防計画の定めるところにより計画する。

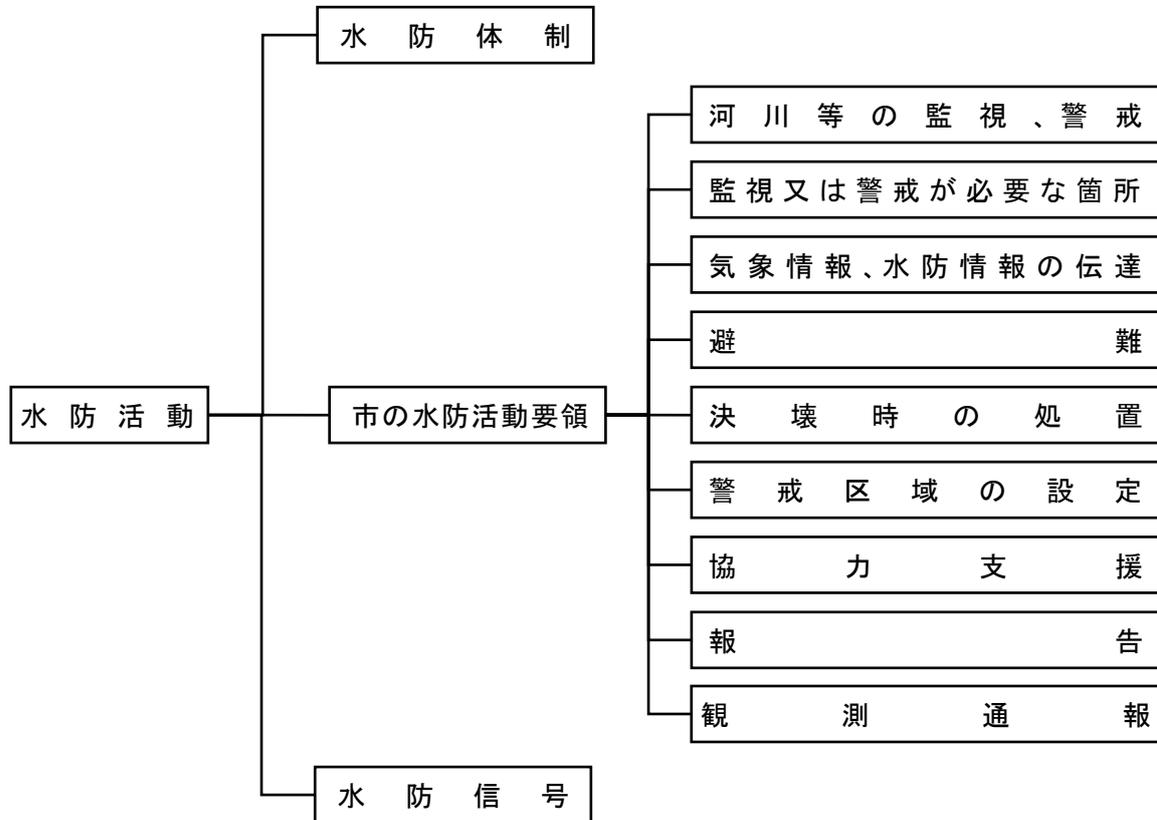


図1-8-1 水防活動に係る対策の体系

第1節 水防体制

洪水等によって、水防活動の必要があると認めたと時から、その危険が除去されるまでの間、本市の水防体制の組織及び分担業務は、本編第1部第1章の応急活動体制（災害対策本部、警戒体制）により実施する。

なお、水防活動は、本市、警察署等が綿密な連携を図り実施する。

主な組織の活動概要は、次のとおりであるが、災害の発生の状況に応じて組織を拡大又は縮小する。

1 総括部

- (1) 大雨、洪水及び台風等の気象情報を各部に伝達する。
- (2) 災害の規模に応じた動員を実施する。

2 環境部

- (1) し尿の処理を実施する。
- (2) 災害廃棄物の処理を実施する。

3 施設復旧部

- (1) 河川、遊水池等の水位の監視及び重要水防区域等の監視を実施する。
- (2) 監視パトロール中における、本市域の被害情報（特に浸水履歴のある箇所）の収集を実施する。
- (3) 水防警報を各部に伝達する。
- (4) 河川、下水道施設の工事箇所の被害防止措置を講ずる。
- (5) 河川、下水道施設の被害情報の把握を実施する。
- (6) 水門等の操作を実施する。
- (7) 委託業者への手配を実施する。

4 消防部

- (1) 警戒区域を設定する。
- (2) 現場指揮本部を設置する。
- (3) 資機材の使用収用等を行う。
- (4) 道路の啓開措置命令を発令する。
- (5) 避難の処置を行う。
- (6) 決壊時の措置を行う

第2節 本市の水防活動要領

表1-8-1 本市の水防活動要領に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 気象情報、水防情報の伝達
総括部	① 警戒区域の設定（市長） ② 雨量の観測通報の実施
情報・避難部	① 各部からの気象情報の収集及び整理・分析
施設復旧部	① 河川等の警戒 ② 堤防等決壊時の隣接市への通報及び警察官の出動要請 ③ 水防情報の収集・整理 ④ 水防活動状況のさいたま県土整備事務所への報告
消防部	① 河川等の警戒 ② 堤防等決壊時の隣接市への通報及び警察官の出動要請

本市が実施する水防活動の要領は、次のとおりである。

第1 河川等の監視、警戒

【施設復旧部、消防部】

施設復旧部は随時、区域内の河川等を巡回し、水防上危険であると認められる箇所がある場合、被害防止に必要な措置を講ずる。

なお、大雨、洪水及び台風等の気象情報が発令された場合、施設復旧部、消防部は、監視又は警戒を実施し、迅速かつ的確な措置を講ずる。

第2 監視又は警戒が必要な箇所

【施設復旧部、消防部】

- 1 荒川上流洪水対策計画書、利根川上流洪水対策計画書、江戸川洪水対策計画書、埼玉県水防計画に定めのある重要水防区域
- 2 河川、下水道施設の工事箇所
- 3 浸水履歴のある箇所

第3 気象情報、水防情報の伝達

【各部、情報・避難部】

気象情報、水防情報の伝達は、本編第1部第2章第2節により実施することとし、市民への伝達は、本編第1部第2章第3節により実施する。

第4 避難

【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、保健衛生部、福祉部、避難所担当班、財政・被害調査部、環境部、経済部、復旧計画部、消防部、協力第三部、協力第四部、区本部、警察、自主防災組織、自衛隊、市民】

風水害等の災害時に、洪水浸水想定区域にある市民を安全地域に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

また、必要な場合は、避難に時間を要する避難行動要支援者等が早めに避難できるよう、避難指示の前に、高齢者等避難を発令する。

なお、荒川流域並びに利根川流域に高齢者等避難を発令した場合、家屋倒壊等氾濫想定区域を中心に消防団による巡回広報を実施する。

避難の指示等の判断にあたっては、必要に応じて、气象台、河川管理者、県等からの助言を求める。さらに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、助言を円滑に得られるように担当者との連絡体制を確立する。

なお、避難指示等の発令者など、風水害時の避難に必要な対策を、本編第1部第10章に示す。

表 1-8-2 避難の基準（警戒レベル）と住民がとるべき行動

種別	発令・発表時の状況	住民がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【災害発生又は切迫】 ・既に災害が発生しているか、又は災害が切迫しているなど、警戒レベル4発令時よりも状況が切迫している状況	【命の危険 直ちに安全確保！】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性が考えられる場合、避難場所等への立退き避難を中心とした避難行動から、自宅内や近隣の建物等において、少しでも浸水しない高い場所や、少しでも土砂災害の危険が少ない場所へ移動するなど、相対的に安全な場所へ直ちに移動する。 ※災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~		
【警戒レベル4】 避難指示	【災害のおそれが高い】 ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難 ^(注) する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	【災害のおそれあり】 ・要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況。	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・高齢者や障害のある方等の避難に時間を要する人やその支援者は避難する。 ※高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨注意報・洪水注意報など (気象庁発表)	【気象状況悪化】 ・災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う。	【自らの避難行動を確認】 ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報(気象庁発表)	【今後気象状況悪化のおそれ】 ・警報級の現象が5日先までに予想されているとき、その可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。	【災害への心構えを高める】 ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど災害への心構えを高める。

(用語の説明)

(注) 立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難

## 第5 決壊時の処置

### 【施設復旧部、消防部】

堤防等が決壊し、また、これに準じた事態が発生した場合、直ちにその旨を県さいたま県土整備事務所及び氾濫の予想される方向の隣接する市に通報する。

また、必要に応じ管轄警察署長に対し警察官の出動を要請する。

## 第6 警戒区域の設定

【総括部】

水防作業のため必要がある場合は、市長は警戒区域を設定し、無用な者の立入を禁止若しくは制限し又はその区域から退去を命ずることができる。

## 第7 協力支援

【各部、総括部、市民部、保健衛生部、福祉部、経済部、施設復旧部】

復旧計画部、施設復旧部、区本部長は、風水害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互支援に関する協定等に基づき、県その他の地方公共団体及び防災関係機関に、職員の派遣、支援物資の調達等の支援を速やかに要請する。それらの手続き、手順等については本編第1部第3章に示す。

## 第8 報告

【施設復旧部】

水防警報の「出動」発令から解除までの間、水防活動状況を埼玉県さいたま県土整備事務所へ埼玉県水防計画の定めるところにより報告を実施する。

### 1 定時報告

水防警報の「出動」発令時から1時間毎に報告を実施する。

### 2 異常報告（水防活動速報報告）

亀裂、漏水、越水、洗水等の状況が生じた場合、逐次報告を実施する。

### 3 決壊等重大災害状況報告

決壊等重大な状況が生じた場合逐次報告を実施する。

### 4 水防活動実施状況報告・水防てん末報告

水防が終結した場合、遅滞無く報告を実施する。

## 第9 観測通報

【総括部】

本市が設置している雨量計により、雨量を確認し、必要に応じて本部は関係機関に通報する。

### 第3節 水防信号

表 1-8-3 水防信号に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部、施設復旧部、消防部	① 水防信号の発信

水防信号は、次のとおりである。

表 1-8-4 水防信号

警鐘信号	サイレン信号	発するとき	措置事項
第1信号 ○休止 ○休止 ○休止	5秒15秒 5秒15秒 5秒15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	河川の水位が警戒を要する水位に達したとき	区域内の居住者に周知する
第2信号 ○-○-○ ○-○-○	5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理者より洪水等のおそれがある旨の警告があったとき	—
第3信号 ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	堤防が決壊し、又は、これに準ずべき事態が発生したとき	当該水防管理団体の区域内に居住する者の出動を求める
第4信号 乱 打	1分5秒 1分5秒 ○-休止 ○-休止	洪水等が著しく切迫し、区域内の居住者を避難させる必要があると認められたとき	必要と認める区域内の居住者を避難のため立ち退くことを指示する

- 備考1 信号は、適宜の時期継続するものとする。  
 2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用することができる。  
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 第9章 土砂災害防止計画

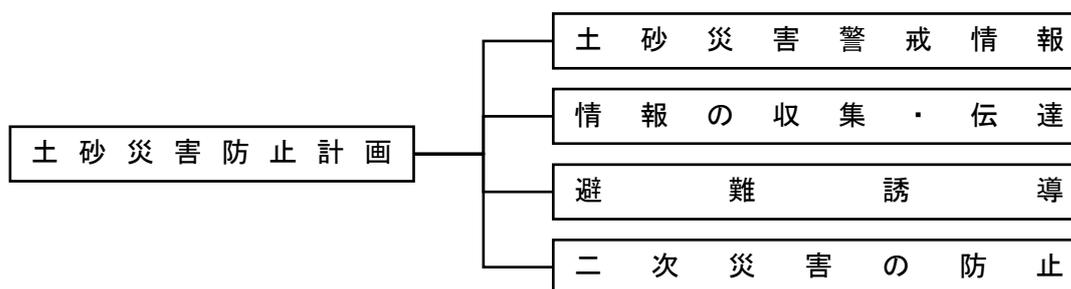


図1-9-1 土砂災害防止計画に係る対策の体系

### 第1節 土砂災害警戒情報

表1-9-1 土砂災害警戒情報に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 土砂災害警戒情報の伝達
熊谷地方气象台	① 土砂災害警戒情報の発表

大雨時による土砂災害（土石流、がけ崩れ）発生の危険度が高まったときに、防災活動や住民への自主避難の判断等にも利用することを目的とし、熊谷地方气象台と県が共同作成し、関係市町村へ土砂災害警戒情報を発表していく。

#### 1 土砂災害警戒避難基準雨量

土砂災害警戒避難基準雨量は、県が「国土交通省河川局砂防部と気象庁予防部の連携による土砂災害警戒避難基準雨量の設定方法（案）」に基づき、設定することになっている。

#### 2 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報の発表後、降雨が土砂災害警戒避難基準雨量に達する場合に、土砂災害警戒情報を県と熊谷地方气象台と共同作成し、関係市町村に発表していく。

#### 3 土砂災害予警報システム

県は、气象台、市町村等との情報伝達がスムーズに行われるよう土砂災害予警報システムを整備していく。

## 第2節 情報の収集・伝達

表 1-9-2 情報の収集・伝達に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 局地的な降雨等の情報把握
施設復旧部	② 土砂災害の前兆現象及び災害発生時の災害状況の早期把握
消防部	③ 市民への情報の伝達
区本部	④ 土砂災害の発生が予想される場合の市民及び関係機関への注意喚起

- 1 本市及び県は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。
- 2 本市及び県は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。
- 3 本市及び県はボランティアとの連携等、地域に密着した山地災害の情報提供体制の整備を図り、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。

## 第3節 避難誘導

表 1-9-3 避難誘導に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 土砂災害の危険箇所周辺の住民に対する避難の指導
福祉部	① 避難行動要支援者への避難誘導

本市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、障害者等の自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

## 第4節 二次災害の防止

表 1-9-4 二次災害の防止に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 崩壊危険箇所周辺の住民への避難指示、警戒区域の設定、立入禁止措置等の実施 ② 被害情報の県への連絡
復旧計画部	① 被災宅地危険度判定の実施
施設復旧部	① 土砂災害危険箇所の監視の実施 ② 崩壊危険箇所の応急措置の実施 ③ 土砂災害危険箇所の点検の実施
福祉部	① 要配慮者への情報伝達

本市及び県は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- 1 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- 2 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- 3 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- 4 本市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- 5 本市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- 6 本市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通対策等被害者等に役立つ正確かつきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。
- 7 本市は、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を実施し、被災宅地の二次災害の危険度を判定する。

## 第10章 救援・救護活動

災害時には、被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。

本章では、救援・救護活動に関して必要な事項を定める。

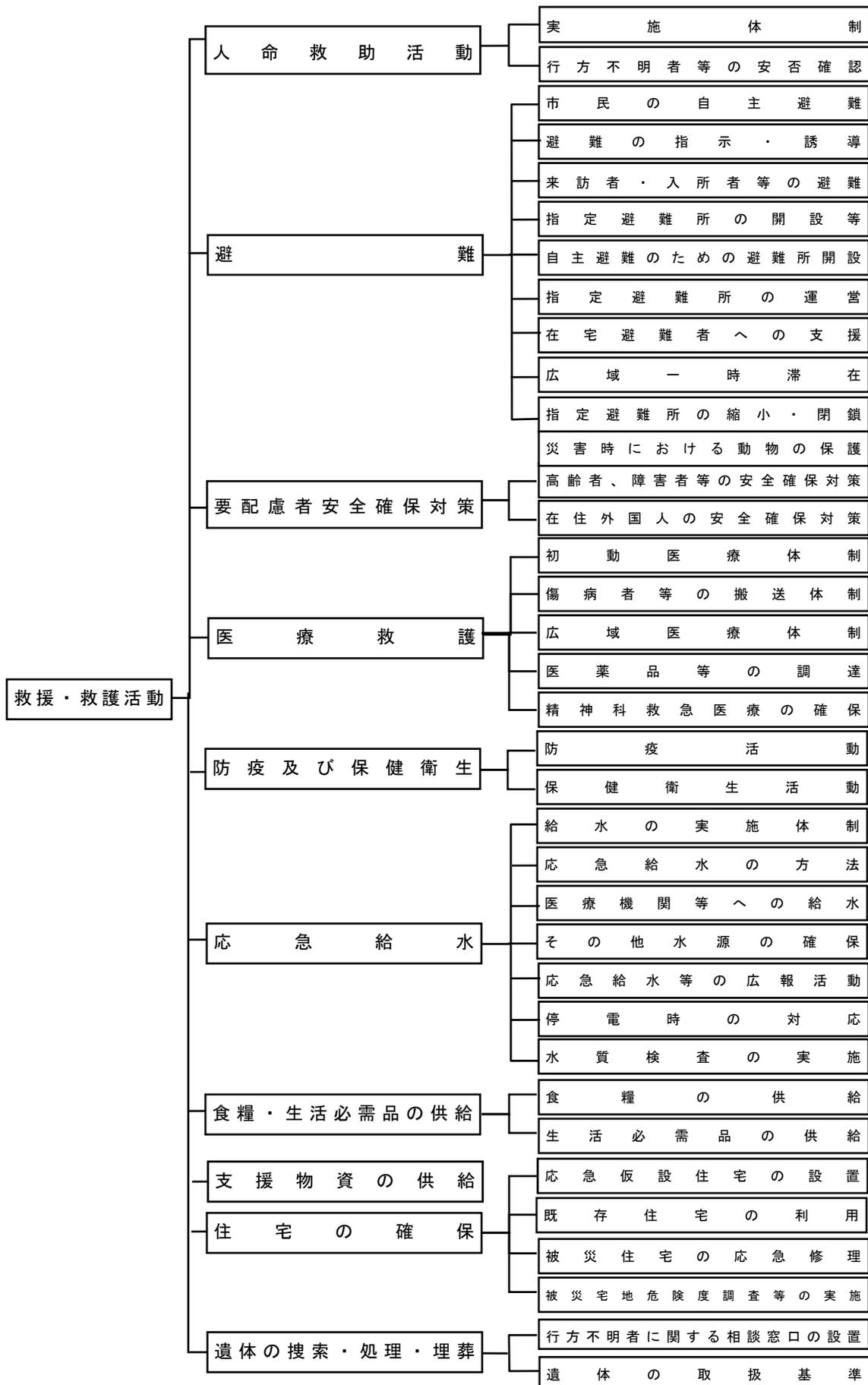


図1-10-1 救援・救護活動に係る対策の体系

## 第1節 人命救助活動

表 1-10-1 人命救助活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 関係機関への支援要請 ② 安否不明者等の氏名等公表
市民部	① 行方不明者の安否情報のとりまとめ ② 安否不明者等の氏名等公表
区本部	① 行方不明者の安否情報の収集・整理 ② 安否不明者等の氏名等公表
消防部	① 行方不明者の検索 ② 人命救助の実施

災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索若しくは救助し、その者の保護を図る。

### 第1 実施体制

#### 【総括部、区本部、消防部】

洪水等の災害発生直後においては、建築物の流出、浸水被害、土砂災害等により多数の人命救助を必要とすることも予想される。

人命救助は、救援・救護活動の初動期において最も重要な活動であり、時間的な猶予が許されない活動でもある。このため、本市は、消防機関をはじめ総力をあげて活動にあたりるとともに、自治会組織、自主防災組織、事業所、市民及び警察機関との連携を図り、また、自衛隊、県及び防災関係機関の支援協力を得て、捜索、人命救助に当たる。

救助活動における活動方針は、次のとおりである。

- 1 救助活動は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。
- 2 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- 3 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

### 第2 行方不明者等の安否確認

#### 【区本部、消防部】

建物の流出や火災等により、多数の行方不明者が発生することも予想されるため、迅速に行方不明者の安否を確認する。

#### 1 行方不明者の安否情報

- (1) 地域住民及び警察等の協力を得て、行方不明者の安否を確認する。
- (2) 行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合の上実施する。

## 2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、災害の規模等を踏まえて、警察、消防、自衛隊等の関係機関の協力を得て実施する。

## 第3 安否不明者等の氏名等公表

【総括部、市民部、区本部】

本市や県、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を県の「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行う。

## 第2節 避難

風水害等の災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

なお、必要な場合、避難に時間を要する避難行動要支援者等が早めに避難できるよう、避難指示の前に、高齢者等避難を発令する。

風水害は地震災害とは違い、暴風雨の襲来など正確な気象予報により、危険の予測が可能であり、的確な避難行動により人的被害ゼロを目指すことが可能である。

また、家屋の流出等により長期に多くの避難者が避難生活を強いられることは稀であるが、年に数回1～2日程度危険が去るまで退避行動とる頻度が高いという特徴がある。風水害の避難行動において、危険になるまで待ってから避難することは間違いであり、空振りをおそれずに安全なときに危険の可能性を予見して避難ができれば、人的被害ゼロを達成することは不可能ではないと考えられる。

以上のことを念頭に、風水害時の避難に必要な対策を定める。

表1-10-2 避難に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 避難者の安全確保
総括部	① 避難指示等の伝達 ② 警戒区域の設定 ③ 避難指示時の県知事への報告 ④ 備蓄物資及び資機材の管理、供出 ⑤ 県及び関係機関への指定避難所の開設・閉鎖の連絡
秘書・広報部	① 避難指示等の広報 ② 指定緊急避難場所・指定避難所の情報の広報 ③ 市民への災害情報の提供情報の広報
情報・避難部	① 情報連絡員への避難指示等の伝達 ② 指定避難所の開設情報の伝達 ③ 避難者状況情報の伝達 ④ 指定避難所の閉鎖情報の伝達 ⑤ 避難者に関する情報の収集・他部への伝達 ⑥ 避難指示等の伝達 ⑦ 避難者状況の把握 ⑧ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設状況の把握、報告、伝達 ⑨ 避難者台帳の集計、報告、伝達 ⑩ 被災状況の取得、伝達 ⑪ 備蓄品提供、指定緊急避難場所・指定避難所のごみ処理等の手配 ⑫ 指定緊急避難場所・指定避難所の閉鎖状況の把握、報告、伝達
保健衛生部	① 指定避難所の保健衛生及び避難者の健康管理等の統括 ② 被災地域における動物の保護 ③ 指定避難所における動物の適正な飼養
福祉部	① 避難行動要支援者の安否確認統括
避難所担当班	① 指定避難所の開設、運営、閉鎖の実施 ② 避難者台帳の作成、報告 ③ 備蓄品提供、指定避難所のごみ処理等の要請
財政・被害調査部	① 行政機関及び一般からの支援物資の受入れ及び管理 ② 調達物資の保管及び管理
環境部	① 指定緊急避難場所・指定避難所のごみ処理・し尿処理等
経済部	① 指定避難所における食糧・生活用品等の配送
復旧計画部	① 帰宅困難者の誘導支援（指定緊急避難場所）
協力第三部、協力第四部	① 避難班への協力
区本部	① 避難指示等の伝達 ② 避難者発生状況の把握 ③ 指定緊急避難場所の開放、閉鎖及び指定避難所の開設、運営、閉鎖の指示 ④ 避難者台帳の集計、報告 ⑤ 総合相談窓口の設置 ⑥ 避難者の健康管理 ⑦ 被災情報の伝達 ⑧ 備蓄物資及び資機材の管理、供出 ⑨ 備蓄品の支給手配、指定緊急避難場所・指定避難所のごみ処理要請等の伝達 ⑩ 指定緊急避難場所・指定避難所の閉鎖状況の把握、報告、伝達 ⑪ 避難者、帰宅困難者の誘導 ⑫ 市民への災害情報の提供
警察、自主防災組織	① 避難指示等の実施 ② 被災者、帰宅困難者の誘導、
自衛隊	① 避難指示等の実施
市民	① 避難路の安全性の確認 ② 自助、共助による速やかな避難 ③ 地域内避難行動要支援者の避難支援 ④ 避難における留意点の遵守

## 第1 市民の自主避難

### 【市民】

風水害時の避難は、気象情報に注意して、早めに安全な場所に避難することを心がける。台風等が襲来する前であれば、次の事項を厳守する必要はないが、危険が迫った場合は次の留意事項に従い行動するものとする。

#### 1 避難路の安全性の確認

避難者は、避難する道路の安全性を確認した上で避難する。

火災の延焼、浸水等、危険性がある場合は、安全な経路を選択し避難する。

#### 2 災害時における避難行動要支援者の避難

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人その他の特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難は、避難行動要支援者名簿や個別避難支援プランを活用し、消防機関、警察署、民生委員、市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、自主防災組織、自治会、地域住民等（以下「避難支援等関係者」という。）が互いに協力し実施する。

#### 3 避難行動要支援者名簿の提供

本市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者本人又は本人の代理者から避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）提供に係る同意書の提出があった場合は、あらかじめ自主防災組織、自治会、民生委員に当該名簿を提供している。ただし、現に災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要とする場合は、災害対策基本法第49条の11第3項を根拠として、名簿提供に係る同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿を提供する。

#### 4 避難における留意点

避難時は、自動車を避け徒歩により避難する。

また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は貴重品並びに食料（3日分以上）及び身の回り品等とする。

なお、本市は、自動車による避難者への対応を強化するため、大規模商業施設等との協定により、安全に避難生活を送れる環境整備を進めるものとする。

表 1-10-3 各状況における避難時の留意点

各状況における避難時の留意点	
1	避難する前に、もう一度火元を確かめ、ブレーカーも切り、ガスの元栓も締める。
2	ヘルメットや防災ずきんで頭を保護するものを携行する。
3	荷物は最小限のものにする。
4	外出中の家族には連絡メモを。
5	避難は徒歩で。乗用車は厳禁。
6	お年寄りや子供の手はしっかり握って。
7	近所の人たちと集団で、まず決められた指定緊急避難場所等に。
8	移動するとき、狭い道・塀ぎわ・川べり等は避ける。
9	避難は本市が指定した避難所へ。

表 1-10-4 避難時の携帯品

種別	品目
貴重品類	印鑑、現金、預金通帳、免許証、保険証
避難用具	非常用ライト（懐中電灯・ヘッドライト・ネックライト）、携帯ラジオ、予備の電池、モバイルバッテリー（電池式）、ヘルメット、防災ずきん
生活用品	軍手、ライター、缶切り、ランタン、ナイフ、携帯トイレ、タオル、ティッシュ、ウェットティッシュ、筆記用具、メモ帳、ビニール袋
救急用具 衛生用品	救急箱（絆創膏・消毒液・栄養補助食品）、処方箋やお薬手帳、常備薬（胃腸薬、便秘薬、持病の薬）、洗面用具、歯磨きセット、マウスウォッシュ、マスク、使い捨てカイロ、除菌シート等感染対策品
非常食品	飲料水、乾パン、缶詰、簡易食（あめ・チョコなど）
衣料品	下着、靴下、長袖、長ズボン、防寒ジャケット、雨具

表 1-10-5 多様なニーズに合わせた備え

種別	品目
乳幼児・妊婦	ミルク、使い捨て哺乳びん、離乳食、アレルギー対応食、紙コップ、スプーン、紙おむつ、おしり拭き、携帯用おしり洗浄器、おんぶひも、抱っこひも、ガーゼハンカチ、洗浄綿、スタイ、母乳パッド、授乳ケープ、母子健康手帳、マタニティマーク、おもちゃ、乳幼児用飲料水（軟水）
高齢者・要介護者	大人用紙おむつ、紙パンツ、杖、入れ歯、入れ歯用洗浄剤、介護用品、老眼鏡、補聴器、障害者手帳、ヘルプマーク
女性	生理用品（生理1周期分）、おりものシート、サニタリーショーツ、紙ショーツ、携帯用ビデ、軟膏（デリケートな場所の保護）、カップ付きインナー、中身の見えないごみ袋、スキンケアクリーム、化粧水、メイク落としシート、防犯ブザー、ホイッスル
ペットや補助犬	ケージ、ペットフード、水、常備薬、予備の首輪、伸び縮みしないリード、ハーネス、使い捨てエサ皿、ガムテープ、ペットシート（トイレ用品）、タオル、ブラシ、キャリーバック、おもちゃ、迷子札（飼い主の連絡先・飼い主以外の緊急連絡先）

## 5 避難支援等関係者の安全確保

避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に加え、可能な範囲で避難支援等が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮した上で行う。

## 第2 避難の指示・誘導

【各部、市長、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、福祉部、  
避難所担当班、復旧計画部、協力第三部、協力第四部、  
区本部、警察、自主防災組織、自衛隊】

避難の指示及び誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。気象情報に十分注意して、空振りをおそれずに、早めの安全な避難を心がける。

### 1 実施責任者

避難の指示についての実施責任者、区分については、次のとおりとする。

表 1-10-6 避難の指示についての実施責任者と区分

実施責任者	要件	根拠法令	災害の種類	区分
市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災害対策基本法第60条	災害全般	指示
警察官	・指示が急を要する時で、市長が避難の指示をすることができないと認められる時、又は市長から要求があった時 ・生命、身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり特に急を要する時	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	指示
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官が、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいない時	自衛隊法第94条	災害全般	指示
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められる時（必要と認められる区域の住民に対して行う）	水防法第21条及び地すべり等防止法第25条	洪水・地すべり	指示

### 2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準及び伝達方法

市長は、次の基準及びその他の状況を勘案のうえ避難の指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。

避難の指示等の判断にあたっては、必要に応じて、気象台、河川管理者、県等からの助言を求めるとともに、助言を円滑に得られるように担当者との連絡体制を確立する。

なお、特に避難行動に時間を要する者に対し、高齢者等避難を発令する。

また、災害が発生又は切迫し、指定緊急避難場所・指定避難所へ移動するとかえって危険な場合、市長は、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

避難の必要がなくなった場合も同様に伝達する。

表 1-10-7 緊急安全確保等

種別	判断基準	伝達内容	伝達方法
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合	①避難対象地域 ②避難理由 ③指定緊急避難場所・指定避難所 ④避難後の本市の指示連絡等	防災行政無線 緊急速報メール 防災行政無線メール 災害時防災情報 電話サービス 公用車による広報 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ 標識等 インターネット SNS 防災アプリ
【警戒レベル4】 避難指示	1 避難対象地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合 2 各河川の洪水対応タイムライン（資料編2-4）における基準水位に達した場合 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 大雨警報（土砂災害）発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過」した場合 5 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合		
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の指示等を実施する必要が予想される時 2 各河川の洪水対応タイムライン（資料編2-4）における基準水位に達した場合 3 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過」した場合 4 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及される場合 5 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合	①対象者 ②避難理由 ③避難対象地域 ④携帯品その他の注意	

(注) 各種状況等を参考に総合的に判断する。

*本編図1-1-2参照

### 3 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

高齢者等避難として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報となる。要配慮者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下について配慮する。

- (1) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障害者等に合った、必要な情報を選択して流す。

### 4 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市長又は市長の委任を受け市長の職権を行う市職員が現場にいないとき若しくはこれらから要請があったときは、同様の職権を行うことができる。

また、自衛官は市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

## 5 関係機関相互の通知及び連絡

避難のため立ち退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知若しくは報告する。

### (1) 市長の措置（災害対策基本法第60条による措置）



### (2) 警察官の措置（災害対策基本法第61条による措置）



### (3) 自衛官の措置（災害対策基本法第63条による措置）



## 6 避難経路及び誘導方法

風水害における避難は、災害が発生する前に行うことが基本であるが、危険が迫った場合は、次に従って避難経路の選択及び避難誘導を行う。

### (1) 避難経路

避難経路は、できる限り危険な川沿いの道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

### (2) 避難の誘導

避難の誘導は、警察官及び自主防災組織、さいたま市交通安全保護者の会（母の会）等の協力の基に、その地域の実情に応じ避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。危険な地点には、表示、縄張りを実施するほか、夜間の場合は照明器具等を併用し、明示する。

病弱者、傷病者、障害者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合し、その後必要に応じて車両等により要配慮者優先避難所に輸送する。

火災等で指定緊急避難場所・指定避難所が危険となった場合あるいは危険となるおそれがある場合は、他の指定緊急避難場所又は広域避難場所に誘導する。

一般的な避難行動では、避難者・帰宅困難者が直接指定避難所に行く場合と、一旦、最寄りの指定緊急避難場所等に参集してから、近隣の指定避難所に行く場合が想定される。

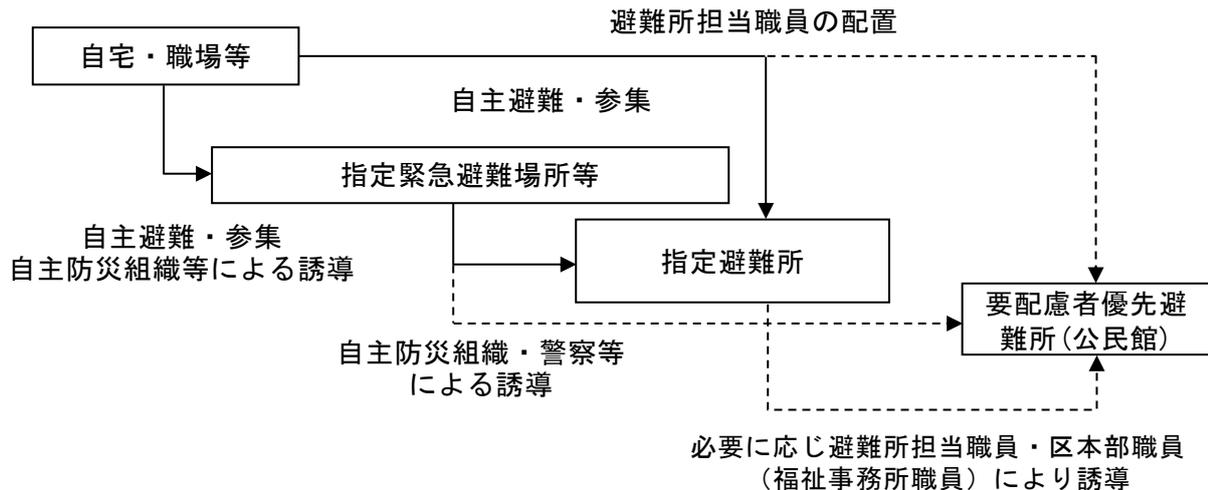


図 1-10-2 地域住民、市内通勤・通学者の指定緊急避難場所・指定避難所等への避難フロー

### (3) 携帯品等の制限

緊急を要する場合は貴重品、ペット（同行避難できる動物に限る。）等とし、時間的に余裕がある場合には、食料（ペット用含む。3日分以上）及び身の回り品等とする。

## 第3 来訪者・入所者等の避難

### 【各部】

風水害時に避難の必要となる事態が予想される時は、来訪者・入所者を極力早く退出帰宅させることが基本であるが、なんらかの事情で来訪時等に被災した時は、次に従う。

- 1 市公共施設及び災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」の各管理者は、来訪者及び入所者等の安全避難のため、あらかじめ定められた防災計画、避難計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。
- 2 その他、商店、事務所や工場等の管理者は、施設内の従業員や来訪者の避難対策を講じるよう努めるものとする。

## 第4 指定避難所の開設等

### 【情報・避難部、避難所担当班、区本部】

風水害により住居地が危険となった時や自宅を流出により失った時等に避難しなければならぬ者を収容保護するため、速やかに指定避難所を開設する。指定避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて、次のように実施する。

#### 1 開設の趣旨

風水害等のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者で、避難しなければならぬ者を緊急に収容し、保護するために指定避難所を開設する。

#### 2 開設の時期

- (1) 災害発生により、被災者の避難の必要を認めるとき。
- (2) 災害発生のおそれがあり、避難指示等が出されたとき。
- (3) その他、災害発生のおそれがあり避難を要する等、開設の必要性を認めるとき。

#### 3 開設・閉鎖の方法

- (1) 指定避難所の開設・閉鎖の基準は次のように設定する。

表 1-10-8 風水害時指定避難所の開設・閉鎖基準等

項目	風水害時
指定避難所の開設 準備開始	河川水位危険度レベルが2以上となり指定避難所の開設が予想されるとき。
指定避難所の開設	河川水位危険度レベルが3以上となり、区本部長が必要と判断したとき。
指定避難所の閉鎖	状況に応じて、区本部の判断により、段階的に指定避難所を閉鎖していく。 なお、担当の指定避難所が閉鎖した後の避難所担当職員としての災害対策活動については、区本部の指示に従うものとし、避難所担当職員としての職務終了後は、所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事するものとする。

なお、指定避難所が浸水等により使用不可能な場合や、流出、延焼等の危険が予測される場合は、付近の安全な指定緊急避難場所・指定避難所又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用する。

- (2) 指定避難所の開設を決定次第、電話等を用い、開設指示を行う。
- (3) 市長は、指定避難所を開設したときその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。
- (4) 市長は、指定避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県知事に報告する。

ア 指定避難所開設の目的

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

なお、平日・日中、休日・夜間、通信施設の被災等による通信手段の使用可能・不能の条件に応じて、指定避難所の開設及び報告のフローは次のフロー図を基本とする。

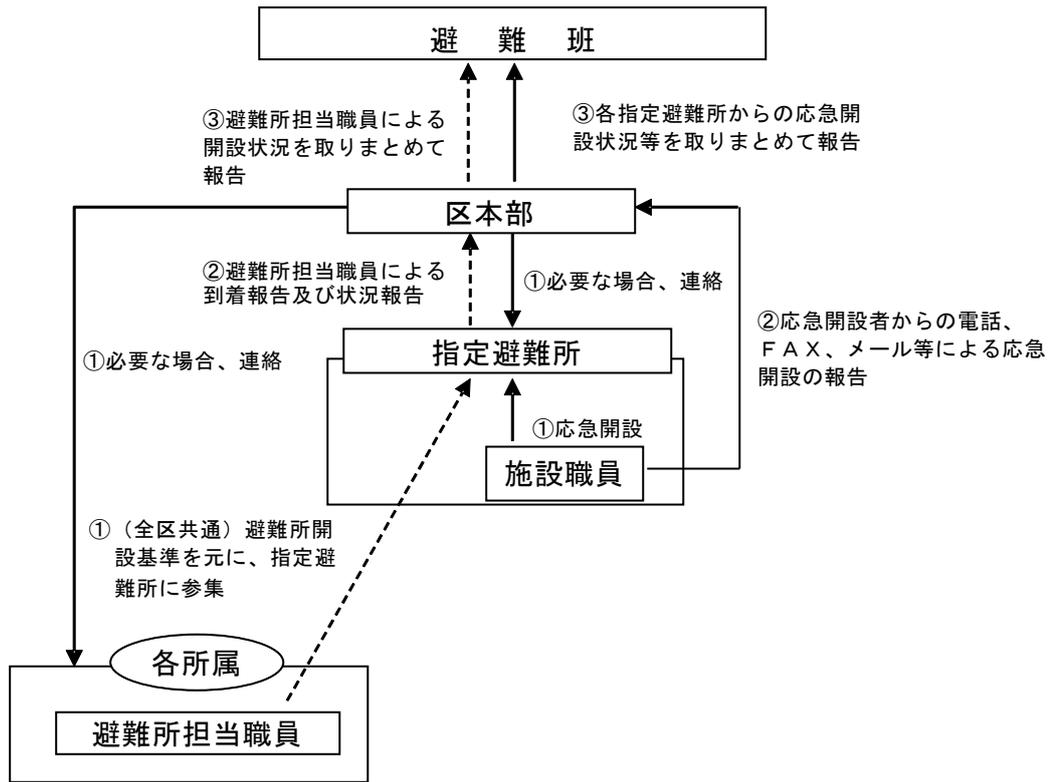


図 1-10-3 指定避難所の開設及び報告のフロー（その1）  
（平日・日中発災、区役所と何らかの通信手段が確保されている場合）

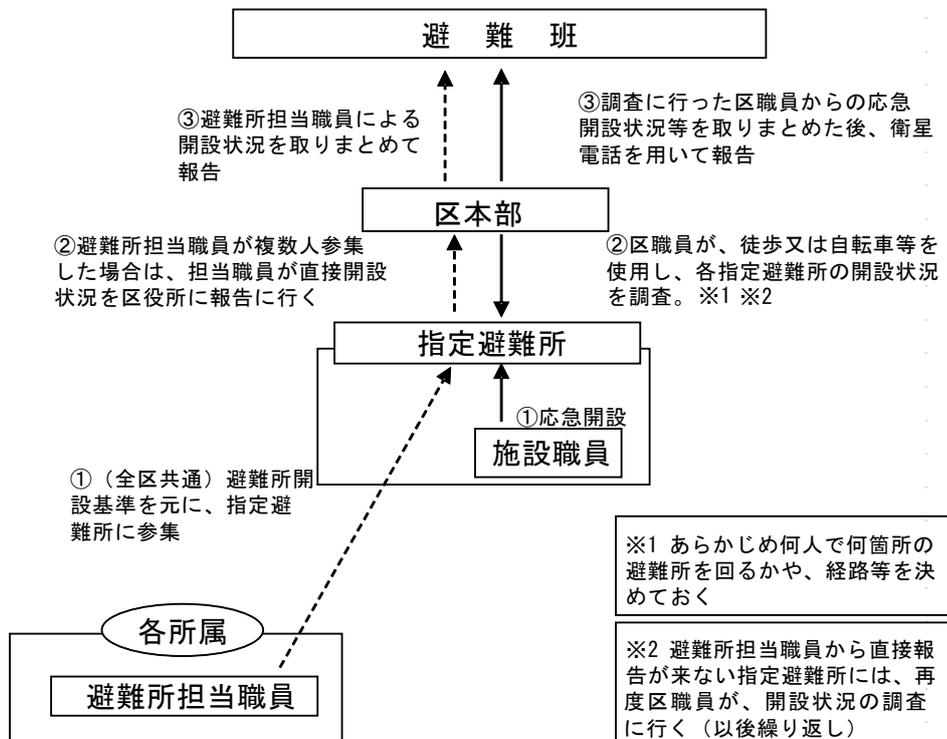


図 1-10-3 指定避難所の開設及び報告のフロー（その2）  
（平日・日中発災、通信手段が全て途絶している場合）

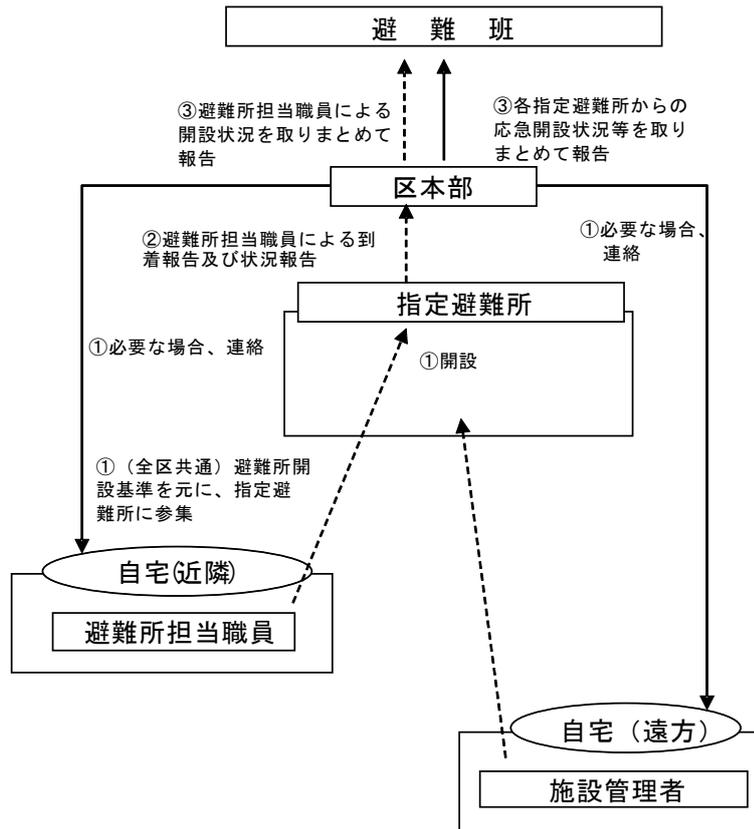


図1-10-3 指定避難所の開設及び報告のフロー（その3）  
（休日・夜間発災、区役所と何らかの通信手段が確保されている場合）

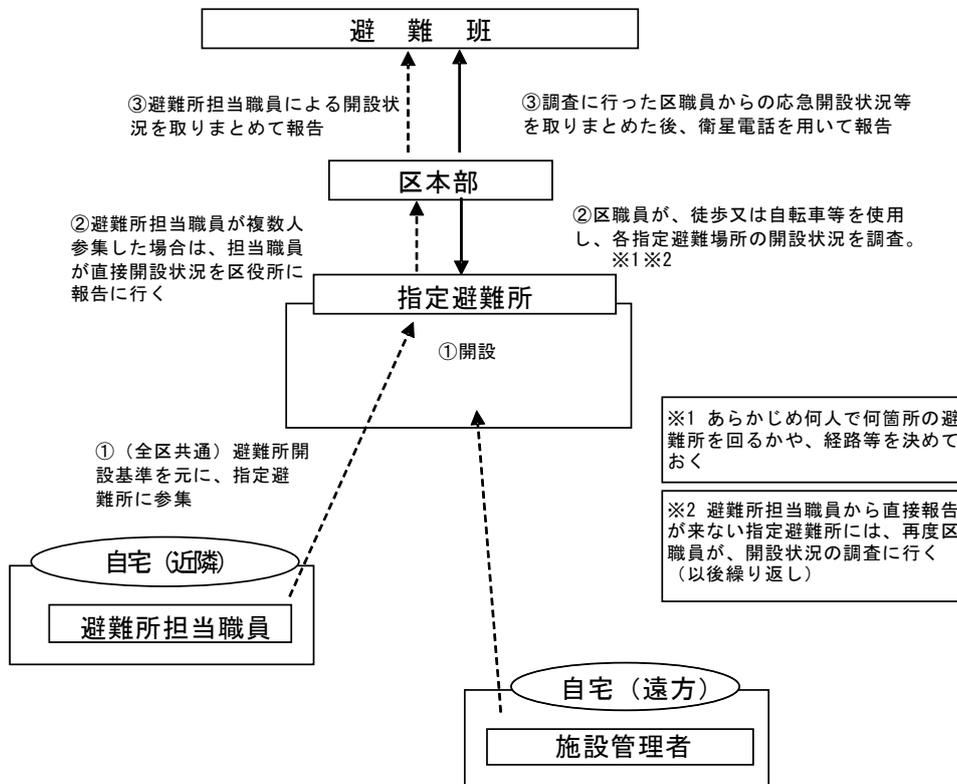


図1-10-3 指定避難所の開設及び報告のフロー（その4）  
（休日・夜間発災、通信手段が全て途絶している場合）

## 第5 自主避難のための避難所開設

### 【総括部、情報・避難部、避難所担当班、各区】

強力な台風の接近が予想される場合等は、接近してからの避難行動ではかえって危険となってしまうおそれがあるため、気象状況が悪化し、避難指示等を発令する前に、自主避難を希望される方の受入態勢を確保しておく。

#### 1 開設の目安

- (1) 1日（24時間）で積算雨量が250mm以上見込まれる場合。
- (2) 2日間（48時間）で積算降雨量200mmに達し、台風（規模は問わない）が接近している場合。
- (3) 大型の台風（半径500km以上のカスリーン台風級：降雨量が平野部で約300mm/日、山間部で約500mm/日）が関東地方を通過することが想定される場合。

#### 2 開設の周知

災害級の台風の接近や大雨のおそれがあり、一斉に避難所の開設を必要とする場合には、原則として開設する2日前までに市ホームページやSNS等で周知を行い、避難所運営リーダーへ協力を要請する。

#### 3 避難所の運営

原則は、避難所運営委員会を中心に行う。ただし、開設後一定の時間が経過しても避難者が少数であり、気象状況から、その後、避難者の増加が見込まれない場合は、避難所担当職員と施設管理者による縮小体制で運営することも検討する。

#### 4 水害等発生時の対応（洪水浸水想定区域外の避難所）

当該避難所は洪水による浸水は想定されていないため、洪水が発生しても運営を継続する。特に、洪水浸水想定区域に近い避難所については、洪水発生危険性が高まるにつれて避難者の増加が見込まれるため、避難所の受入状況や他の避難所の受入状況など、区本部と連携を密にして対応する。

また、内水氾濫による浸水が発生し、避難施設の床上まで浸水が懸念される場合は、避難者を施設の2階以上に避難させる。

#### 5 水害等発生時の対応（洪水浸水想定区域内の避難所）

当該避難所は、洪水による浸水が想定されるため、原則として開設しない。

しかし、局所的な浸水に備えて避難所を開設し、その後洪水の危険が高まった場合などは、洪水時の想定浸水深よりも高い場所へ避難者を避難させる。

（注）指定緊急避難場所として洪水時避難不可としている避難所は、開設しない。

#### 6 避難所の閉鎖

台風等による大雨の危険が去り、避難指示等が発令されている場合は、避難指示等が解除されたら、区本部の判断で避難所を閉鎖する。

## 第6 指定避難所の運営

【秘書・広報部、情報・避難部、避難所担当班、  
経済部、環境部、保健衛生部、福祉部、区本部】

風水害時には、比較的早期に指定避難所を閉鎖することもあるが、長期化した場合も考慮して、指定避難所等の運営の要領を次のように定める。

### 1 指定避難所の運営体制の確立

指定避難所の運営は、自治会（自主防災組織）、学校（施設）を単位とする防災コミュニティ、ボランティア及び避難者自身の協力による運営を基本とし、防災アドバイザーや避難所運営後方支援者^(注)との協働による運営を行い、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。

本市では、指定避難所ごとに自治会長など地域のリーダー、施設管理者、市職員等からなる避難所運営委員会を組織し、「避難所運営マニュアル」に基づいて、役割分担を明確にし、指定避難所の円滑な運営を行う。

このため、避難所担当職員は、平常時から避難所運営委員会の設立及び維持や施設管理者との協議等をする。

なお、避難所運営委員会には、女性の参画を推進し、指定避難所の運営に際しては、男女のニーズの違いや要配慮者等に配慮するとともに、性別や年齢等にかかわらず、意見を述べ合い、助け合える指定避難所の運営体制を確立する。

表 1-10-9 避難所運営委員会の構成

避難所運営委員会の構成	
1	運営リーダー（自治会長・自主防災会長など積極的に関わっていただける方から選出）
2	運営副リーダー（指定避難所周辺の自治会等から選出）
3	施設管理者 数名（校長、教頭、所長等）
4	避難所担当職員 数名（市職員）
5	その他指定避難所等に関する団体の長など

（注）災害が発生し、避難所が設置された際に、避難所運営に協力するとともに、災害ボランティアセンター等を通じて避難所に派遣されるボランティアの受入れ・管理などを行います。

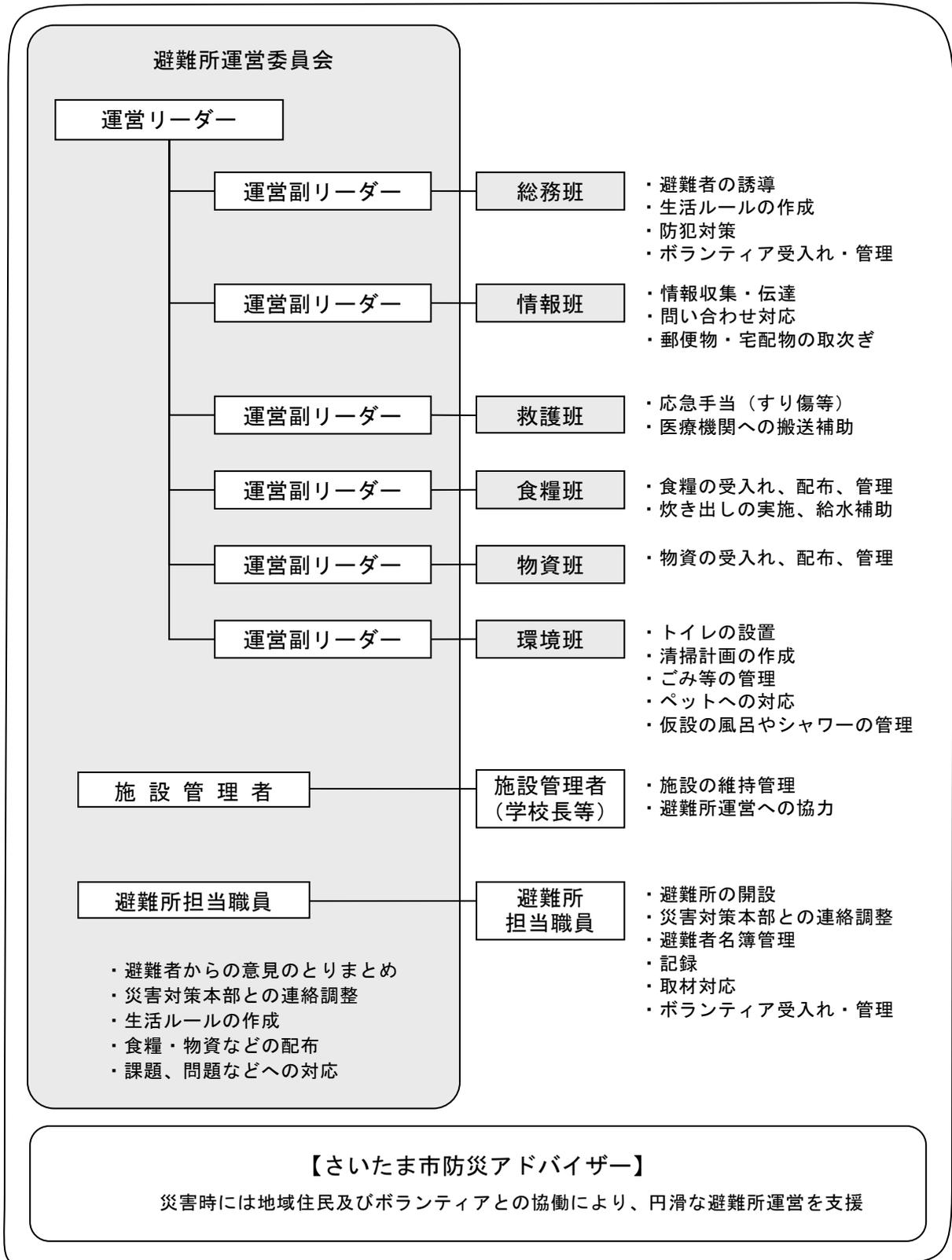


図 1-10-4 避難所運営委員会の運営組織

## 2 指定避難所等における避難者名簿・避難者台帳の作成

避難所担当職員は、避難者の人数及び同行避難しているペットの数、状況等を把握するため、避難者名簿（ペット同行避難に係る名簿含む）・避難者台帳を作成し、区統括班に提出する。区統括班は、区内の避難者台帳を集約し、避難班に提出する。避難班は、本市全体の避難者台帳を集約し、情報統括班に報告する。

風水害時における避難者台帳の作成は、所定の入退出表を準備しておき、避難所利用希望者に入所時に入退出表の記入してもらい、避難者台帳を作成・更新・報告する等の手順を検討しておく。風水害時の場合、1日程度で指定避難所等を閉鎖することもあるが、長期化した場合は、支援物資の配給や安否確認の基礎資料になる。

## 3 住民区域の割り振り

指定避難所の利用が長期化した場合を考慮して、指定避難所における住居区域は、可能な限り地区ごと（自治会）に割り振りを行い、円滑な指定避難所の運営を行う。

## 4 水の確保

1日程度以上の指定避難所等の利用が見込まれる時は、指定避難所の受水槽が使用できる場合、飲料水として活用し、災害用貯水タンク又は非常災害用井戸が設置されている場合は、水道部給水班に給水依頼をする。

ただし、火災が発生した場合は、消火用水としての利用を優先する。

## 5 物資、資機材の確保

1日程度以上の指定避難所等の利用が見込まれる時は、物資、資機材について、防災倉庫にある備蓄品の活用を検討する。物資が不足する場合は、品目、数量を確認の上、区統括班に要請する。また、トイレが不足する場合も同様とする。

区統括班は、区内の要請を取りまとめ、避難班に要請する。避難班は、本市全体の要請を取りまとめ、廃棄物対策班（仮設トイレ）等関係班に要請を行い、要請を受けた関係班は物資の供給・仮設トイレの設置など所定の処置を行う。

## 6 指定避難所開設・運営状況の報告・伝達

指定避難所の運営状況については、指定避難所開設・運営状況報告書、避難者カード、避難者台帳等を整備のうえ、作成時及び更新時に避難所担当職員班長を通じ区統括班へ報告する。区統括班は、区の避難者台帳等を集約し、避難班に報告する。避難班は、本市全体の避難者台帳等を集約し、総括部に報告するとともに、情報統括班に伝達する。

## 7 指定避難所等の避難者への広報

避難所担当職員は、避難者が災害情報を入手することが困難であることを踏まえ、広報班や区本部等からの情報提供に基づき、掲示板等を設置・活用し、収集した情報を、指定避難所等の避難者へ提供する。

## 8 ごみの集積場の設置

指定避難所等では、避難者及び周辺の被災者の生活廃棄物、災害廃棄物の集積場を設置し、可燃、不燃の分別をする。リサイクル可能な物は、リサイクルする。

また、避難所担当職員は、ごみ処理・し尿処理等について区統括班に要請を行う。区統括班は区内の要請を取りまとめ、避難班に要請する。避難班は本市全体の要請を取りまとめ、環境部にゴミ処理等を要請し、連絡を受けた環境部関係班はゴミ処理・し尿処理など所定の処置を行う。

## 9 要配慮者対策

要配慮者については、指定避難所開設当初に避難状況の実態を把握し、優先的な食糧等の配給、クールダウンスペースの確保、ホームヘルパーの派遣など、必要な援護を行う。特に部屋割りに際しては、極力避難所運営本部、救護班等の近くの部屋を準備し、本人の同意のもとに入居させるか、必要に応じて福祉避難所に移送する。

また、指定避難所における生活が長期化することによって、発病、症状の悪化が見込まれる避難者については、早い時期に医療施設、社会福祉施設に移送を行う。ただし、要配慮者の中でも、福祉事務所の関わる制度利用者もいることから、実情把握については、福祉部各班と連携をとる。

なお、社会福祉施設の活用の際においても、福祉部各班と十分に連携をとって進める。

## 10 避難者の健康管理

避難生活が長期化した場合を考慮し健康状態に不調を訴える者に対し、あるいはその予防的措置として保健師等による定期巡回相談を実施して、被災者の体調管理・メンタルケアなどの健康管理や保健指導を行う。

## 11 避難所生活における男女のニーズの違い・性的少数者（性的マイノリティ）への配慮

- (1) 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
- (2) 仮設トイレなど避難所のレイアウトにあたっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保する。
- (3) 更衣スペースや洗濯物の干し場などは男女別に設け、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースを確保する。
- (4) 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営を行う。
- (5) セクシュアル・ハラスメント、犯罪防止のため注意喚起や巡回警備を実施する。
- (6) 女性向け物資の供給にあたっては、女性が配布を担当したり、女性専用スペースや女性トイレに女性用品を常備する等、配布方法を工夫する。
- (7) 性的少数者（性的マイノリティ）への配慮として、誰もが使用できるトイレの設置や、更衣室や入浴施設について、一人ずつ使える時間帯を作るなど工夫する。

## 12 避難所生活の長期化対策

避難所生活が長期化した場合、生活関連、避難者の健康面等において種々の問題が発生する。そのため、避難所担当職員は、市及び区本部と連携を図り、プライバシーの確保、メンタルケア等の対策を検討し実施する。

表 1-10-10 長期化に対する主な検討事項

項目	記述
1 入浴対策	避難所生活が長期化した場合は、自衛隊の入浴支援を要請する。 また、ガス会社、ボランティア等との協力を図り、入浴施設の利用や仮設風呂、シャワーを避難所に設置する。
2 暖房対策	必要に応じて、関係業者等の協力を得て、石油ストーブ等の暖房器具の確保を図る。
3 洗濯対策	必要に応じて、関係業者等の協力を得て洗濯機を避難所に設置する。

表 1-10-11 長期化における留意点

項目	記述
1 プライバシーの確保	間仕切りの設置等、避難者のプライバシーが最低限確保できるよう留意する。
2 健康管理	避難生活の長期化による健康への影響を考慮し、避難者の体調管理やメンタルケア等の健康管理に十分留意する。

## 13 指定避難所における衛生管理

感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難所内の清潔保持の環境整備を図る。

さらに、避難所は、災害の規模により多数の避難者が集まることから、各種感染症の拡大リスクが高くなるため、感染症まん延期には対策が必要となる。

感染症の拡大防止には、通常予定されている避難所の居住スペースに加え、避難者の受入れスペースをできるだけ多く確保することにより、密集状態を避ける。

また、発熱や咳等の症状があり、感染の疑いがある避難者は、他の避難者と物理的に隔離されたスペースに受け入れる。

居住スペース内では、感染症予防の基本的な対策に加え、飛沫を避けるため避難者同士の間隔を十分にとるとともに共用部分の清掃・消毒を徹底する。

なお、感染症対策については、避難所運営マニュアル及び避難所担当職員活動要領等を用いて詳細を反映し、周知・徹底を図るとともに、必要に応じて、適宜マニュアル及び要領を修正することで、感染症対策に努めるものとする。

## 第7 在宅避難者への支援

### 【情報・避難部】

本市は、在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた被災者の状況を把握し、指定避難所の避難者と同様に食糧、物資、医療、福祉等のサービスを実施するよう努める。

また、指定避難所はその地域の在宅避難者への情報発信、物資供給等の拠点とする。

## 第8 広域避難

### 【総括部、情報・避難部】

本市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市内の指定避難所等に被災者を収容することが困難で、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、他の市町村の協力を得て、広域一時滞在のための避難所の提供を受け、被災者を避難させる。

広域避難にあたっては、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

## 第9 指定避難所の縮小・閉鎖

### 【秘書・広報部、情報・避難部、 避難所担当班、環境部、区本部】

本市は、災害が終息し、かつ、避難する必要がなくなった時点で区本部の判断により、段階的に指定避難所を閉鎖していく。

指定避難所の縮小・閉鎖については、次の要領に基づき実施する。

### 1 指定避難所の管理計画の作成

指定避難所の設備、避難者数等の運営状況から、継続して指定避難所として活用する施設、避難者を他の施設へ移送し閉鎖する施設を判断し指定避難所の管理計画を作成する。

### 2 指定避難所の縮小

指定避難所の管理計画に基づき、避難者を応急仮設住宅、条件の良い避難所に移送し、指定避難所数を縮小する。

### 3 指定避難所閉鎖の決定

状況に応じて、区本部の判断により、段階的に指定避難所を閉鎖していく。

なお、担当の指定避難所が閉鎖した後の避難所担当職員としての災害対策活動については、区本部の指示に従うものとし、避難所担当職員としての職務終了後は、所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事するものとする。

### 4 県等への報告

本市は、指定避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。

なお、秘書・広報部は指定避難所の縮小・閉鎖にあたっては、速やかに市民へ広報する。

## 第10 災害時における動物の保護

【保健衛生部、区本部】

### 1 災害時の動物保護体制

災害時には、被災場所に放置されたままの動物、飼い主の不明な動物や放し飼い状態の動物が多数発生することが予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

災害時の動物保護については、保健衛生部動物愛護班が主体となり、動物保護活動を実施するが、動物保護活動を円滑に実施するために、必要に応じて埼玉県獣医師会さいたま市支部に協力を要請するものとする。

### 2 災害時の動物保護活動

#### (1) 災害時の動物保護活動の内容

- ア 特定動物への対応
- イ 放し飼い犬等の収容
- ウ 被災場所に放置された負傷動物の保護
- エ 被災場所に放置された飼養動物への対応
- オ 指定避難所に飼い主とともに避難した動物への対応
- カ 県・獣医師会等が設置する動物保護施設への搬送

### 3 指定避難所における動物の適正な飼養

動物愛護班は、指定避難所の動物飼養スペースにおける動物の適正飼養及び環境衛生の維持に対し、必要な指導を行う。

避難所では、ペットと同行避難してきた避難者を受け入れる。

避難所におけるペットの飼養は、原則として飼い主自らが行う。

飼い主が共同でペットの飼養を行うために、飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力して管理を行う。

避難したペットの取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室へのペット（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）の持ち込みはせず、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることを基本とする。ただし、雨風がある場合などに屋外での飼養が困難となることがあるため、雨風を避けられる場所（ピロティや別棟の倉庫等）をあらかじめ協議しておく。

さらに、避難所によっては、避難所内で垂直避難をした際にペットを一時的に収容するスペース（上層階）についても検討しておくことが必要となる。

大型の動物など避難所での受け入れが困難なペットの同行避難者を、緊急避難措置として一時的に受け入れた場合には、飼い主があらかじめ決めていた預け先などへ速やかに移動させる。

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は、居室への同伴が必要となる。

なお、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペットの飼い主が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

### 第3節 要配慮者安全確保対策

表 1-10-12 要配慮者安全確保対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 防災行政無線を活用した避難誘導 ② 外国語による防災情報の提供
経済部	① 在住外国人の安否確認 ② 在住外国人に対する避難誘導 ③ 在住外国人への情報提供及び各種相談の実施 ④ 通訳・翻訳ボランティアの確保
福祉部 区本部	① 社会福祉施設入所者等の安全確保 ② 社会福祉施設入所者等に対する巡回サービスの実施 ③ 在宅要配慮者の安否確認 ④ 在宅要配慮者の安全確保対策 ⑤ 要配慮者用の生活支援物資の供給 ⑥ 要配慮者に対する情報提供 ⑦ 要配慮者に対する相談窓口の設置 ⑧ 停電時の対応 ⑨ 在住外国人の安否確認

災害発生後に、自らでは避難が困難であったり、避難所生活での困窮など、災害時に様々なハンディキャップを有する要配慮者の安全を確保する。

#### 第1 高齢者、障害者等の安全確保対策

##### 【福祉部、区本部】

風水害時に、機敏に行動できない高齢者や障害者等要配慮者の被害状況や安否について、家族や近隣住民、避難支援等関係者等の協力を得て把握、確認し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

#### 1 避難行動要支援者の安否確認及び救助活動

福祉部福祉担当各班及び区本部福祉担当各班は、在宅避難行動要支援者等の安全を確保する。

##### (1) 安否確認及び避難支援

寝たきりや、一人住まい等の高齢者及び障害者等を記した避難行動要支援者名簿及び個別避難支援プランを活用し、消防機関、警察署、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等の避難支援等関係者の協力を得ながら、安否を確認する。

##### (2) 救助活動の実施

安否が確認できない場合は、避難支援等関係者及びボランティア団体等の協力を得ながら、救助を行う。

## 2 在宅要配慮者の避難支援・安全確保

上記1以外の要配慮者については、指定避難所等において市職員が安否を確認する。  
安否が確認できない場合は、避難支援等関係者及びボランティア団体等の協力を得ながら、確認を行う。

## 3 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

福祉部福祉担当各班及び区本部福祉担当各班は、施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

### (1) 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

### (2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を支援するため、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

### (3) 被害状況の報告

施設管理者は、入所者の被害状況及び自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力だけでは対応が困難なケースを、最寄りの指定避難所又は市若しくは区本部へ報告する。

### (4) 物資の供給

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、本市及び県に協力を要請する。

### (5) 受入先の確保及び移送

福祉部福祉担当各班及び区本部福祉担当各班は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を支援する。

### (6) ライフラインの優先復旧

本市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧を要請する。

### (7) 巡回サービスの実施

福祉部福祉担当各班及び区本部福祉担当各班は、施設管理者からの報告に基づき、被災した入所者の状況やニーズを把握し、自治会、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、必要な施設に支援を実施する。

## 4 避難生活における支援

### (1) 受入先の確保及び移送

要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び指定避難所等を確保する。

また、搬送車両を確保し、避難支援等関係者及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

## (2) 生活支援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び提供する。配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

## (3) 情報提供

在宅や指定避難所等にいる要配慮者に対し情報を提供するため、ファックスによる情報提供、データ放送による情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

## (4) 相談窓口の開設

区役所、支所及び保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

## (5) 巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師等により巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

## 5 仮設住宅における配慮

仮設住宅においては、高齢者や障害者等の要配慮者に対し、次の配慮を行う。

- (1) 優先的に入居させること
- (2) 階段、段差が少ないこと
- (3) トイレとの距離が遠くないこと
- (4) 車椅子が使用可能なこと

## 6 停電時の対応

計画停電等の停電時においては、電気機器を使用している在宅療養者等に電源対策や、何らかの代替処置が必要になる要配慮者の発生が予想される。このようなケースに対応するために、必要な処置を講じる。

## 第2 在住外国人の安全確保対策

【総括部、経済部、各区】

災害発生時に外国人が安全に避難できるよう、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

### 1 安否確認の実施

職員や語学ボランティア等により、外国人住民に係る住民票等を活用しつつ、語学等の支援を要する外国人を中心に安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

### 2 避難誘導の実施

避難指示等を発令した場合は、ホームページや SNS 等を活用して外国語や「やさしい日本語」による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を実施する。

### 3 情報提供

広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。

また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

### 4 各種相談

相談窓口職員やボランティア通訳等を配置し、外国人に対し総合的な相談に応じる。

### 5 通訳・翻訳ボランティアの確保

本市及び県は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

## 第4節 医療救護

表 1-10-13 医療救護に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 情報連絡体制の確立 ② 広域医療体制の構築
保健衛生部	① 実施体制の構築 ② 医療救護班の編成 ③ 傷病者のトリアージ及び応急処置の実施 ④ 医療救護所の設置の決定 ⑤ 救護医療機関の被災状況等の把握 ⑥ 医薬品等の調達 ⑦ 精神科救急医療の確保 ⑧ 広域医療体制の構築
消防部	① 実施体制の構築 ② 傷病者の搬送 ③ 救護医療機関の被災状況等の把握
区本部	① 医療救護所の設置及び連絡調整
医師会	① 医療救護所の運営

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が、医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を確保し、被災者の保護の万全を図る。

本市は県と連携して日本赤十字社埼玉支部に対し、災害救助法に基づく救助又はその応援に関する業務を依頼する。

### 第1 初動医療体制

【総括部、保健衛生部、消防部、区本部、医師会】

被災状況に応じて医療機関（資料編2-31）に医療救護所を設置し、医療救護所に収容された傷病者に対し医療救護班がトリアージ及び応急処置を実施する。

また、医療救護所等で対応できない重症者等は市内の救護医療機関へ搬送し、治療及

び入院等の救護を実施する。

### 1 医療情報の収集・伝達

傷病者に対して、迅速かつ的確に医療を行うためには、収容先の医療機関の被災状況、空き病床数等医療情報が重要である。そのため、災害発生時における医療救護所、医療機関等との情報連絡体制を確立する。

### 2 医療救護所の設置

保健衛生部は、災害対策本部が設置された時、被災状況や市内各医療機関の運営状況等を踏まえ、必要に応じて医療救護所を設置することを決定し、区本部が医療救護所を設置し、運営は4医師会が行う。

なお、区本部は医療救護所との連絡調整を行うものとする。

初動医療の確保を図るため、医療救護所の設置については、被災状況に応じて柔軟に対応する。

医療救護所を設置した場合、秘書・広報部広報班は、設置状況を広報する。

### 3 医療救護班の編成・派遣

医療衛生統括班は、災害程度に応じ、医師会に対し医師及び看護師等による医療救護班の編成及び派遣の要請を行う。

また、派遣された医療救護班は、次の活動を実施する。

- (1) 傷病者の傷病の程度の判定（トリアージ^(注)）
- (2) 傷病者に対する応急処置等の実施
- (3) 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案への協力（必要に応じて実施）
- (5) その他必要な措置

(注) 災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、現存する限られた要員や医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療に当たるために、治療の優先順位を決定すること。

### 4 救護医療機関

本市は、市内の救急告示医療機関等に対し、救護医療機関として医療救護所等で対応できない重症者等を収容し、治療及び入院等の救護を実施するよう要請する。

## 第2 傷病者等の搬送体制

### 【保健衛生部、消防部】

傷病者の救護医療機関への一次搬送並びに後方医療機関への二次搬送は、次のとおりとする。

#### 1 一次搬送方法

大規模な台風等の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

- (1) 医療救護班が消防部に搬送を要請する。

- (2) 公用車その他救急車両により搬送する。
- (3) 市職員、消防団員、地域住民により担架やリヤカー等で搬送する。
- (4) 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

## 2 一次搬送体制

- (1) 消防部は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を市内救護医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、自力又は自主防災組織等の協力を得て救護医療機関への搬送を依頼する。
- (2) 医療救護班は、医療救護所でトリアージを実施し、他の救護医療機関で治療の必要がある重症の傷病者を、一次搬送方法により搬送を要請する。
- (3) 搬送経路となるべき道路が被災した場合を考慮し、柔軟な搬送経路を検討する。

## 3 救護医療機関の受入体制

保健衛生部及び消防部は協力し、救護医療機関の被災状況と収容可能数を速やかに把握し、収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

## 4 二次搬送体制

- (1) 市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の災害拠点病院への搬送は、保健衛生部、消防部及び救護医療機関等が協力して実施する。
- (2) 必要に応じて、県に搬送を要請し、ヘリコプター等で搬送する。  
市内のヘリポート：共通編 第2部 第2章 第6節 第3 「飛行場外離着陸場」を参照

## 5 後方医療機関の受入要請

本市は、県及び相互応援協定を締結している市町村に対し、重傷・重症者の受入れを要請する。

また、必要な情報を救護医療機関に伝達する。

後方医療機関として、次の機能を持つ災害拠点病院及び災害時連携病院への中等症患者、重傷・重症者受入要請について、県を通じ実施する。

災害拠点病院の機能：

- (1) 重篤救急患者の救命を行う高度診療
- (2) 患者等の広域搬送（受入れ及び搬出）への対応
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣
- (4) 応急用資機材の貸出し

災害時連携病院の機能：

- (1) 中等症患者や容態の安定した重症患者の受入れ
- (2) 県内で活動する自己完結型の医療救護チームの派遣

表1-10-14 県内の災害拠点病院

災害拠点病院区分	病院名	所在地
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿180
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100
	(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門714-6
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	獨協医科大学越谷病院埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
	(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田376
	医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見418-1
	(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
	草加市立病院	草加市草加2-21-1
	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1
	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10
	埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	羽生市下岩瀬446
	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2
	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3

表1-10-15 県内の災害時連携病院

指定日	施設名	開設者	所在地
R4年1月1日	熊谷総合病院	社会医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西4-5-1
R4年1月1日	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	独立行政法人国立病院機構	所沢市若狭2-1671
R4年1月1日	埼玉成恵会病院	医療法人埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721
R4年1月1日	入間川病院	社会医療法人入間川病院	狭山市祇園17-2
R4年1月1日	埼玉石心会病院	社会医療法人財団石心会	狭山市入間川2-37-20
R4年1月1日	越谷市立病院	越谷市	越谷市東越谷10-32
R4年1月1日	東埼玉総合病院	社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス	幸手市吉野517-5
R4年1月1日	白岡中央総合病院	医療法人社団哺育会	白岡市小久喜938-12
R4年1月1日	ふじみの救急病院	医療法人社団晃悠会	入間郡三芳町北永井997-5
R4年1月1日	小川赤十字病院	日本赤十字社	比企郡小川町小川1525
R5年1月1日	彩の国東大宮メディカルセンター	医療法人社団協友会	さいたま市北区土呂町1522
R5年1月1日	独立行政法人 地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	独立行政法人 地域医療機能推進機構	さいたま市浦和区 北浦和4-9-3
R5年1月1日	埼玉協同病院	医療生協さいたま生活協同組合	川口市木曾呂1317
R5年1月1日	秩父市立病院	秩父市	秩父市桜木町8-9
R5年1月1日	TMGあさか医療センター	医療法人社団武蔵野会	朝霞市溝沼1340-1
R5年1月1日	新座志木中央総合病院	医療法人社団武蔵野会	新座市東北1-7-2
R5年1月1日	八潮中央総合病院	医療法人社団協友会	八潮市南川崎845
R5年1月1日	皆野病院	医療法人徳洲会	秩父郡皆野町大字 皆野2031-1

### 第3 広域医療体制

【総括部、保健衛生部】

本市では、広域医療体制の構築について、他都県市町村との間に「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（県及び県内市町村）、「九都県市災害時相互応援に関する協定」（首都圏九都県市）、「21 大都市災害時相互応援に関する協定」（全国21大都市）、「災害時における相互援助に関する協定」（首都圏県都市長懇話会）、「災害時における相互応援に関する協定」（立川市、福島市、松戸市）、「危機発生時における相互応援に関する協定」（新潟市、那須塩原市）を締結している。この中で、医療に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん、車両の提供、医療系職員の派遣等の支援活動を災害時に相互に実施することを取り決めている。今後も同様の相互応援協定締結の拡充を図っていく。

### 第4 医薬品等の調達

【保健衛生部】

市内医療救護所、救護医療機関において不足する医薬品及び医療資機材を、埼玉県の広域調整の下、「災害時における医療用医薬品の調達業務に関する協定」（一般社団法人さいたま市薬剤師会）、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」（一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会）及び「災害時の医療ガス等の供給に関する協定」（一般社団法人日本産業・医療ガス協会）に基づき調達する。

また、日本赤十字社等の協力を得ながら、医薬品の供給体制を確保する。

### 第5 精神科救急医療の確保

【保健衛生部】

本市及び県は、環境の急変等から、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

## 第5節 防疫及び保健衛生

表 1-10-16 防疫及び保健衛生に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 国、県その他への要望
保健衛生部	① 防疫衛生班の編成 ② 消毒・清掃作業の統括 ③ 感染症の予防活動の実施 ④ 被災者に対する防疫・保健衛生の指導 ⑤ 食品衛生監視活動の実施 ⑥ 指定避難所、福祉施設等における栄養指導 ⑦ 被災者に対するメンタルケアの実施 ⑧ 国、県その他への要望
区本部	① 防疫衛生班の編成 ② 消毒・清掃作業の実施 ③ 感染症の予防活動の実施 ④ 被災者に対する防疫・保健衛生の指導

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症がまん延するおそれがあるため、感染症の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

### 第1 防疫活動

【保健衛生部、区本部】

災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。  
本市は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

#### 1 実施体制

保健衛生部及び区本部は、防疫衛生チームを編成し、防疫活動を実施する。

#### 2 活動内容

##### (1) 消毒作業

被災地において感染症が発生し又は発生するおそれがある区域を重点的に、適切な方法により消毒作業を実施する。

編成した防疫衛生チームは、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤によるそ族昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

##### (2) 食品衛生監視

保健所長は、食品衛生監視チームを編成し、集団食中毒等の発生抑止のため、食品衛生監視活動を実施する。食品衛生監視チームは、避難所における食品衛生管理を徹底するため、食品衛生の啓発を行う。

##### (3) 水の安全確保

保健所長は、水の安全パトロールチームを編成する。水の安全パトロールチームは、避難所等の飲料水の安全確認を行う。

## 第2 保健衛生活動

### 【保健衛生部】

指定避難所等において、保健指導（メンタルケア含む）及び栄養指導を実施する。

#### 1 保健指導

保健師は、被災地へ速やかに出かけ、保健衛生上の問題や健康状態の把握をし、あらゆる機会をとらえ被災者に対する保健指導を実施する。避難者については、避難生活が長期化した場合を考慮し健康状態に不調を訴える者、特に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等に対し、あるいはその予防的措置として保健師等による定期的な巡回相談を実施して、被災者の健康管理や保健指導を行うものとする。

また、車中泊を余儀なくされている避難者や、狭い場所で避難生活を送っている者については、特にエコノミークラス症候群の発症予防を行うものとする。

また、指定避難所における感染症予防のため、啓発活動を行うとともに感染症の早期把握に努める。

#### 2 栄養指導

保健所長は栄養相談チームを編成し、次の栄養指導を実施する。

表 1-10-17 栄養指導活動内容

栄養指導の活動内容の概要	
1	指定避難所等の給食状況の把握、非常食献立の把握及び指導・助言
2	特定給食施設の被害状況の確認及び指導
3	その他栄養補給に関すること

#### 3 メンタルケア

精神科医師や精神保健福祉士等から編成される心のケアチームは、指定避難所及び応急仮設住宅等への巡回を実施し、被災者のメンタルケアを実施する。

#### 4 歯科保健活動

派遣される歯科支援チームや保健医療支援チームと協力し、歯科診療提供体制の維持と歯科保健活動を実施する。

## 第6節 応急給水

表 1-10-18 応急給水に係る実施項目

担当部署	実施項目
水道部	① 応急給水計画の立案 ② 応急給水の実施 ③ 水源の確保 ④ 応急給水活動等の広報 ⑤ 水道に関して、市民への情報提供・相談窓口 ⑥ 県等への支援要請 ⑦ 停電時の対応 ⑧ 水質検査実施の検査等 ⑨ 他域への支援
総括部	① その他水源の確保

災害時に飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲用に適する水を得ることができない者に対し、必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧を実施する。

### 第1 給水の実施体制

【水道部】

給水の実施体制、方針及び応急体制は、次のとおりとする。

#### 1 給水計画の方針

断水状況及び水源状況を的確に把握し、給水場所・時間・方法を明記した最も効率的な応急給水計画を作成して業務を遂行する。

#### 2 支援体制

本市は、日本水道協会埼玉県支部、関東地方支部及び相互応援に関する覚書を締結している水道事業体に支援を要請する。

### 第2 応急給水の方法

【総括部、水道部】

応急給水の方法、給水場所、資機材等は、次のとおりである。

#### 1 給水量

飲料水の供給量は、災害発生から3日までは、1人1日3ℓ、4日目以降は順次約20ℓの給水量とすることを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

#### 2 給水方法

応急給水は、応急給水場所での給水及び運搬給水により実施する。応急給水場所での給水は、浄配水場、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸を活用する方法により実施する、運搬給水は、給水車や折畳式給水コンテナにより給水する方法により実施す

る。

### 3 給水場所

給水は、応急給水場所（浄配水場、災害用貯水タンク、非常災害用井戸）で実施する。

また、給水場所や時間についての広報に努める。

### 4 仮設給水

配水管から給水できる地区で、仮設給水が効果的であると思われるときは、仮設の給水管で給水する。

### 5 給水資機材

応急給水に使用する資機材は、水道総合センター、浄配水場及び災害用貯水タンクに設置してある簡易防災倉庫に分散備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

## 第3 医療機関等への給水

【水道部】

医療機関等から応急給水の要請があった場合には、これを最優先とする。

## 第4 その他水源の確保

【総括部】

- 1 本市は、井戸水等の比較的汚染が少ない水について生活用水の水源として利用する。また、緊急の場合は民間協定に基づき、民間企業から生活用水を確保する。
- 2 自治会及び自主防災組織は、本市と協力して、防災対策用指定井戸の水質を検査し、水源として利用する。

## 第5 応急給水等の広報活動

【水道部、秘書・広報部】

本市は、災害時に実施する応急給水や応急復旧対策等の実施状況や活動状況を市民に速やかに広報する。

- 1 市民に対する広報は、広報車による巡回、ホームページへの掲載のほか、水道部と秘書・広報部が協働し、テレビ及びラジオ等の報道機関による広報依頼や、SNS・防災行政無線による広報など、あらゆる手段で実施する。
- 2 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、応急給水場所の状況及びその他必要と認める事項とする。
- 3 水道の復旧等について、市民への情報提供を行うとともに相談窓口を設置する。

## 第6 停電時の対応

【水道部】

計画停電等、長期間の停電が予想される場合の給水システムの対応について必要な処置を講じる。

## 第7 水質検査の実施

【水道部】

水源地や降雨に、有害物質や放射性物質の混入が予測される場合は、水質検査を実施する。

## 第7節 食糧・生活必需品の供給

表1-10-19 食糧・生活必需品の供給に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 職員への給食配給 ② 備蓄品の運用、融通、管理 ③ 国・県・市町村への食糧・生活必需品等の要請
財政・被害調査部	① 食糧・生活必需品の調達 ② 支援物資の受入れ及び管理 ③ 支援物資集積場の開設及び閉鎖
経済部	① 応急食糧・生活必需品の配給 ② 食糧・生活必需品の指定避難所への配送及び配布の統括 ③ 集積場所の開設、運営協力
会計部	① 経費の出納
教育部	① 炊き出しの実施

災害時に、食糧及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食糧及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。

### 第1 食糧の供給

【総括部、財政・被害調査部、経済部、会計部、教育部】

災害により、住宅の倒壊、焼失又は流失等によって食糧の確保若しくは自炊の手段を失った者及び指定避難所等の収容者に対し、一時的に食糧の応急供給を行うものとする。

なお、応急供給にあたっては、状況に応じて本市の備蓄食糧の他、県及び関係機関、民間業者等から緊急に調達し供給体制の万全を期するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

## 1 家庭内備蓄の活用

市民は、災害発生直後から3日間は、自らが備蓄した食糧を活用して自活することを基本とする。

## 2 供給の決定

災害により、被災し、指定避難所等に收容され又は食糧の確保や自炊の手段を失った市民がある程度の規模で発生して相当の期間、その状態が継続すると判断した場合に食糧の供給を行うものとする。

対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難の指示等により指定避難所等に收容された人
- (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- (3) 災害応急対策活動従事者
- (4) 米穀の供給機能が混乱し通常の供給が不可能となり食糧を得る手段を失った人  
(県知事の指定を受け、被害を受けない市民に対しても米穀等の供給を行う)

## 3 充足状況の把握及び必要量確保

応急供給する食糧は、本市が備蓄する食糧を災害初期に必要な量を供給するが、被害の長期化等の状況に応じて充足状況を的確に把握し、米穀販売業者等から必要量を調達する。

### (1) 第一次供給

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの間（おおむね24時間以内を目途）の応急食糧の供給は、家庭内備蓄の活用及び本市が備蓄している食糧を主とする。

### (2) 第二次供給

関係業者からの調達、炊き出しの実施など、体系的で継続的な体制が整った時点からは、米穀類及び副食等を主とする。

## 4 食糧調達計画

### (1) 米穀の調達

ア 市長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

イ 市長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省農産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給する。

### (2) その他の食品の調達

市長は、米穀以外の食品の供給を行う必要が生じた場合は、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請する。

### (3) 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、必要に応じて要配慮者に配慮した食物アレルギー対応食

品や嚙下しやすい食事、ハラル食品等を確保し、供給する。

## 5 応急食糧の集積場所

食糧集積場所は、原則として次のとおりとする。

表 1-10-20 応急食糧の集積場所

行政区	集積場所
西区	災害時支援物資輸送拠点 (国及び県外からの調達)
北区	広域拠点備蓄倉庫 (県内からの調達)

ただし、施設や交通被害が著しく、その機能を果たせない場合には、指定避難所等への交通の利便性が高い他の公共施設を選定するものとする。

また、炊き出し用の米穀類にあたっては、集積場所より指定避難所等へ搬送するものとする。

## 6 応急食糧の連絡・搬送体制

応急食糧の供給に係わる連絡・搬送体制は、次のとおりとする。

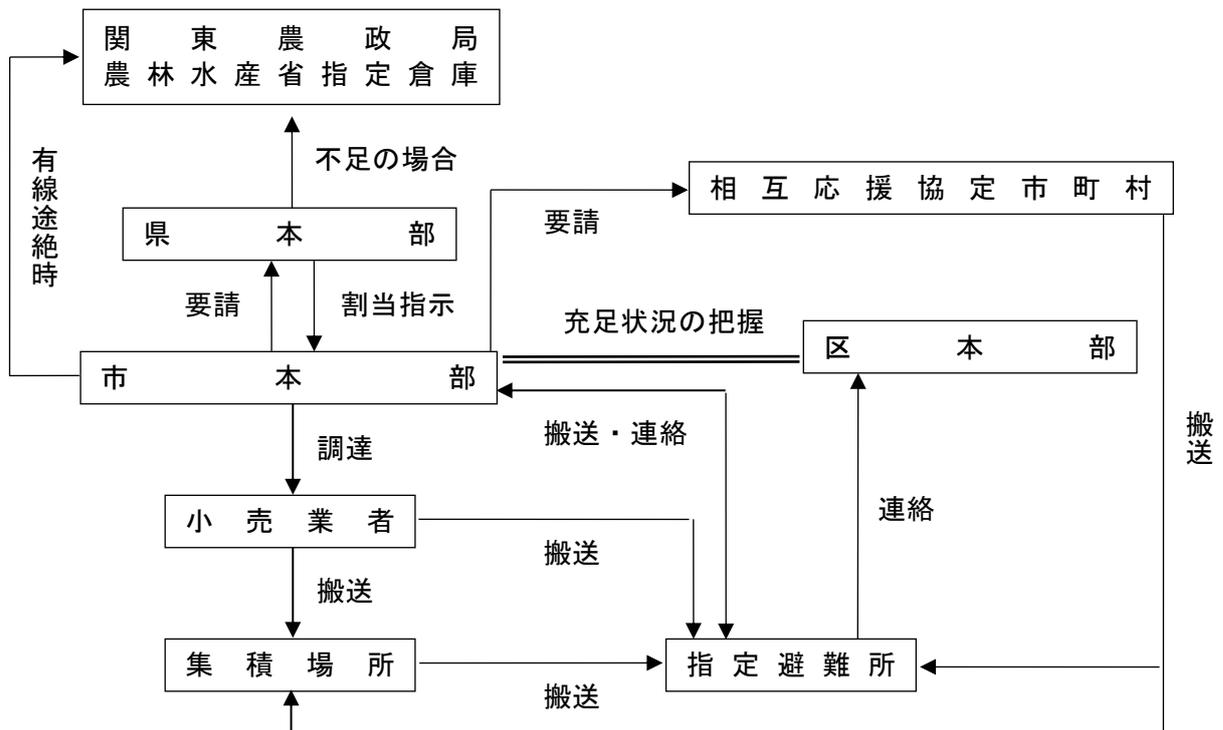


図 1-10-5 応急食糧の連絡・搬送体制

## 7 炊き出しの実施方法

### (1) 炊き出しの実施

災害時における食糧の炊き出しについての調理施設等は、小・中・中等教育学校の学校給食施設を活用するが、施設内のガス配管等の安全性が確認できない場

合、もしくは調理器具を操作できる者がいない場合は、防災倉庫内に備蓄されている炊き出し用の調理器具及び燃料を用いる。

調理要員は、給食担当職員（栄養士・調理員）を中心に、社会教育関係団体及びボランティア等とする。

## (2) 炊き出しが困難な場合の措置

炊き出しが困難な場合は、米飯提供者や産業給食提供者から、弁当等を購入し供給する。

## (3) 県への協力要請

市長は、災害により多大な被害を受けたことにより、炊き出し等が実施困難と認めたときは、県知事に炊き出し等について協力を要請する。

## 第2 生活必需品の供給

### 【総括部、財政・被害調査部、経済部、会計部】

災害により、住宅の倒壊、焼失及び流失によって生活必需品の確保又は緊急的に生活必需品を求める被災者に対して、応急供給を行うものとする。

なお、供給にあたっては、状況に応じて、本市の備蓄品の他、県、相互応援協定市町村、民間業者から調達し供給体制の万全を図るものとする。

### 1 供給の決定

災害により、指定避難所等に収容され、又は住家の被害等により生活必需品を損失・き損し、さらに、物資の販売機構の混乱により資力の有無に係わらず、直ちに入手することができない市民が、ある程度の規模で発生し、相当の期間その状態が継続すると判断した場合に生活必需品等の供給を行うものとする。

### 2 充足状況の把握及び必要量確保

応急備蓄物資は、大宮災害対策庫等拠点備蓄倉庫及び各指定避難所の防災倉庫等に備蓄されており初動時に必要量を供給するが、被害が長期化し不足が生じた場合は、充足状況を的確に把握し関係業者より調達する。

なお、調達が困難な場合や緊急を要する時は、相互応援協定による市町村への要請及び県へ備蓄物資の融通等を要請するものとする。

#### (1) 応急物資（生活必需品）供給の内容

災害救助法適用による給（貸）与の範囲は、次の内容を目安とし、適宜、必要量を調達し供給する。

表 1-10-21 応急物資（生活必需品）供給の内容

区分	内容	備考
寝具	毛布、ふとん類	災害救助法の適用限度については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準による。
外衣	作業着、婦人服	
肌着	アンダーシャツ、パンツ等の下着類	
身の回り品	タオル、ズック靴等	
炊事道具	鍋、バケツ、食器類	
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ等	
光熱材料	ライター、ろうそく、懐中電灯等	

## (2) 供給物資の集積場所

物資の集積場所は、原則として本節第1「5 応急食糧の集積場所」に示す場所と同じ場所とする。ただし、施設や交通被害が著しく、その機能を果たせない場合には、指定避難所等への交通の利便性が高い他の公共施設を選定するものとする。

## (3) 供給場所等

供給場所は、原則として指定避難所等とし、ボランティア・自主防災組織等の住民の協力を得て供給を行う。

また、在宅避難者にあたっては自主防災組織等の住民組織の協力を得て、供給を行うものとする。

## (4) 供給区分及び供給要領

表 1-10-22 供給区分及び供給要領

供給区分	備蓄物資の供給元	備蓄物資の供給要領
第一次供給 (初動時)	・防災倉庫（指定避難所等） ・防災倉庫の備蓄物資が不足の場合、大宮災害対策庫等の拠点備蓄倉庫より補充	各倉庫より必要量を供給する。
第二次供給 (応急対策期)	・支援物資集積場より指定避難所等へ搬送	必要物資を把握し、逐次、関係業者及び相互応援協定市町村、県等から前に掲げる応急物資を調達する。

## (5) 男女のニーズの違いへの配慮

男女のニーズの違いを把握し、女性用品や妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを踏まえた品目についても十分な量を確保し、供給する。

また、女性用品の供給にあたっては、女性が配布を担当するなど、配布方法を工夫する。

## 3 応急物資の調達

応急物資の調達は、綿寝具商組合、日用品雑貨商組合、金物商組合等の関係業者から必要物資を調達する他、必要に応じて相互応援協定に基づく市町村へ要請するものとする。

## 4 応急物資の連絡・搬送体制

応急物資の供給に係わる連絡体制は、本節第1「6 応急食糧の連絡・搬送体制」と同様とする。

## 第8節 支援物資の供給

表 1-10-23 物流オペレーションチームに係る実施項目

担当部署	実施項目
情報・避難部	① 避難者（帰宅困難者を含む）状況の把握 ② 指定避難所毎の必要物資の把握
財政・被害調査部	① 支援物資の受入れ及び管理 ② 物資集積場の開設及び閉鎖
環境部	① 拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送
経済部	① 物資の配送の協力 ② 拠点備蓄倉庫の管理
市民部	① 交通規制状況の把握 ② 物資輸送ルートの確保・選定
埼玉県トラック協会等	① 輸送に関する協定に基づく物資等の輸送業務の円滑な運営

大規模な風水害が発生した際には、被災自治体に大量の支援物資が搬入されるものの、集積場所に膨大な在庫が滞る結果、物資が必要とされる避難所へ行き届かないという事例が多く発生している。

このような状況を踏まえ、本市では、近隣自治体からの支援物資を受入れ、避難所へ迅速に物資を供給するため「広域拠点備蓄倉庫」の整備を行った。

また、佐川急便(株)北関東支店との協定により、さいたま営業所等を「災害時支援物資輸送拠点」と位置付け、民間物流事業者の物流に関するノウハウ、人員、車両及び設備を兼ね備えた施設から支援物資の円滑な供給を確保したところである。

また、総括部が統括する危機管理センター内に、区の機関や民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、これらの施設を活用した物資の迅速かつ円滑な供給体制の強化に努めるものとする。

表 1-10-24 物流オペレーションチームの概要

支援物資管理システムの概要	
1	物流オペレーションチームの編成 危機管理センター内に、食糧、物資、輸送に係わる職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、支援物資の受入れ及び配送の指示を行う。 物流オペレーションチームは、「本部班」「避難班」「契約・物資受入班」「市民統括班」「経済統括班」で構成する。
2	民間物流事業者の活用 民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワーを活かし、備蓄物資の円滑な配送、支援物資の受入れや仕分けを行う。 なお、発災直後から民間事業者の稼働状況が確認できるまでの間は、環境部所管の車両運行によって物資の配送を補う。
3	必要とする物資の支援要請 発災後速やかに、支援物資の受入制限を行い、集約された必要とする物資の情報について、インターネットやマスメディア等を用いて逐次発信し、支援要請する。
4	品目別の物資の受入れ 支援物資の協力を申し出る者には、品目別の物資の配送を要請し、あらかじめ、指定した倉庫に物資を受け入れる。

## 第9節 住宅の確保

表 1-10-25 住宅の確保に係る実施項目

担当部署	実施項目
財政・被害調査部	① 応急復旧及び復興に関する工事の契約
復旧計画部	① 被災住宅の応急措置に関する相談及び広報 ② 被災宅地危険度判定の実施
施設復旧部	① 応急仮設住宅の建設 ② 応急仮設住宅等の入居者の選定 ③ 応急仮設住宅の維持、管理 ④ 応急仮設住宅入居者の一般住宅等への転居の推進 ⑤ 公的住宅の確保及び被災者への提供 ⑥ 被災住宅の応急修理 ⑦ 被災建築物応急危険度判定に準じた等調査の実施 ⑧ 被災住宅の応急措置に関する相談及び広報

風水害時や大規模事故災害時には、住家が流出、焼失又は破損することが予想され、その場合、自己の資力で住家の再建あるいは応急修理ができない被災者を対象に、応急仮設住宅の設置などによる住宅の供給を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

### 第1 応急仮設住宅の設置

#### 【施設復旧部】

応急仮設住宅の設置は、次の要領で実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、県との連絡調整のもと実施する。

#### 1 実施基準

##### (1) 対象者

災害のために住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を確保することができない者

##### (2) 入居基準

高齢者世帯や身体障害者世帯等の要配慮者を優先的に入居させる等配慮する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

##### (3) 応急仮設住宅の建設

建築班は、(一社)プレハブ建築協会及び関係団体等との協定に基づき、応急仮設住宅の建設が円滑に進むように努める。応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等に配慮するよう努める。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合、集会所等に仕様できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。

(4) 応急仮設住宅の維持管理

建築班は、応急仮設住宅の維持管理を実施する。

(5) 一般住宅等への転居の推進

住宅班は、応急仮設住宅入居者に対し、一般住宅等への転居を進めるとともに、市営住宅、県営住宅等の公営住宅への入居を案内する。

## 第2 既存住宅の利用

### 【施設復旧部】

市営住宅等の空室を一時的に提供する。

また、民間賃貸住宅の借り上げについて県・不動産関係団体と連携をとる。

#### 1 公的住宅の確保

住宅班は、災害時に、市営住宅等の空室の確保に努めるとともに、国、県、他の自治体、公社等に空室の提供を依頼し、被災者に提供する。

#### 2 民間賃貸住宅の借り上げ

民間賃貸住宅の借り上げについては、県・不動産関係団体と災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定を結んでおり、関係団体への協力要請、契約事務等について、県と連携・調整を図りながら実施する。

#### 3 公的住宅の入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、市長が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- (1) 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- (2) 居住する住居のない者
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない者

#### 4 備考

- (1) 入居者の選定に際しては、3の入居資格者のうち、高齢者世帯や身体障害者世帯等の要配慮者を優先する。
- (2) 入居に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣の状況等のコミュニティの形成に対する配慮を行う。

## 第3 被災住宅の応急修理

### 【施設復旧部】

災害により住宅半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理

とし、市に登録されている建設事業者等に市が依頼し、実施する。

#### 1 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

#### 2 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とする。

#### 3 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

### 第4 被災宅地危険度判定の実施

#### 【復旧計画部、施設復旧部】

#### 1 被災宅地危険度判定

本調査は、地盤に変状等があった宅地造成地に対して、二次災害の軽減・防止を目的として、いち早く宅地の危険度を判定するため、被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、被災宅地危険度判定連絡協議会の各種マニュアル・手引きに基づいて調査を実施し、住民の安全を確保する。

また、必要に応じ、県や被災宅地危険度判定連絡協議会等に登録された、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

- (1) 大規模な災害によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する
- (2) 被災宅地危険度判定の結果は、危険宅地（この宅地に入ることは危険）、要注意宅地（この宅地に入る場合は十分に注意する）、調査済宅地（この宅地の被災程度は小さい）の三段階とし、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。

#### 2 応急措置に関する相談及び広報

復旧計画部及び施設復旧部は、広報班と連携し、応急措置に関する相談及び広報を実施する。

- (1) 宅地地盤や擁壁等の変状などの危険防止に関する相談を実施する。
- (2) 宅地地盤や擁壁等の変状などによる事故防止のための住民に対する広報を実施する。

## 第10節 遺体の搜索・措置・埋葬

表1-10-26 遺体の搜索・措置・埋葬に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 遺体の搜索、搬送
保健衛生部	① 遺体の搬送、収容 ② 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置 ③ 遺体処理台帳の整理 ④ 遺族への遺体の引き渡し ⑤ 身元不明遺体の埋・火葬 ⑥ 広域火葬に関する県及び周辺市町村との調整 ⑦ 業者及び火葬場等の調整及びあっせん ⑧ 葬祭関係資材の確保、支給 ⑨ 行方不明者に関する相談窓口の設置 ⑩ 火葬場等の被災状況の確認
福祉部	① 遺体の搬送、収容 ② 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置 ③ 遺体処理台帳の整理 ④ 遺族への遺体の引き渡し ⑤ 身元不明遺体の埋・火葬 ⑥ 広域火葬に関する県及び周辺市町村との調整 ⑦ 業者及び火葬場等の調整及びあっせん ⑧ 葬祭関係資材の確保、支給 ⑨ 行方不明者に関する相談窓口の設置 ⑩ 火葬場等の被災状況の確認

遺体及び行方不明者、並びにその周囲の状況等から死亡していると推定されるものについては、消防部・警察・自主防災組織等により、搜索及び収容を実施し、身元が判明している死亡者については、遺族へ引き渡し、身元が判明しない死亡者については、遺体の衣服、顔の特徴、所持品などを記録・保管し、埋葬・火葬を実施する。

遺体措置は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し、収容所の設置場所の確保、開設を実施し、警察等との連携による検死及び身元確認並びに縁故者への連絡を実施する。

また、身元の判明しない遺体については、埋葬・火葬を実施する。

### 第1 行方不明者に関する相談窓口の設置

【保健衛生部、福祉部】

行方不明者に関する問合せ等への対応は、本市が相談窓口を設置し、警察機関等と連携を図りながら実施する。

## 第2 遺体の取扱基準

### 【各部、保健衛生部、福祉部】

#### 1 遺体の捜索・収容

遺体及び行方不明の状態にあり、死亡していると推定されるものについては消防部・警察・自主防災組織等により、捜索及び収容を実施する。

#### 2 火葬施設の確保

通常使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行う事が不可能となることが予想される場合、県と調整し、近隣の火葬場を有する市町村に依頼して、広域的に火葬施設を確保する。

#### 3 遺体の収容等

遺体の収容等は、次の基準により実施する。

##### (1) 遺体安置所の開設

被災状況や社会心理上の問題等を勘案し、遺体収容場所の確保、遺体収容所の開設を実施する。

開設予定場所は、浦和西体育館や思い出の里会館等、火葬場付近又は被災現場付近の公共施設等とする。

##### (2) 資機材の確保

保健衛生部、福祉部は各関係機関の協力を得て、ドライアイスや棺など、遺体安置に必要な資材の調達を行う。

##### (3) 検視及び洗浄等

保健衛生部、福祉部は警察及び市医師会等の協力を得て、検視を実施するほか、必要に応じて洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

##### (4) 遺体の引渡し

身元が判明している遺体については、遺族等へ遺体の引渡しを行う。

##### (5) 遺体処理台帳の作成

身元不明の遺体については、その特徴（衣服、所持品、写真等）を記録し、遺体処理台帳を作成する。

#### 4 遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により実施する。

##### (1) 埋・火葬の場所

埋・火葬は原則として市内で実施する。

##### (2) 他の市町村から漂着した遺体

遺体が他の市町村から漂着した場合で、本市が災害救助法適用地域外である場合、本市は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親類縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、本市は知事の行う救助を補助する立場において

埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

**(3) 被災地から漂着してきたと推定できる遺体**

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して、(2)に準じて実施する。

**(4) 葬祭関係資材の支給**

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。

ア 棺（付属品を含む）

イ 埋葬又は火葬

ウ 骨つぼ又は骨箱

**5 埋・火葬の調整及びあっせん**

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親類縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、本市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

身元の判明しない遺骨は、市営の葬祭施設を活用し一時保管をするとともに寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判明次第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は、さいたま市営墓地に仮安置する。

## 第11章 都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、災害により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。

このため、各防災機関においては相互に連携を密にし、応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

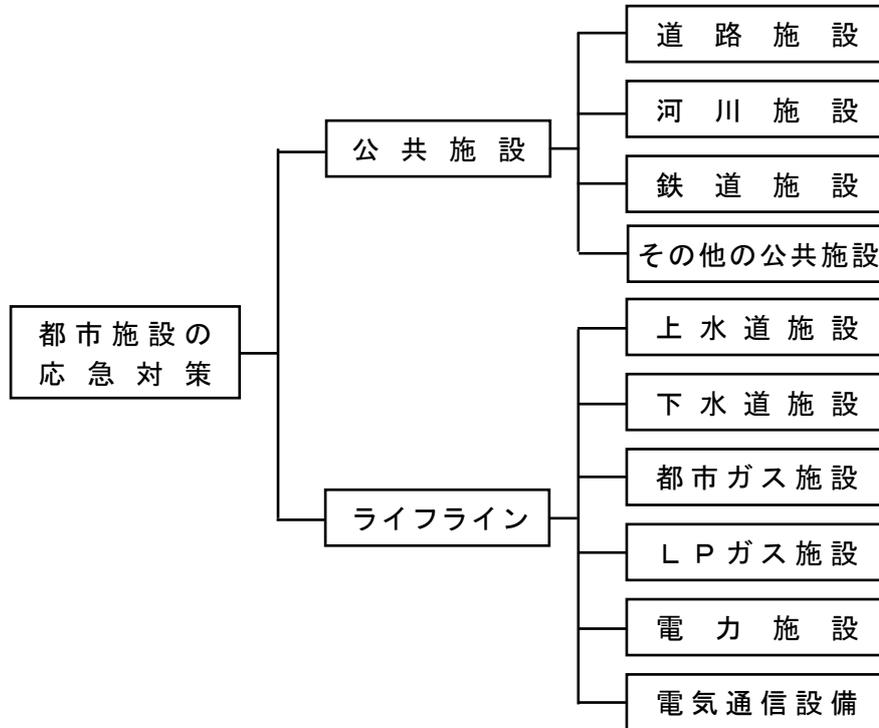


図1-11-1 都市施設の応急対策の体系

### 第1節 公共施設

表1-11-1 公共施設に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 各部が所管する公共施設の応急対策の実施 ② 市民からの問合せ対応
施設復旧部	① 国道16、17、298号線被災時の国への応急対策の要請 ② 高速道路被災時の道路管理者への応急対策の要請 ③ ①以外の道路の応急対策の実施 ④ 市管理道路のパトロールの実施 ⑤ 河川施設のバトロールの実施 ⑥ 河川施設被災箇所への国・県への通報 ⑦ 河川施設被災箇所の応急措置の実施 ⑧ 一級河川の被災箇所への国・県への通報 ⑨ 鉄道施設の応急対策の実施の要請
東日本旅客鉄道㈱ 東武鉄道㈱ 埼玉新都市交通㈱ 埼玉高速鉄道㈱	① 管理する鉄道施設の応急対策

道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が風水害により損壊した場合は、応急活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して、迅速な応急復旧対策を実施し応急対策の実行に万全を図る。

## 第1 道路施設

### 【施設復旧部】

風水害により、道路が浸水・倒木等により交通が遮断された場合、速やかに安全な交通が、復旧されるように応急対策を実施する。

国道 16、17、298 号の道路及び橋りょう等の道路施設が被害を受けた場合は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所に通報して応急対策の速やかな実施を要請する。

また、東北自動車道・東京外環自動車道等については、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社に通報して応急対策の速やかな実施を要請する。

国道（122、463 号）・県道及び市道については、施設復旧部建設統括班及び土木復旧班がパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに、応急措置を行う。

- 1 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。
- 2 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により埋め戻しする。
- 3 路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
- 4 崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザ、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。
- 5 落下した橋りょう又はその危険があると認められた橋りょう若しくは被害状況により応急復旧が困難な場合は、通行止め若しくは所轄警察署等関係機関との調整の上、交通対策の標示等必要な措置を講ずる。
- 6 道路上に交通障害物があった場合はその除去
- 7 信号機等の施設に不具合があった場合はその修復

なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。

また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

## 第2 河川施設

### 【施設復旧部】

河川班及び河川復旧班は、水防活動と並行して、市内の河川施設、特に危険な箇所を重点的にパトロールし、堤防及び護岸が被害を受けた場合、一級河川については国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び県（さいたま県土整備事務所、総合治水事務所）に通報し、必要に応じ応急措置を実施する。

市管理の河川施設について、水門及び排水機場等の破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、内水の排除を実施する。

### 第3 鉄道施設

#### 【施設復旧部、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、 埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)】

鉄道施設が、被害を受けた場合については最寄りの駅に、その他については、当該鉄道施設の管理者に通報し、応急対策の実施を要請する。

### 第4 その他の公共施設

#### 【各部】

その他、本市が所管する公共施設について、必要に応じて応急処置を実施する。  
また、施設の利用の可否などについて、市民からの問合せの対応を行う。

## 第2節 ライフライン

表 1-11-2 ライフラインに係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 東京ガス(株)への通知、情報提供 ② 東彩ガス(株)への通知、情報提供 ③ (一社)埼玉県LPガス協会への通知、情報提供 ④ 東京電力パワーグリッド(株)への通知、情報提供 ⑤ 東日本電信電話(株)埼玉事業部への通知、情報提供 ⑥ 電力施設の被害状況・復旧状況等の広報
施設復旧部	① 下水道施設の緊急点検 ② 下水道施設の応急措置・応急復旧 ③ 下水道に関する市民への広報 ④ 下水道に関する国・県への支援要請 ⑤ 下水道施設に関する協定を締結している市町村への支援要請 ⑥ 都市ガス施設の防護措置又は応急措置の協力 ⑦ LPガス施設の防護措置又は応急措置の協力 ⑧ 復旧用資機材置場等の確保
水道部	① 上水道施設の防護措置又は応急措置 ② 上水道施設の工事会社等関係機関への支援要請 ③ 応急給水 ④ 必要な車両及び資機材の確保 ⑤ 市民への上水道・給水関係の広報 ⑥ 他水道事業者への支援要請
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株)	① 都市ガス施設の応急復旧対策
東彩ガス(株)	① 都市ガス施設の応急復旧対策
(一社)埼玉県LPガス協会	① LPガス施設の応急復旧対策
東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	① 電力施設の応急復旧対策
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	① 電気通信施設の応急復旧対策

風水害時のライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、本市及び各事業所は相互に連携を図り、応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

## 第1 上水道施設

### 【総括部、水道部】

風水害により上水道施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、上水道施設の防護措置若しくは応急措置を実施する。

本市が実施する応急復旧措置は、次のとおりである。

#### 1 災害時の活動体制

応急対策を円滑に実施するため、修繕工事等契約業者、指定給水装置工事事業者、請負工事契約実績業者、材料契約業者等にあらかじめ協力を要請し、災害発生後の応急態勢の確保等に遺漏のないように努める。

また、日本水道協会関東地方支部や、相互応援に関する覚書を締結している水道事業者へ支援を要請する。

#### 2 発災時の初動措置

- (1) 土砂災害等が発生した場合は、導水管・配水管に相当の被害が発生し、広範囲な断水が予想される。そこで、災害発生後は、一日も早く平常給水の回復を図るため、被害箇所の復旧に全力を挙げる。
- (2) 水道施設の復旧に努めるとともに、市民の生活を維持するため、市民の協力を得て、応急給水を実施する。
- (3) 水道施設の復旧や応急給水活動を円滑に実施するため、必要な車両、資機材等の確保、市民への広報等に万全を期する。

#### 3 応急給水・復旧対策

- (1) 応急給水活動については、本編第1部10章第6節に示す。
- (2) 応急復旧活動は、災害発生後、速やかに被害状況を調査把握し、適切な復旧計画を決定して実施する。

復旧作業は、原則として取水、導水、浄配水場施設、配水幹線、配水支管及び給水装置の順に実施するが、災害の状況、各施設の状況、復旧の被害の程度、復旧の難易、復旧作業の能力等を勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を実施する。

応急復旧用資機材は、被害想定により水道総合センター、相野原配水場内及び高鼻材料倉庫に備蓄しているほか、必要に応じて関係機関から調達する。

#### 4 災害時の広報

災害時の広報活動については、本編第1部第10章第6節第5「応急給水等の広報活動」に示す。

#### 5 上下水道間での連携

上水道が復旧しても下水道が復旧していない場合、給水を見合わせるといった事態が想定され、二次災害の懸念もあるため、災害早期から水道部、施設復旧部間での調整を行う。

## 第2 下水道施設

### 【総括部、施設復旧部】

風水害により下水道施設が被害を受けた場合、できるだけ早い時期に下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて、緊急措置を講ずる。

#### 1 活動体制

施設復旧部において、応急復旧を実施するが、必要に応じ相互応援協定を締結している市町村等に支援を要請する。

#### 2 緊急点検

事前に被災時に点検すべき箇所の優先順位を決定しておき、道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報、市民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、対象施設等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は、次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

表 1-11-3 緊急点検場所及び点検内容

点検場所	点検内容
処理場・中継ポンプ場	1 下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無
マンホール	1 下水の流出の有無 2 マンホール蓋の変形異常の有無 3 周辺路面の異常の有無 4 マンホール内（躯体、管きよ接合部、下水道流下状況〔流量、石油等危険物の流下〕堆積物）の異常の有無（路上からの目視による）
伏越	1 マンホール内（躯体、管きよ接合部、下水道流下状況、堆積物、ゲート等）の異常の有無（路上からの目視による） 2 管きよ埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 3 管きよ埋設場所の地表の異常の有無
水管橋	1 構造物の変形等異常の有無 2 下水の流出の有無
管きよ埋設道路の路面等	1 路面、地表の異常（陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等）の有無

#### 3 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺への与える影響を考慮し、管きよについては二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急を実施する。

表 1-11-4 緊急措置の内容

緊急措置の内容	
1 安全柵、標識等の設置	2 段差部のすり付け
3 陥没部への土砂等による埋め戻し	4 排水ポンプの設置
5 土のうによる浸水防止	6 通行規制
7 下水道の使用制限	8 その他必要な措置

## 4 応急復旧

### (1) 応急復旧

施設復旧部は、民間業者等の協力を得て、優先順位にしたがって下水道の応急復旧を行う。

表 1-11-5 復旧の優先順位

復旧の優先順位	
1	指定避難所になっている市内小中学校、高等学校、中等教育学校等の公共施設
2	災害対策本部設置施設
3	その他、物資調達場所等活動拠点となる公共施設

### (2) 支援の要請

下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルールに基づき、市独自では十分な応急復旧措置ができない場合、次の事項を明らかにして、情報連絡総括都市に支援の要請を行うものとする。

また、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的とした緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）への支援要請を実施する。

表 1-11-6 要請内容

要請内容	
1	下水道施設の被害状況
2	必要な車両、資機材等の数量
3	派遣要請人員
4	支援場所及び支援場所への経路
5	支援の期間
6	その他必要な事項

## 5 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

## 第3 都市ガス施設

### 【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

風水害により都市ガス施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、都市ガス施設の防護措置若しくは応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は、東京ガス(株)・東彩ガス(株)に通知し、その速やかな措置について協力する。

## 第4 LPガス施設

### 【(一社)埼玉県LPガス協会】

風水害によりLPガス施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、LPガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は、(一社)県LPガス協会に通知し、その速やかな措置について協力する。

## 第5 電力施設

### 【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

電力の供給停止は、市民生活と応急対策活動に多大な影響を与えるとともに、停電復旧の際には、感電事故及び漏電等による出火の危険性がある。そのため、二次的災害防止のための周知活動を展開すると同時に、電力施設の早期復旧と被害状況、復旧の見通し等の広報活動を実施する。

表 1-11-7 本市の措置

本市の措置	
1	情報の提供 本市が収集した情報について、東京電力パワーグリッド(株)に提供する。
2	広報活動の実施 東京電力パワーグリッド(株)と協力して電力施設の被害状況、復旧の見通しについて広報活動を実施する。

#### 1 活動体制の確立

##### (1) 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、迅速かつ適切な対策を実施するため、社内規定により災害対策本部を設置する。

##### (2) 職員の動員

社内で定める非常災害対策組織表により、所要の職員を動員する。

表 1-11-8 非常態勢適用表

非常災害の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> <li>・災害が発生した場合</li> </ul>	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む)</li> <li>・東海地震注意情報が発せられた場合</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合</li> </ul>	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合</li> <li>・警戒宣言が発せられた場合</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合</li> </ul>	第3非常態勢

#### 2 応急措置

##### (1) 危険予防措置

災害の状況に応じて、警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

##### (2) 応急工事

災害時における具体的応急工事については、必要に応じ定める。

##### (3) 緊急送電

応急措置として官庁役所、病院、避難場所等へ緊急送電を行う。

### 3 応急復旧

#### (1) 復旧計画の作成

被害の状況を把握し、人員の配置、復旧資機材の調達、作業日程等の復旧計画を作成する。

#### (2) 復旧の優先順位

次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

表 1-11-9 復旧の優先順位

設備名	復旧順位
送電設備	1 全回線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2 都心部に送配電する送電系統の中間発電所 3 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難所・指定避難所、その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 給電指令回線(制御・監視及び保護回線) 2 災害復旧に使用する保安回線 3 その他保安回線

#### (3) 標識等の掲示

当社職員並びに復旧応援隊作業者にあらかじめ準備した所定の腕章を、また、連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力パワーグリッド(株)復旧班であることを明示する。

### 4 災害時の広報

#### (1) 二次災害防止のための広報

東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社は災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、市民に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- ウ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しないこと。
- オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- カ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- キ その他事故防止のため留意すべき事項。

## (2) 復旧に関する広報

災害時における住民不安を解消させる意味からも、電力の果たす役割は大きい  
ため、電力施設の被害状況、復旧予定時間等についての的確な広報を行う。

これら広報手段としては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほ  
か、広報車等により、直接当該地区へ周知する。

## 第6 電気通信設備

### 【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

風水害の電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、  
電気通信設備の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は(株)埼玉事業  
部に通知し、その速やかな措置について協力を要請する。

東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する応急対策は、次のとおりである。

#### 1 災害時の活動体制

##### (1) 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な  
復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

##### (2) 情報連絡

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市本部、その他各関係  
機関と密接な連絡を取ると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害  
の状況、その他各種情報の把握に努める。

#### 2 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

##### (1) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、  
網措置等そ通確保の措置を講ずる。

##### (2) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等に被災者が利用する特設公  
衆電話の設置に努める。

##### (3) 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制  
限等の措置を行う。

##### (4) 災害用伝言ダイヤル 171 等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報  
を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル 171 等を速やかに提供する。

### 3 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

### 4 災害時の広報

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該地域へ周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル 171 等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーチ案内、指定避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

## 第12章 災害警備計画

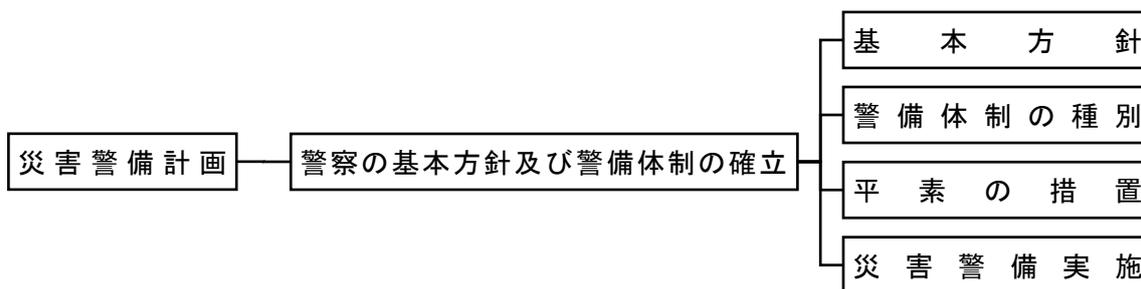


図1-12-1 災害警備計画に係る対策の体系

### 第1節 警察の基本方針及び警備体制の確立

表1-12-1 警察の基本方針及び警備体制の確立に係る実施項目

担当部署	実施項目
市内各警察署	① 災害発生時の公共の安全と治安維持対策の実施 ② 警備体制の構築 ③ 平常時の活動 ④ 災害警備活動の実施

#### 第1 基本方針

【市内各警察署】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序維持に必要な諸対策を実施して、治安の万全を期する。

#### 第2 警備体制の種別

【市内各警察署】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警備体制の種別は、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

##### 1 準備体制

災害が発生するおそれはあるが、相当の時間的余裕がある場合にとる体制

##### 2 警戒体制

洪水、山くずれ、地震、大火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合にとる体制

##### 3 非常体制

大規模な災害が発生し、又はまさに発生が予想される場合にとる体制

### 第3 平素の措置

#### 【市内各警察署】

#### 1 防災意識の高揚

警察本部長及び警察署長は、平素から避難措置、危険物の保安、犯罪の予防、交通の規制等に関する広報を行い、防災思想の普及に努める。

#### 2 装備資機材の整備等

警察職員は平素から災害警備実施に必要な装備資機材の点検、整備及び開発、改善等に努める。

### 第4 災害警備実施

#### 【市内各警察署】

災害警備実施は、国、県、市町村、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携して、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 情報収集、伝達及び広報
- 2 警告及び避難誘導
- 3 人命の救助及び負傷者の救護
- 4 交通秩序の維持
- 5 犯罪の予防検挙
- 6 行方不明者の捜索
- 7 検視又は死体調査
- 8 漂流物等の処理
- 9 その他の治安維持に必要な措置

## 第13章 交通対策計画

災害が発生した場合、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態の中で、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、交通対策を迅速かつ的確に実施する。

本章においては、交通対策の計画を定める。

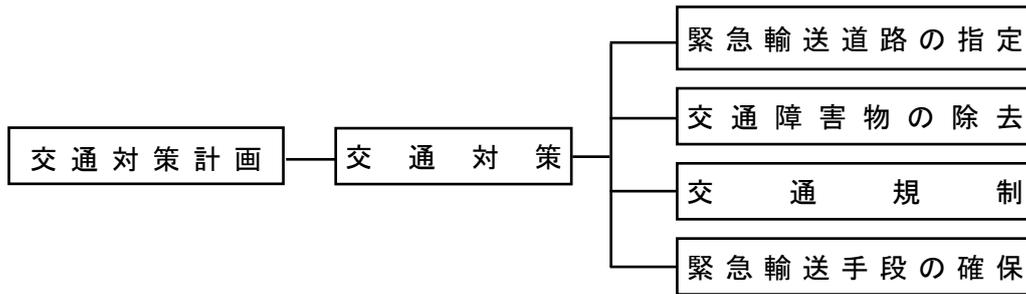


図1-13-1 交通対策計画に係る対策の体系

### 第1節 交通対策

表1-13-1 交通対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 避難路、緊急輸送道路等の選定、周知 ② 県知事へのヘリコプター派遣の要請
秘書・広報部	① 市民への自動車使用の自粛及び緊急輸送道路に関する広報の実施
情報・避難部	① 避難路確保のための情報収集 ② 地域的な被害状況及び道路状況の実態把握
財政・被害調査部	① 緊急輸送車両の確保 ② 緊急通行車両の確認申請推進・統括 ③ 各部の配車状況の確認と各部の車両関係の要請への対応
市民部	① 交通安全対策の実施要請
復旧計画部	① 鉄道会社、バス事業者に対する車両の増発等の要請
施設復旧部	① 緊急輸送道路の指定 ② 市道における交通障害物の除去 ③ 各道路管理者の作業への協力 ④ ライフライン施設の破損等箇所の危険防止措置の実施 ⑤ 交通対策の実施
会計部	① 緊急輸送に関する費用の出納
区本部	① 市民への自動車使用の自粛及び緊急輸送道路に関する広報の実施 ② 避難路、緊急輸送道路等の周知 ③ 市民への自動車使用の自粛の広報 ④ 交通安全対策の実施
市内警察署	① 交通対策及び交通誘導の実施

災害の発生後は、市民の避難路及び緊急輸送車両等の通行する道路を確保するための交通対策及び緊急輸送手段の確保等の緊急輸送対策を実施する必要がある。

## 第1 緊急輸送道路の指定

### 【施設復旧部】

本市及び県が指定する緊急輸送道路は、次のとおりである。

#### 1 市指定緊急輸送道路

本市は、緊急輸送道路として緊急輸送道路マップ（資料編2-9）のとおり指定している。

#### 2 県指定の緊急輸送道路

県は、指定緊急輸送道路一覧（資料編2-8）のとおり本市域における災害時の緊急輸送道路として指定している。

## 第2 交通障害物の除去

### 【施設復旧部】

施設復旧部は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、流出・倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害等を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、市長からの要請により、その事務の遂行に支障のない範囲で、市長に代わって国（国土交通省）及び県が工事を行うことができる権限代行制度による支援を受けることができる。

#### 1 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するに当たっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

#### 2 応急復旧作業

応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、道路上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障のない程度に応急復旧を実施する。

##### (1) 本市が管理する道路における障害物の除去

施設復旧部は、本市が管理する道路における障害物の除去について、土木復旧班をもって、速やかに除去する。ただし、障害物の規模の程度により民間業者に協力を要請する。

また、市長は、必要に応じて国土交通省関東地方整備局、県及び自衛隊等に対し、応急復旧のための支援を要請する。

##### (2) 各道路管理者との連携

国が管理する道路及び有料道路の応急復旧作業については、各道路管理者が実

施する作業に協力する。

### (3) ライフライン施設の破損

上水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険個所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

## 3 障害物除去作業上の留意事項

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分注意して実施する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、できる限り管理者、所有者の同意得るものとする。
- (2) 交通を確保するため、流出・倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
- (3) 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないよう配慮する。
- (4) 応急復旧により発生した除去物の処理は、第12章の廃棄物対策との調整を図り、合理的に実施する。

## 第3 交通規制

### 【施設復旧部、区本部、市内各警察署】

被災地内において、安全な交通を確保するため、また、渋滞を緩和するため、道路管理者及び公安委員会等は、災害対策基本法又は道路法に基づいて、次のとおり交通規制を行う。

また、区本部は区域内の災害時交通安全対策を実施する。

表 1-13-2 交通規制の実施機関及び内容等

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災対法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。 また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災対法第76条の3第1項 災対法第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災対法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

#### 第4 緊急輸送手段の確保

【総括部、財政・被害調査部、経済部、復旧計画部、会計部】

被災者の避難、緊急物資の輸送等に使用する車両の確保に必要な措置を速やかに実施する。

##### 1 緊急輸送の順位

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- (1) 市民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

## 2 輸送対象

各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

	第1段階 被災直後	第2段階 1週間後まで	第3段階 1週間後以降
・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資			
・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資			
・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等			
・医療機関へ搬送する傷病者			
・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通対策等に必要な人員及び物資			
・食糧、水等生命の維持に必要な物資			
・疾病者及び被災者の被災地外への輸送			
・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資			
・災害復旧に必要な人員及び物資			
・生活必需品			

図 1-13-2 輸送対象

## 3 緊急輸送車両・燃料の確保

本市は、災害時において、被災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車を確保し、万全を期する。

### (1) 輸送力の確保の要領

公用車の車両の全面的活用と、市内における日本通運株式会社埼玉支店、埼玉県トラック協会浦和支部、大宮支部、並びに岩槻支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部をはじめ輸送業者に協力を依頼し、輸送力を確保する。

### (2) 緊急通行車両の確認申請

交通対策が実施された場合に備え、本市が使用する緊急車両については、車両所管課が事前届出の申請を公安委員会に申請し、管財班は事前届出の申請を推進・総括する。

### (3) 支援要請

車両が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村及び県に対して支援を要請する。

### (4) 燃料の調達

緊急輸送等の燃料を災害時に迅速に調達できるように、埼玉県石油業商業組合（浦和支部、大宮支部、岩槻支部）等との協定締結により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

なお、調達された燃料は委託されて公務を行う民間車両にも供給されるものとする。

#### 4 緊急輸送車両の管理と運用

##### (1) 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、公用車及び調達した車両は、すべて管財班が集中管理する。

##### (2) 車両の運用

ア 管財班は、各部の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施する。

イ 管財班は、配車状況を常に把握し、各部の要請に対応する。

#### 5 緊急通行車両の確認

##### (1) 緊急通行車両の証明書の交付

知事又は公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

##### (2) 緊急通行の確認対象車両

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの

イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの

ウ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関するもの

オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 前号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

#### 6 航空輸送

市長は、緊急を要するときは、県知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

(1) 緊急患者等の搬送

(2) 救助及び救急用資機材（医薬品、食糧、毛布等）の輸送

(3) 災害対策従事者の輸送

(4) その他の緊急輸送

#### 7 鉄道・バス輸送

市長は、応急対策の実施に必要な人員、資機材等の輸送について、災害対策基本法第6条の規定に基づき、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)、国際興業(株)、東武バスウエスト(株)、西武バス(株)、朝日自動車(株)、(株)ジャパントローズに協力を要請する。

## 第14章 廃棄物対策

災害が発生した場合、本市及び県は、災害に伴って発生した流失家屋の廃棄物（以降「災害廃棄物」という。）並びに災害における一般廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速に処理し、もって被災地の環境保全と復旧を図るものとする。

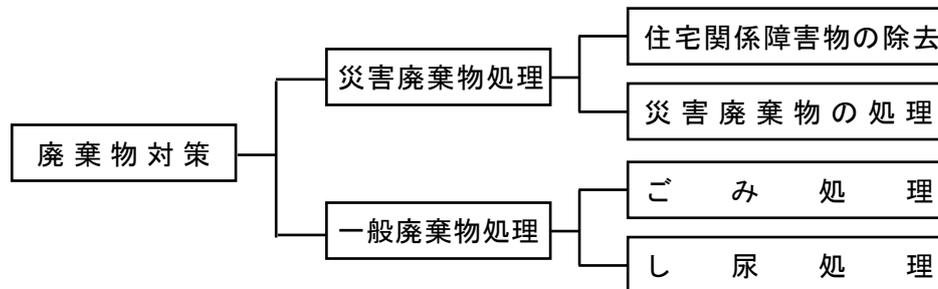


図1-14-1 廃棄物対策に係る対策の体系

### 第1節 災害廃棄物処理

表1-14-1 災害廃棄物処理に係る実施項目

担当部署	実施項目
環境部	① 住宅関係障害物の除去 ② 被害状況の情報収集 ③ 廃棄物仮置場の確保 ④ 災害廃棄物の収集・処理 ⑤ 放射性物質・アスベスト廃材等有害廃棄物の処理
施設復旧部	① 住宅関係障害物の除去
復旧計画部	① 住宅関係障害物の除去の支援

風水害時においては、流出家屋などの大量の災害廃棄物が発生することもあるため、環境部は、施設復旧部及び復旧計画部と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

#### 第1 住宅関係障害物の除去

【環境部、施設復旧部、復旧計画部】

住宅関係障害物の除去は、次の要領で実施する。

##### 1 住宅関係の障害物の除去

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理することが不可能な場合は、県等の応援を得て実施する。

##### (1) 対象者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

## (2) 除去の実施

障害物の除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

## 2 民有地の危険物処理

民有地内の住宅関係障害物等については、基本的には土地所有者が処理すべきものであるが、公共交通の障害など市民の安全が脅かされる場合は、市民の安全確保を最優先させ、現場の判断でこれらの危険物を除去するものとする。

## 第2 災害廃棄物の処理

【環境部】

災害廃棄物の処理は、次の要領で実施する。

### 1 実施体制

災害廃棄物の除去及び処理は、原則として次のように実施する。

#### (1) 住宅・建築物系（個人・中小企業）

原則建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、本市は仮置場・最終処分場の確保及び処理処分に関する情報の提供を実施する。

#### (2) 大企業の事業所等

大企業は自己で適正に処理する。

#### (3) 公共・公益施設

施設の管理者において適正に処理する。

### 2 被害状況の情報収集

廃棄物対策班は、調査統括班による建築物被害調査等各部局からの情報により、除去対象家屋の戸数及び所在を集約する。

### 3 仮置場の確保

本市は、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等の廃棄物を中間処理及び最終処分するまでの間の仮置場を、下記の地を含め、他からもできる限り多く確保するよう努める。

なお、仮置場へのごみの搬入は、周辺道路の渋滞等の混乱を防ぐため、不特定多数が仮置場に搬入しないよう制限する。

表 1-14-2 廃棄物仮置場

廃棄物仮置場
高木第一旧埋立跡地、高木第二最終処分場、七里総合公園、クリーンセンター大崎調節池、(仮称)見沼大崎緑地事業用地、大崎公園（農業者トレーニングセンター）、大宮花の丘農林公苑、市民の森（見沼グリーンセンター）、春おか広場、見沼通船堀公園

### 4 災害廃棄物の処分方法

災害廃棄物はリサイクルを考慮して、解体家屋ごとに現場において分別し、仮置場

に搬入する。その後、分別した種類ごとに処理を実施する。

#### (1) 分別処理の方法

##### ア 木造家屋

木造家屋等から発生する災害廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

##### イ コンクリート建築物等

ビル、マンション等から発生する災害廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

#### (2) 処理方法

ア 木造家屋の可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物はクリーンセンター大崎、東部環境センター、西部環境センター、桜環境センターで焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。

イ 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は処理施設で処理後、うらわフェニックスに搬送する。

### 5 費用の負担

阪神・淡路大震災では、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。市長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し公費負担の措置を要請する。

### 6 処理の推進と調整

本市においては、環境部災害対応マニュアルに基づき、廃棄物対策を進めていくものとする。

また、必要に応じて仮設焼却施設の設置を検討する。

なお、風水害時における廃棄物処理は、各市町村や都県域を越えた広域処理が必要となることもあるので、県との連携も図っていくものとする。

### 7 アスベスト廃材等有害廃棄物の処理

建築年次の古い建物の中には、禁止されているアスベストを使用しているものがあり、それらが被災した時にアスベスト廃材が発生し有害物質の飛散等の危険がある。

これらのアスベスト廃材等の有害廃棄物の処理については、慎重に対処し、市民の健康被害に配慮するものとする。

## 第2節 一般廃棄物処理

表 1-14-3 一般廃棄物処理に係る実施項目

担当部署	実施項目
環境部	① ごみ収集、処理の実施 ② ごみ処理施設の被害状況の把握及び応急措置の実施 ③ ごみの収集、分別に関する広報の実施 ④ ごみの仮置場の確保 ⑤ ごみのリサイクル考慮 ⑥ し尿の収集、処理 ⑦ し尿処理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 ⑧ 仮設トイレの設置 ⑨ 仮設トイレの調達 ⑩ 仮設トイレの改修・再利用 ⑪ 周辺市町村へのごみ処理の要請 ⑫ し尿処理に関する関係機関、近隣市町村、県への支援要請

風水害時には、被災等により大量のごみの排出や下水道区域におけるし尿の処理不能な状態が予想される。このため、これらの一般廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

### 第1 ごみ処理

【環境部】

風水害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されることもあるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

#### 1 実施体制

収集班、ごみ処理班、最終処分場班は、災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。

また、必要に応じて仮設焼却施設の設置を検討する。

なお、本市の処理施設での対応ができないごみが排出された場合は、県、近隣自治体、相互応援協定を締結している自治体及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

#### 2 施設の応急措置

ごみ処理班、最終処分場班は、災害発生直後に建物及びプラント被害状況などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに環境統括班に報告する。

#### 3 ごみ収集の方法

##### (1) ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を市民に対して地区自治会又は報道機関を通じ、協力を呼びかける。

## (2) 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

## (3) ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。

なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、市民に分別排出を呼びかける。

## (4) 夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

## (5) 指定緊急避難場所・指定避難所のごみ対策

指定緊急避難場所・指定避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、一時的に大量排出される毛布の処分や段ボール、梱包材料等のリサイクルを図るよう努める。

## 4 ごみの仮置場

環境施設統括班は、処理施設での処理能力を超える大量のごみや処理施設での対応ができないごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場及び必要に応じて一次、二次集積場を確保する。

なお、仮置場へのごみの搬入は、周辺道路の渋滞等の混乱を防ぐため、不特定多数が仮置場に搬入しないよう制限する。

## 5 ごみの処理・処分

### (1) ごみの処理施設での処理

ごみ処理施設で処理可能ごみの受入体制が整った時点から、仮置場において分別された生活ごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。

### (2) 周辺市町村へのごみ処理の要請

市長は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、相互応援協定を締結している自治体へ、ごみの処理を要請する。

### (3) 仮設焼却施設の設置検討

市内のごみ処理施設の被害状況、周辺地域へのごみ処理状況等を踏まえ、必要に応じて仮置場への仮設焼却施設の設置を検討する。

## 第2 し尿処理

### 【環境部、施設復旧部】

風水害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などによりし尿の適正処理が不可能となることも予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

## 1 実施体制

風水害時におけるし尿収集は、廃棄物対策班が実施する。

なお、本市は、本市の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、近隣自治体及び県及び協定締結自治体へ支援を要請する。

## 2 施設の応急措置

し尿処理班は、災害発生直後に建物及びプラント被害状況などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに環境統括班に報告する。

## 3 収集方法

廃棄物対策班は、被災地域の状況に応じて本市の許可業者と緊密な連絡を図り、指定緊急避難場所・指定避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

## 4 処理等の方法

収集したし尿は、クリーンセンター西堀及び大宮南部浄化センターにおいて処理するが、処理場が被害を受け処理が不能になった場合は、市長は、近隣市町村に処理の支援を要請する。

## 5 仮設トイレの設置・管理

### (1) 指定避難所等への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数、備蓄仮設トイレ数及び水洗トイレの使用の可否等について、指定避難所の状況を判断し、仮設トイレを設置し、適切に管理する。

### (2) 在宅者のための仮設トイレの設置

廃棄物対策班は、ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿を収集する。

## 6 仮設トイレの調達

廃棄物対策班は、本市が備蓄している仮設トイレが不足したとき、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

### (1) 流通在庫の調達

仮設トイレの流通在庫の供給協定を締結している関係業者から調達する。

### (2) 県及び市町村への要請

県及び相互応援協定を締結している自治体へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

### (3) 仮設トイレの改修・再利用

指定避難所閉鎖時等に仮設トイレで再利用可能なものは改修し、便槽の清掃等を行った後、保管する。

## 第15章 教育福祉対策

風水害時における学校活動及び福祉活動の確保を図るため、学校及び福祉施設における応急対策に万全を期する。

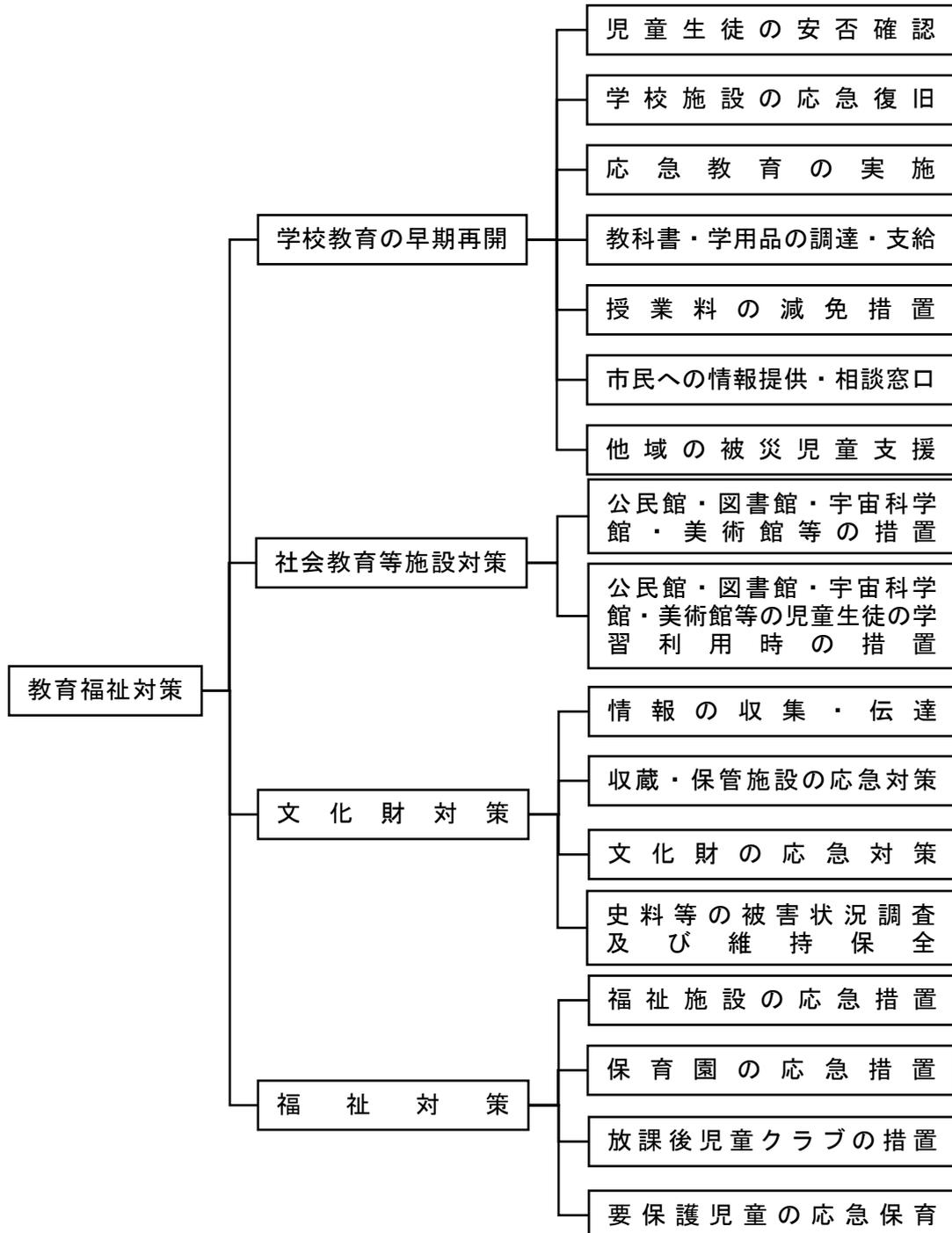


図1-15-1 教育福祉対策に係る対策の体系

## 第1節 学校教育の早期再開

表1-15-1 学校教育の早期再開に係る実施項目

担当部署	実施項目
教育部（校長）	① 児童生徒の安全確保・安全確認 ② 学校施設及び周辺の被害状況の把握 ③ 校舎等の安全確認 ④ 児童生徒等の避難及び引渡し ⑤ 臨時休業等の措置 ⑥ 学校施設の応急措置の実施 ⑦ 学校施設の応急復旧の実施 ⑧ 応急教育の実施 ⑨ 登下校時の安全確保 ⑩ 被災児童生徒の心身の健康の保持
教育部（教育委員会）	① 応急教育のための教職員等の確保 ② 学校給食の実施 ③ 避難した児童生徒の指導 ④ 国・県に対する要請 ⑤ 教科書・教材の調達・支給 ⑥ 文房具、通学用品の調達・支給 ⑦ 授業料の減免措置 ⑧ 市民への情報提供・相談窓口 ⑨ 他域の被災児童支援

風水害時における児童生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、大きな災害が予想される時は休校処置や早期下校などの危険回避を行う。浸水等により学校施設が被災した場合でも風水害時においては、児童生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

### 第1 児童生徒の安否確認

【教育部】

校長は、洪水等の災害発生した場合は、その直後における児童生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

#### 1 勤務時間内で災害が発生した場合

##### (1) 児童生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、災害発生直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

##### (2) 児童生徒等の避難及び引渡し

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な指定緊急避難場所等へ速やかに避難させる。

また、原則として保護者への引渡しを実施するとともに、必要に応じて保護をする。

### (3) 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。

また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

## 2 勤務時間外で災害が発生した場合

### (1) 被害状況の把握

災害発生後、校長及び非常招集した、又は、待機していた教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

### (2) 児童生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により実施する。

### (3) 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。

教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

## 第2 学校施設の応急復旧

【教育部】

校長は、災害発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

### 1 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

### 2 指定避難所となった場合の措置

学校が指定避難所となった場合の措置は、本編第1部第10章第2節による。

### 3 施設の応急復旧

(1) 災害による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育委員会と相談の上、教育を再開する。

(2) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。

(3) 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。

(4) 上記応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。

ア 近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。

イ 学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。

(5) 指定避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

### 第3 応急教育の実施

【教育部】

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

#### 1 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童生徒等に速やかに周知徹底を図る。

#### 2 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- ①臨時休業、②短縮授業、③合併授業、④二部授業、⑤分散授業、⑥複式授業、⑦上記の併用授業

#### 3 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- (1) 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- (2) 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- (3) 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

#### 4 学校給食の措置

(1) 教育委員会は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努める。ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

(2) 次に示す場合には、学校給食を一時中止する。

ア 指定緊急避難場所・指定避難所となった学校において、学校給食施設で炊き出しを実施する場合

イ 感染症等の危険の発生が予想される場合

ウ 災害により給食物資が入手困難な場合

エ 学校給食施設が被災し、学校給食の実施が不可能な場合

オ その他学校給食の実施が適当でないと認められる場合

## 5 その他、生活指導等

### (1) 登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

### (2) 心身の健康の保持

被災した児童生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

### (3) 避難した児童生徒の指導

避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

### (4) 国及び県に対する要請

災害のため、多数の児童生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び三学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

## 第4 教科書・学用品の調達・支給

【教育部】

教科書・学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（中等教育学校前期課程の生徒、特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童生徒を含む）に対し、被害の実状に応じて、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

### 1 教科書、教材の支給

教科書については、県が市教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書供給所から一括調達し、本市が支給する。

なお、教科書、教材が学校によって異なる場合は、市長が県立学校長又は私立学校長の協力を得て、配達から配分まで実施する。

### 2 文房具、通学用品の支給

文房具及び通学用品については、本市が被害の実情に応じ現物をもって支給する。

## 第5 授業料の減免措置

【教育部】

市長は、市立の高等学校及び中等教育学校後期課程の生徒のうち、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずる。

## 第6 市民への情報提供・相談窓口

【教育部】

学校施設の被災状況、授業の再開等について、本市の広報や校舎内の掲示板等により市民へ情報提供を行うとともに、児童生徒の健康や学業その他についての相談窓口を設ける。

## 第7 他域の被災児童支援

【教育部】

市外の被災児童を支援するために、文房具や学用品などの支援物資を一般生徒・保護者等から受け、取りまとめて市外の学校施設等に送り届ける。

## 第2節 社会教育等施設対策

表1-15-2 社会教育等施設対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
教育部 (施設管理者)	① 社会教育等施設利用者の安全確保 ② 施設を利用している児童生徒の安全確保、保護者への連絡 ③ 被災状況の把握及び教育委員会への報告 ④ 施設被害状況調査・報告

利用者の安全確保は、気象情報に基づいた閉館処置等を基本とするが、浸水等被害社会教育等の施設開館時に風水害が発生した場合は、次の措置を実施する。

### 第1 公民館・図書館・宇宙科学館・美術館等の措置

【教育部】

- 1 災害発生直後、火災の防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全の確保を図る。
- 2 利用者の被災状況、施設の被害状況等について教育委員会に報告し必要な指示を受ける。
- 3 施設の応急危険度等の調査を行い、報告を行う。

### 第2 公民館・図書館・宇宙科学館・美術館等の児童生徒の学習利用時の措置

【教育部】

- 1 災害発生直後、火災の防止、児童生徒の避難誘導等、児童生徒の安全を確保するための必要な措置を講ずる。
- 2 引率指導者等と協力し、児童生徒の被害状況等を確認し速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。
- 3 引率指導者と協力し、児童生徒の保護者への連絡等を実施し、安全な帰宅等に当たる。
- 4 施設の応急危険度等の調査を行い、報告を行う。

## 第3節 文化財対策

表 1-15-3 文化財対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 史料等の被害状況調査及び維持保全
教育部	① 文化財施設の被災状況の把握、記録 ② 関係機関への報告 ③ 所有者・管理者への指示の伝達 ④ 入館者の安全確保 ⑤ 入館者の負傷者の応急手当の実施 ⑥ 収蔵・保管施設の安全点検、応急措置の実施 ⑦ 施設内における危険物・障害物等の撤去 ⑧ 文化財の応急措置の実施

文化財及び収蔵・保管施設等に風水害等による被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

【教育部】

- 被災状況の迅速な把握に努め、文化庁・県教育委員会等の関係機関へ報告し指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。
- 将来の復旧対策・予防対策も見据えて、被災状況を記録する。

### 第2 収蔵・保管施設の応急対策

【教育部】

- 収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。
- 災害の拡大を防止し災害応急対策が円滑に行えるよう、危険物・障害物等を撤去する。

### 第3 文化財の応急対策

【教育部】

- 損傷を被った文化財については、損傷の態様、文化材の材質・形状等に応じた応急措置を講ずる。
- 移動可能な文化財に被災のおそれが生じたときは、所有者・管理者と連携して安全な公共施設等に一時的に移動し保管する。
- 文化財の倒壊、倒木、折損箇所においては、危険表示等を行い二次災害の防止に努める。

## 第4 史料等の被害状況調査及び維持保全

【総括部、教育部】

史料等の被害調査を行い、これらの維持保全について必要な処置を講じる。

### 第4節 福祉対策

表 1-15-4 福祉対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
福祉部 (福祉施設管理者)	① 施設の入所者、利用者の安全確保 ② 施設の入所者、利用者、職員の安否確認及び所在の把握 ③ 施設の被害状況の把握、応急措置の実施 ④ 施設の被害状況及び応急措置の内容を福祉調査班に報告 ⑤ 要配慮者の受入準備 ⑥ 支援要請
子ども未来部 (保育園長)	① 保育園児の安全確保 ② 園児・職員・施設の被害状況の把握及び保育統括班への連絡 ③ 園児の被災状況の把握 ④ 応急保育の実施
子ども未来部	① 育児用品の確保 ② 放課後児童クラブにおける児童の安全確保 ③ 放課後児童クラブの児童等の被災状況の把握及び教育委員会への報告 ④ 放課後児童クラブの児童の保護者への連絡 ⑤ 放課後児童クラブの児童の帰宅活動の実施 ⑥ 放課後児童クラブの臨時休室の実施 ⑦ 保護者のいない児童(要保護児童)の把握 ⑧ 要保護児童の親族への情報提供 ⑨ 要保護児童の保護及び支援の実施 ⑩ 児童のメンタルケアの実施

風水害による危険が予測される場合は、保育園の閉鎖等により、児童の安全を保護者に促すことが基本であるが、開園時に浸水等の被害が発生した場合は、市立福祉施設の応急措置、並びに保育園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に、必要な応急措置を講ずる。

#### 第1 福祉施設の応急措置

【福祉部】

福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設の管理者は、災害発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。

##### 1 安否確認・所在の把握

災害発生直後、福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

##### 2 施設の応急措置

施設管理者は、災害発生直後に施設の被害などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設被害状況及び応急措置の内容を、速やかに福祉統括班に報告する。

### 3 要配慮者の受入れ

被災地に隣接する地域の福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

### 4 被災福祉施設等の支援要請

(1) 被災福祉施設等の管理者は、水、食糧等の生活必需品及び介護要員等の不足数について把握し、本市に支援を要請する。

また、県及び近隣市町村への要請は、福祉統括班を通じて実施する。

なお、本市では必要に応じて近隣施設に支援を要請する。

(2) 多数の被災者受入れにより、水、食糧等の生活必需品及び介護要員等の不足を生じる場合、4(1)に準じて支援を要請する。

### 5 福祉施設等への本市の支援

(1) 市長は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が実施されるように各事業者へ要請する。

(2) 市長は、ライフライン復旧までの間、水、食糧等の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。

(3) 市長は、県ボランティアセンターへの情報提供及び救援要請等により、不足する介護要員等の確保に努める。

## 第2 保育園の応急措置

### 【子ども未来部】

市立保育園長（私立保育園長を含む。）は、災害時における保育園児の生命及び身体の安全確保を図るため、市立保育園（私立保育園を含む。）における必要な応急措置を講ずる。

#### 1 災害時の対応

(1) 園長は、災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

(2) 園長は、園児・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、保育統括班に連絡し、職員を指揮し応急対策を実施して保育園の管理等万全な措置を講ずる。

#### 2 応急保育の体制

(1) 園長は、園児の被災状況を調査する。

(2) 保育園班は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

(3) 園長は、応急保育計画に基づき、受入可能な園児を、保育園において保育する。

(4) 地域住民に保育園を提供したため、長期間保育園として使用できないときは、保育統括班と協議して早急に保育ができるよう措置する。

- (5) 園長は、災害の推移を把握し、保育統括班と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

### 3 育児用品の確保

保育統括班は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。

また、県及び国を通じて、関係業者に供出等を要請する。

## 第3 放課後児童クラブの措置

【子ども未来部】

- 1 発生直後、火災の防止等、児童の避難誘導等児童の安全を確保するための必要な措置を講ずる。
- 2 児童の被害状況等を確認し速やかに教育委員会と共有し、必要な措置を講ずる。
- 3 あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させる。  
また、その措置内容を学校等関係機関と共有する。
- 4 災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。

## 第4 要保護児童の応急保育

【子ども未来部】

要保護児童が確認された場合、保護及び応急保育等の措置を講ずる。

### 1 要保護児童の把握等

保護者のいない児童の把握は、次の方法等により速やかに実施する。

- (1) 指定避難所の責任者は、次の要保護児童について子ども未来部に通報する。
  - ア 児童福祉施設から指定避難所へ避難した児童
  - イ 保護者の疾患等により発生する要保護児童
- (2) 台帳・名簿等による把握
  - ア 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
  - イ 災害による死亡者に係わる義援金の受給者名簿からの把握
- (3) 市民の通報による把握
- (4) 広報等による保護者のいない児童の発見  
広報等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。

### 2 親族等への情報提供

保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

### 3 要保護児童の保護と支援

保護者のいない児童を確認した場合は、保護・支援等の措置を講ずる。

- (1) 親族による受入れの可能性を打診する
- (2) 児童養護施設での保護・支援
- (3) 里親への委託保護・支援

#### 4 児童のメンタルケア

被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所班及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

## 第16章 帰宅困難者支援

風水害時の帰宅困難者対策は、地震災害時とは違い、気象情報等からその危険性が予見される時は、安全な時期に早めに帰宅すれば帰宅困難な状況を回避することが可能である。

また、広域の交通障害が発生した時に、無理に帰宅しようとせずに安全な場所で待機する人が増えれば、一斉に大量の帰宅困難者が市街に溢れ出すということは避けられる。

従って、帰宅困難者対策の基本は、「一斉帰宅の抑制を如何に達成するか」であるが、その対策は平常時の活動による結果であり、それら平常時の活動については共通編に掲載した。ここでは風水害時の応急対策を中心に記載する。

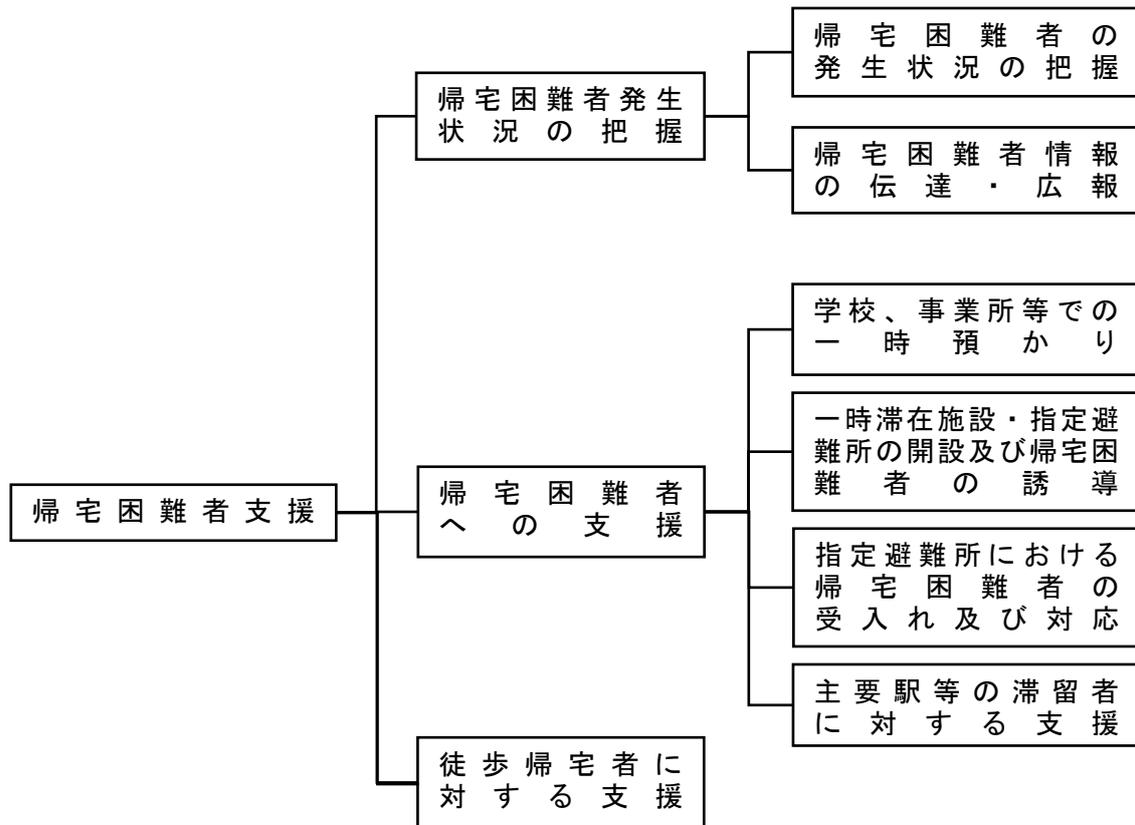


図1-16-1 帰宅困難者対策に係る対策の体系

また、本市では帰宅困難者対策の対象となる帰宅困難者を、次のように設定する。

帰宅困難者： 災害時に交通機関等が広域に障害を受け、通常の帰宅ができなくなった者。

通勤・通学者及び買い物客等が対象となり、勤務先等の施設内に待機できない者には一時滞在施設の提供等の支援が必要になる。

また、混乱収束後には徒歩帰宅者のための一時休息所、道路情報等の提供の支援が必要になる。

## 第1節 帰宅困難者発生状況の把握

表 1-16-1 帰宅困難者発生状況の把握に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 帰宅困難者の発生状況の把握 ② 対処方針の指示
秘書・広報部	① 帰宅困難者支援の広報
情報・避難部	① 帰宅困難者状況の把握 ② 帰宅困難者発生状況の報告・伝達 ③ 対処方針の指示
教育部	① 帰宅困難者発生情報の通知
復旧計画部	① 最寄り駅の帰宅困難者に関する避難班への協力
子ども未来部	① 帰宅困難者発生情報の通知
消防部	① 避難者・帰宅困難者発生情報の伝達
協力第三部、協力第四部	① 避難班への協力
区本部	① 帰宅困難者発生状況の把握 ② 帰宅困難者発生状況の報告・伝達
鉄道事業者	① 帰宅困難者発生情報の通知
民間事業所	① 帰宅困難者発生情報の通知

交通機関の停止による駅、競技場等の集客施設での帰宅困難者の発生状況を把握し、必要な支援を実施する。

### 第1 帰宅困難者の発生状況の把握

【総括部、情報・避難部、教育部、子ども未来部、  
区本部、鉄道事業者、民間事業所】

大型台風の通過等により交通障害が発生した場合、主要駅周辺等帰宅困難者が滞留することが予想される。

区本部は、主要駅・施設職員、各学校よりその情報を得る。

区本部は、区の帰宅困難者発生状況を取りまとめ、情報・避難部に報告する。

情報・避難部は本市の全体の状況を取りまとめて、総括部に報告するとともに、関係部に伝達する。

### 第2 帰宅困難者情報の伝達・広報

【秘書・広報部、情報・避難部、区本部】

避難班は、帰宅困難者発生状況を総括部に報告するとともに、情報統括班に伝達する。

情報統括班は秘書・広報部、その他関係部に伝達を行う。

秘書・広報部広報班は、帰宅困難者の発生状況等に関する情報を広報する。

## 第2節 帰宅困難者への支援

表1-16-2 帰宅困難者への支援に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 帰宅困難者の安全確保
総括部	① 対処方針の指示
秘書・広報部	① 帰宅困難者支援の広報
情報・避難部	① 対処方針の指示 ② 指定避難所の開設状況の把握、報告、伝達 ③ 一時滞在施設との連絡調整 ④ 帰宅困難者台帳の集計、報告、伝達 ⑤ 被災状況・交通情報の取得、伝達 ⑥ 備蓄品提供、指定避難所のごみ処理等の手配
教育部	① 指定避難所の開設、運営、閉鎖 ② 帰宅困難者一時預かり ③ 帰宅困難者の誘導
子ども未来部	① 帰宅困難者一時預かり ② 帰宅困難者の誘導
経済部	① 支援物資・備蓄物資の配送
復旧計画部	① 最寄り駅の帰宅困難者に関する避難班への協力 ② 帰宅困難者の誘導
財政・被害調査部	① 支援品・備蓄品の受入れ・管理
環境部	① 指定緊急避難場所・指定避難所のごみ処理・し尿処理等
協力第三部、協力第四部	① 情報・避難部への協力
区本部	① 指定避難所の開設、運営、閉鎖 ② 帰宅困難者の誘導 ③ 指定避難所における帰宅困難者台帳の集計、報告 ④ 総合相談窓口の設置 ^(注) ⑤ 被災情報・交通情報の伝達 ⑥ 備蓄品の支給手配、指定避難所のごみ処理要請等の伝達 ⑦ 滞留帰宅困難者支援
避難所担当班	① 指定避難所の開設、運営、閉鎖 ② 帰宅困難者台帳の作成 ③ 備蓄品提供、指定避難所のごみ処理等の要請 ④ 帰宅困難者一時預かり ⑤ 帰宅困難者の誘導
警察、自主防災組織	① 帰宅困難者の誘導
鉄道事業者	① 滞留者の保護 ② 帰宅困難者の誘導
民間事業所	① 帰宅困難者一時預かり ② 帰宅困難者の誘導

(注) 総合相談窓口：本編第1部第2章第4節参照

### 第1 学校、事業所等での一時預かり

#### 【情報・避難部、教育部、子ども未来部、民間事業所】

情報・避難部は、大型台風等が通過するおそれがある場合には、早期の帰宅を促すが、やむを得ない事情等により帰宅できず、交通障害が発生した場合、かつ、学校、事業所等に被害が無かった場合は、一斉帰宅困難者を軽減させるために、児童生徒、職員、来訪者等を滞留させ、安全を確認した後に帰宅させるように依頼する。

この時、市内の被災の状況、交通障害の復旧の見通し、道路被災情報等も伝達し、各所で、滞留する帰宅困難者が適切に予想や判断を促すように配慮する。

また、指定避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションなどの情報も伝達す

るように配慮する。

## 第2 一時滞在施設・指定避難所の開設及び帰宅困難者の誘導

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、教育部、子ども未来部、区本部、避難所担当班、警察、自主防災組織、鉄道事業者、民間事業所】

情報・避難部は、暴風雨が通過した後に交通障害の復旧の見込みがありかつ帰宅困難者がそれほど多数でない場合は、災害時に一時的な収容の協定を締結している主要駅近傍の一時滞在施設に帰宅困難者の収容を依頼する。

区本部は、地域住民の避難のために指定避難所を必要に応じて開設するが、帰宅困難者が大量に発生した場合は、主要駅近傍の指定避難所の開設を検討する。

帰宅困難者の避難所等への誘導は、主要駅職員、市職員及び警察により行うものとする。帰宅困難者が、帰宅困難者発生場所に留まることが困難な場合は、近隣の指定緊急避難場所等へ誘導し、指定避難所が開設され次第、そちらへ誘導する。

なお、交通障害の状況が長期に回復せず、3日程度以上になった場合は、帰宅困難者は一時滞在施設から指定避難所へ移動するものと考えられるため、そのような事態の対応も検討するものとする。

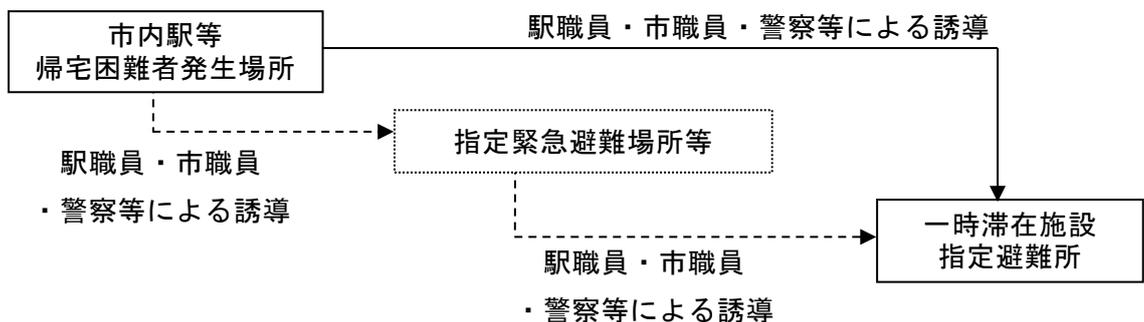


図1-16-2 帰宅困難者の一時滞在施設・指定避難所へ誘導フロー

## 第3 指定避難所における帰宅困難者の受入れ及び対応

【情報・避難部、教育部、子ども未来部、区本部、避難所担当班】

### 1 方針

帰宅困難者を指定避難所に受け入れる場合、無用な混乱を避け円滑に運営するためには、地域住民と帰宅困難者の処遇をある程度分けて対応する必要がある。

物資の適切な調達と配分及び指定避難所の安全対策を考慮して、可能な限り帰宅困難者についても入退出の管理を行う。

帰宅困難者に対しても、水・食糧・毛布といった生活物資を提供し、原則として地域住民と帰宅困難者に平等に分配する。

### 2 新型コロナウイルスを含む感染症対策

一時滞在施設運営ガイドラインに基づき行う。

## 第4 主要駅等の滞留者に対する支援

【鉄道事業者】

帰宅困難者が駅構内に一時的に滞留した場合、鉄道事業者等が可能な範囲で、食料・飲料水の提供などの支援を行う。ただし、大規模な風水害により、相当な被災があった場合は、交通機関の早期の回復も見込めないことから、一時滞在施設、指定避難所等への誘導を行う。

## 第3節 徒歩帰宅者に対する支援

表 1-16-3 徒歩帰宅者に対する支援に係る実施項目

担当部署	実施項目
秘書・広報部	① 帰宅困難者支援の広報
情報・避難部	① 災害時帰宅支援ステーションと連絡調整 ② 帰宅困難者発生情報の収集・他部への伝達
教育部	① 徒歩帰宅者等への支援
復旧計画部	① 最寄り駅の帰宅困難者に関する避難班への協力
施設復旧部	① 道路情報等の提供
協力第三部、協力第四部	① 避難班への協力
区本部	① 徒歩帰宅者支援
避難所担当班	① 徒歩帰宅者支援
警察、自主防災組織	① 徒歩帰宅者支援
道路管理者	① 道路情報等の提供
鉄道事業者	① 徒歩帰宅者支援
民間事業所	① 徒歩帰宅者等への支援
災害時帰宅支援ステーション (注)	① 徒歩帰宅者支援

(注) 徒歩帰宅者への支援のため、情報・休憩所・トイレ等を提供する施設として協定を締結しているコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等

徒歩帰宅者が指定避難所に立ち寄る目的は、主として水分補給やトイレ利用、仮眠、季節によっては採暖又は、熱中症対策などを目的とした一時的なものである。

### 1 休憩場所の提供

指定避難所のスペースを、余裕があれば、地域住民用と徒歩帰宅者用とに分離しておき、可能であれば休憩場所を提供する。

### 2 物資の提供

食糧・飲料水等物資の支援を行う。

### 3 情報の提供

本市は、主要道路その他の被害状況及び安全に帰宅するための公共交通機関等の復旧状況等の情報を提供し、徒歩帰宅者の安全で円滑な帰着を支援する。

情報提供は、掲示板等により提供し、周辺の地図を合わせて、被害状況、病院、その他の指定避難所、安全な帰宅ルート、帰宅方面別の次に目指すべき指定避難所などを明記しておく。

また、休憩場所でラジオ放送等を流すことで、帰宅行動の参考となる情報をリアル

タイムで提供する。

#### 4 災害時帰宅支援ステーションとの連携

協定を締結したコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の災害時帰宅支援ステーションに対し、徒歩帰宅者に対する情報提供やトイレの貸与等の支援を依頼する。

## 第17章 農作物等災害対策計画

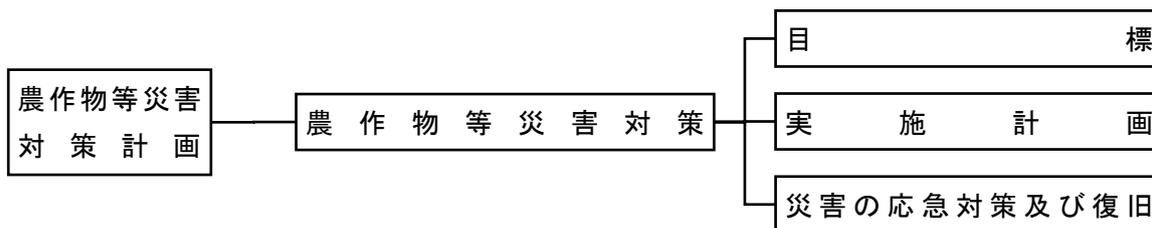


図1-17-1 農作物等災害対策計画に係る施策の体系

### 第1節 農作物等災害対策

表1-17-1 農作物等災害対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
経済部	① 農作物等災害の応急対策の実施 ② 関係農家への情報伝達 ③ 県への必要な助成措置の要請 ④ 農作物等への被害の把握

#### 第1 目標

【経済部】

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農作物等への災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

#### 第2 実施計画

【経済部】

##### 1 活動体制

本市は、市内に災害が発生又は発生のおそれがある場合、農業協同組合等関係団体と協力し、被害を最小限に防ぐため、応急対策の実施につとめる。

##### 2 注意報及び警報の伝達

本市は、熊谷地方气象台又は県から次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、市内の農業協同組合等関係団体と連絡を密に取り、関係農家に必要な措置を伝達する。

表1-17-2 伝達する注意報の種類

区分	種類
注意報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

(埼玉県地域防災計画 風水害・事故対策編より)

上記の他、周辺火山の噴火による粉塵災害、近隣原子力発電所の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

### 第3 災害の応急対策及び復旧

#### 【経済部】

#### 1 農作物・農業生産施設

本市は、被害実態に応じて草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに検討し、その技術対策指導を行う。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を県に要請することができる。

#### 2 農地及び農業用施設

本市は、被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を要請する。

#### 3 家畜・家禽

本市は、県とともに災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。

また、飼料の確保について、市内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。

#### 4 その他

卸売市場、農業関係団体の施設など、上記1～3以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

# 第2部 その他の風水害対策計画

## 第1章 雪害対策計画

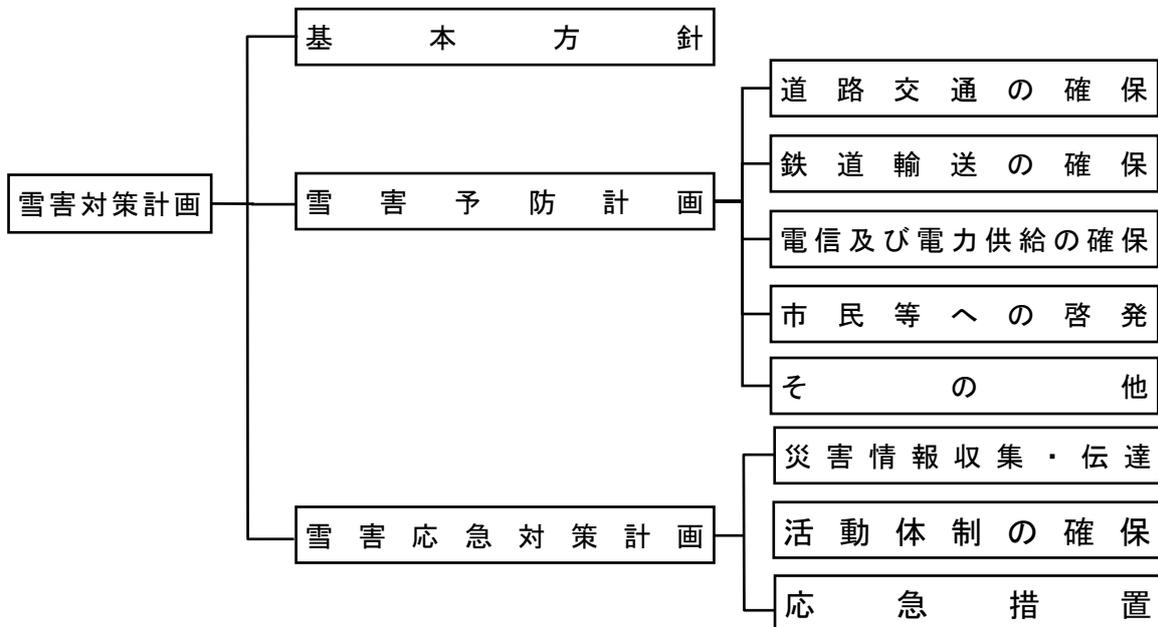


図2-1-1 雪害対策計画に係る施策の体系

### 第1節 基本方針

#### 1 趣旨

この計画は、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、第2節・第3節のとおり予防対策及び応急対策を講ずる。

#### 2 現状

大雪時に安全な道路交通の確保が図られるよう、降雪による道路や鉄道の情報を提供している。

また、降雪の状況に応じた除雪及び凍結防止のための措置を適切に実施するための体制を整備している。

## 第2節 雪害予防計画

表2-1-1 雪害予防計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 雪害対策実施体制の整備
総括部	① 市民等の雪害対策の啓発
秘書・広報部	① 広報体制の整備
施設復旧部	① 道路交通の確保 ② 除雪体制の整備 ③ 降雪による交通対策の状況の周知
各鉄道機関	① 降雪時の鉄道輸送の確保
東京電力パワーグリッド(株)	① 降雪時の電力供給の確保
東日本電信電話(株)	① 降雪時の電信の確保

### 第1 道路交通の確保

#### 【施設復旧部】

本市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

道路交通を確保するため関係機関は、除雪体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保し、降雪による交通対策の状況の周知を図る。特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、各道路管理者、警察及び建設業者等が連携し、大雪を想定した情報連絡体制、除雪路線の優先順位付け、除雪や交通規制等の協力体制について充実を図る。

### 第2 鉄道輸送の確保

#### 【各鉄道機関】

鉄道輸送を確保するため、各鉄道機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、鉄道の運行停止やそれに伴う帰宅困難者の発生等に備え、大雪時における市や関係機関との情報連絡や帰宅困難者の支援体制の充実を図る。

### 第3 電信及び電力供給の確保

#### 【東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)】

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

## 第4 市民等への啓発

【総括部】

広報紙、ホームページ、防災訓練等の手段、機会を活用し、各家庭での飲料水、食料、燃料、医薬品等の備蓄及び自助・共助による生活道路の除雪の実施等を啓発する。

## 第5 その他

【施設復旧部】

本市及び防災関係機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図る。

## 第3節 雪害応急対策計画

表2-1-2 雪害応急対策計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 関係者への警報等の伝達 ② 職員の配備 ③ 管理施設の除雪
総括部	① 大雪警報等の気象情報の収集・伝達 ② 市本部の設置 ③ 自衛隊の災害派遣要請手続 ④ 関係機関への支援要請
秘書・広報部	① 広報、市民からの問合せ対応
情報・避難部	① 各部の被災情報の収集、関係部への伝達 ② 指定避難所の開設状況の把握、報告、伝達 ③ 一時滞在施設との連絡調整
保健衛生部	① 難病患者等への連絡、安否確認
福祉部	① 要配慮者への情報提供
消防部	① 救出、救急活動
市民部	① 区からの被害情報の収集 ② 社会福祉協議会との連携によるボランティアの確保
教育部	① 指定避難所の開設、運営、閉鎖 ② 帰宅困難者の誘導
経済部	① 商工業・農林業の被害把握、復旧支援
施設復旧部	① 雪捨場の確保
復旧計画部	① 公共交通機関との復旧等の連絡調整 ② 帰宅困難者の誘導 ③ 雪捨場の確保
区本部	① 広報、市民からの問合せ対応 ② 指定避難所の開設等
警察	① 交通規制 ② 帰宅困難者の誘導
道路管理者	① 道路情報の収集・連絡 ② 道路の除雪等の応急措置
鉄道事業者	① 鉄道の被害、運行情報の連絡、応急対策の実施 ② 帰宅困難者情報の連絡、帰宅困難者の支援・誘導
バス会社	① バスの運行情報の連絡、応急対策の実施
東京電力パワーグリッド(株)	① 停電情報の連絡、応急対策の実施
東日本電信電話(株)	① 通信障害情報の連絡、応急対策の実施

## 第1 災害情報の収集・伝達

【各部】

災害情報の収集・伝達は、本編第1部第2章第2節に準じて行うものとし、大雪の場合は以下の点に留意するものとする。

### 1 警報等の伝達

大雪警報・注意報、暴風雪警報・風雪注意報、着雪注意報等の伝達を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する（図1-2-7参照）。

また、大雪特別警報、暴風雪特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民等へ周知する。

### 2 災害情報の収集・伝達

大雪時には、道路、交通、停電等の状況を収集し、関係者に伝達する。

表2-1-3 道路、交通、ライフライン等の情報収集項目

収集先（収集元）	収集項目
施設復旧部 （各道路管理者、警察署）	① 道路の状況（倒木、積雪、凍結、除雪等の状況） ② 交通状況（渋滞箇所、交通規制等）
復旧計画部（鉄道会社）	① 鉄道の運行状況（車両・施設等の被害、運休・臨時運行・再開等） ② 帰宅困難者の発生状況
復旧計画部（バス会社）	① 路線バスの運行状況（運休、臨時運行、再開等）
電力会社	① 停電等の状況（発生箇所、復旧見込み等）

## 第2 活動体制の確保

【各部、区本部】

### 1 非常配備、市及び区本部の設置等

大雪警報、注意報が発表された場合、予想される積雪量や観測値を考慮し、積雪によって参集が困難となる前に必要な職員を確保できるように早めの配備体制を確保するとともに、市及び区本部の設置を判断するものとする。

職員の動員に当たっては、一時滞在施設や指定避難所の開設を見込んで確保するとともに、職員の防寒具、宿泊、積雪により参集困難となった場合の措置等も考慮するものとする。

その他、本編第1部第1章に準じて活動体制を確保するものとする。

なお、学校、保育園、公共施設等を管理する部及び市民等が参加するイベント等を予定している部は、休校（園）、休館、中止又は延期等の措置を早めに判断し、関係者に周知するものとする。

### 2 自衛隊の災害派遣要請

市長は、大雪により車両の立ち往生等の対応能力が大幅に不足し、迅速な救援・救助が必要な場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

なお、自衛隊の災害派遣要請について、本編第1部第4章に示す。

### 3 広域的な支援体制の確立

大雪により市内の除雪能力が不足する場合は、除雪部隊や除雪機材等の応援派遣を要請する。

その他、本編第1部第3章に定める相互協力により、広域的な支援体制を確立する。

### 4 ボランティアの確保

大雪により生活道路の除雪等の支援が必要な場合は、除雪等の作業のボランティアを募集し、必要とする市民等へボランティアの派遣等を行う。

## 第3 応急措置

### 【各部、区本部】

各種応急措置は、本編第1部の各章に定める内容に準じて行うものとし、大雪の場合は以下の点に留意するものとする。

#### 1 広報・問合せ対応

大雪時には次の情報を的確な手段で市民等へ速やかに提供するとともに、必要に応じて問合せ窓口を設置して対応する。

表2-1-4 雪害情報の提供項目

種類	提供項目（内容）
注意喚起	1 （警戒段階での）早期の帰宅、外出の抑制、停電への備え、雪かきの励行 2 （残雪による）凍結箇所での転倒、落雪、屋根の崩落等
生活情報	1 学校・保育園等の休校（園）、公共施設の休館、イベントの中止・延期、ごみ収集の中止等 2 停電の状況（停電範囲、復旧見込み） 3 一時滞在施設、指定避難所の開設状況（設置箇所、支援内容等）
交通情報	1 道路交通情報（渋滞、除雪状況（除雪の箇所・優先順位）、路面凍結、通行規制（片側通行等）） 2 公共交通情報（鉄道、路線バスの運休、臨時運行、再開等）

#### 2 避難者・帰宅困難者対策

大雪により自宅での生活が不安な市民等のため、必要に応じて指定避難所を開設し、自主避難者に開放するものとする。

また、鉄道や路線バスの停止、運休等によって多数の帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の誘導、受入れを行うものとする。

#### 3 道路・交通対策

大雪により大規模な除雪が必要となる場合、各道路管理者、警察署及び建設業者等は、消防活動・物流等を考慮して除雪路線の優先順位、交通規制等の実施体制を協議し、効果的な道路・交通確保を行うものとする。

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者

が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援等を行う。

道路管理者は、渋滞等の通行障害に対して緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要する場合は、災害対策基本法第76条の6の規定により、その管理する道路について区間を指定し、障害となる車両等の所有者等に対して付近の道路以外の場所への移動等を命ずることができる。

また、当該車両等の所有者等が現場にいない場合は、当該車両等を移動することができ、移動等の措置のためやむを得ない場合は、必要な限度で他人の土地の一時使用等を行うことができる。

なお、当該措置を実施する際は、当該指定道路区間を周知するものとする。

#### 4 除雪対策

公共施設を管理する部及び関係機関は、除雪用資機材、雪捨て場を確保して所管施設の除雪を行う。

また、通学路では、地域組織やPTA等の協力を得て、残雪等からの児童等の安全を確保するものとする。

#### 5 要配慮者・医療対策

大雪が予想される場合は、人工呼吸器装着者等に停電への備え等必要な情報を提供し、状況に応じて安否確認を実施する。

また、積雪により消防車両の通行困難な路線がある場合は、ヘリコプターによる救出・搬送を行う。

#### 6 復旧対策

各種災害復旧措置は、共通編第3部第2章の各節に定める内容に準じて行うものとし、大雪の場合は特に罹災証明書の発行や農作物の被害対応等を速やかに実施するものとする。

## 第2章 旋風・突風・竜巻対策計画

旋風・竜巻等の突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい特殊な気象状況下で発生し、日本ではどの場所においてもその危険がある。季節的には9月の台風シーズンに多くなるが、冬場においても寒冷前線の影響で発生することもある。本市においても、過去に大きな被害は無いものの、発生する危険性は十分にあり、その対応策を検討し策定する。

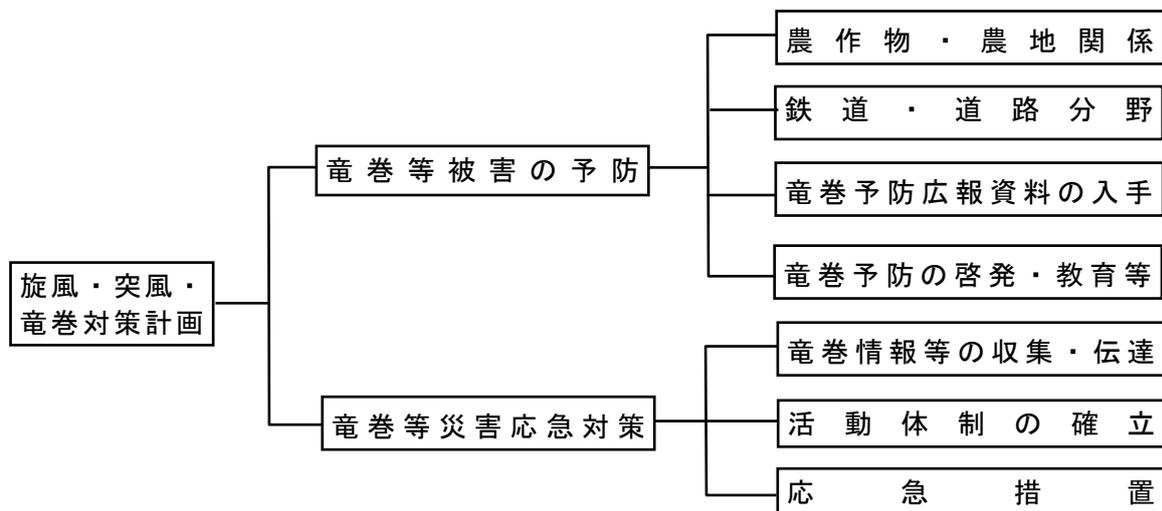


図2-2-1 旋風・突風・竜巻対策計画に係る対策の体系

### 第1節 竜巻等被害の予防

表2-2-1 竜巻等被害の予防に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① パンフレット等竜巻予防広報資料の入手 ② 竜巻予防の普及・啓発
経済部	① 農産物等被害軽減対策の検討・実施
施設復旧部	① 交通被害軽減対策の検討・実施
市民部	① 交通被害軽減対策の検討・実施要請
復旧計画部	① 交通被害軽減対策の検討・実施要請
教育部	① 学校における危機管理対応マニュアル、避難訓練、防災教育の推進
区本部	① 交通安全施設の突風対策の検討・実施
警察	① 突風時の交通規制等の検討・実施

#### 第1 農作物・農地関係

【経済部】

特殊な気象条件下において、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが、発生した場合の対処方法について、普及・啓発に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- 1 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- 2 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- 3 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風

施設等の整備

第2 鉄道・道路分野

【施設復旧部、市民部、復旧計画部、区本部、警察】

特殊な気象条件下において、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる事故の発生など鉄道・道路等の運行に支障が予想される。これらが発生した場合の被害等の軽減方策の強化について、以下のような対策を講じるよう関係機関に要請する。

- 1 風速計の新設等による風の観測体制の整備
- 2 風観測の手引きの作成
- 3 防風設備の手引きの作成
- 4 運転規制、突風対策について引き続き調査・研究

第3 竜巻予防広報資料の入手

【総括部】

近年、竜巻による災害が頻繁に発生している。平成24年5月には茨城県常総市・つくば市で、死者1名、負傷者37名、全半壊234棟の被害が発生し、平成25年9月2日には、埼玉県越谷市等で負傷者76名、全半壊27棟の被害が発生している。

竜巻等突風の発生を予測したり予防したりすることは困難であるが、これが発生した時に適正な行動をとることができれば、人的被害を軽減することが可能となる。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。

これらのパンフレット等広報資料を入手し、市民に伝達する。

表2-2-2 竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
1 窓を開けない	1 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
2 窓から離れる	2 橋や陸橋の下に行かない
3 カーテンを引く	3 近くの頑丈な建物に避難する
4 雨戸・シャッターをしめる	4 (頑丈な建物が無い場合は) 近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る
5 地下室や建物の最下階に移動する	5 飛来物に注意する
6 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する	
7 部屋の隅・ドア・外壁から離れる	
8 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

第4 竜巻予防の啓発・教育等

【総括部、教育部】

防災訓練時等防災イベントの際に、内閣府のパンフレット等を紹介するとともに、一般市民に対して竜巻等突風のメカニズム、ガラス等の飛散防止措置やこれと遭遇した場合の身の守り方等についての普及・啓発を行う。

また、さいたま市学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針【落雷・竜巻】

学校における防災教育【竜巻】を活用し、各学校において竜巻への対応マニュアル、竜巻避難訓練計画及び防災教育の充実・強化を図り、教職員、児童及び生徒等の竜巻に対する知識や防災行動力を向上させる。

## 第2節 竜巻等災害応急対策

表2-2-3 竜巻等災害応急対策計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 関係者への竜巻情報等気象情報の伝達 ② 職員の配備 ③ 管理施設の被害把握
総括部	① 竜巻情報等気象情報の取得 ② 市本部の設置
秘書・広報部	① 広報、市民からの問合せ対応
情報・避難部	① 各部の被災情報の収集、関係部への伝達 ② 指定避難所の開設状況の把握、報告、伝達
財政・被害調査部	① 被災地区の航空写真の調達 ② 被災家屋調査体制の確保
市民部	① 社会福祉協議会との連携によるボランティアの確保
教育部	① 避難所の開設、運営、閉鎖
経済部	① 商工業・農林業の被害把握、復旧支援
施設復旧部	① 住宅被災者への支援の検討・実施
消防部	① 救出、救急活動
区本部	① 広報、市民からの問合せ対応 ② 指定避難所の開設等 ③ 被災家屋調査の実施 ④ 罹災証明書、被災届出受理証の発行 ⑤ 罹災台帳の作成・提出 ⑥ 罹災証明書発行に関する広報、相談
道路管理者	① 道路情報の収集・連絡 ② 道路の除雪等の応急措置

### 第1 竜巻情報等の収集・伝達

【各部】

災害情報の収集・伝達は、本編第1部第2章第2節に準じて行うものとし、竜巻等の場合は以下の点に留意するものとする。

#### 1 竜巻情報等気象情報の取得

竜巻等の発生のメカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、「竜巻注意情報」や「竜巻発生確度ナウキャスト」等により情報を発信している。

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストやガスフロント等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の气象台等が担当地域（おおむね一つの県）を対象に発表されるもので、この情報は気象庁より防災機関に伝達される。

なお、竜巻が発生した周辺地域では別の竜巻が発生した事例が多いことから、平成26年9月より竜巻の目撃情報が得られた場合には、竜巻注意情報に目撃情報があつた

地域を一次細分区域名（本市は埼玉県南部）で示し、竜巻などの激しい突風の発生するおそれが非常に高まっていることを発表することとなった。

## 2 竜巻情報等気象情報の伝達

本市は、竜巻注意情報が気象庁より伝達された場合に、その確度等を踏まえ、必要に応じて市民へ速やかな広報を行う。特に、竜巻注意情報に竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図るものとする。

## 3 被害情報の収集・伝達、調査

各部から所管施設の被害状況等を収集し、関係者に伝達する。

また、状況に応じて国や関係機関から航空写真を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、被害家屋調査を速やかに完了させるものとする。

表 2-2-4 竜巻等突風災害時の主な被害情報収集項目

収集先（収集元）	収集項目
財政・被害調査部	① 家屋等の被害状況
各部	① 公共施設の被害、敷地内の飛散物等
施設復旧部 （各道路管理者、警察署）	① 道路の状況（倒木、電柱等の倒壊、飛散物の散乱状況等）
電力会社	① 停電等の状況（発生範囲、復旧見込み等）

## 第2 活動体制の確立

【各部、区本部】

### 1 市及び区本部の設置等

竜巻等の突風災害が発生した場合は、被害調査、広報、避難者対応、住宅対策等に必要の職員を速やかに配備するとともに、市及び区本部の設置を判断するものとする。

その他、本編第1部第1章に準じて活動体制を確保するものとする。

### 2 ボランティアの確保

被災家屋の片付やがれき処理等の支援を要する場合は災害ボランティアを募集し、支援を求める被災者へボランティアの派遣を行う。

## 第3 応急措置

【各部、区本部】

各種応急措置は、本編第1部の各章に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は以下の点に留意するものとする。

## 1 広報・相談対応

竜巻等の突風災害時には被災情報を的確な手段で市民等へ速やかに提供するとともに、必要に応じて災害相談窓口を設置して各種の問合せ・相談への対応、罹災証明、各種被災者支援サービスの受付等を円滑に行うものとする。

## 2 避難者対応

家屋が被災した市民等のため、被災地区に指定避難所を開設し、食料等を提供するものとする。

また、警察署に指定避難所や被災地区の夜間パトロール等を要請する。

## 3 災害廃棄物の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、県などからがれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法による住居障害物の除去として自力で除去できない被災者を支援するものとする。

## 4 被災家屋の調査・復旧支援

竜巻等の突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、ブルーシートを速やかに調達し、被災者への供給に努める。

また、状況に応じてブルーシートの設置作業について、自治会や災害ボランティアに協力を依頼するものとする。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法に基づく被災住宅の応急修理や住居障害物の除去として自力で修理できない被災者を支援するものとする。

その他、被災者に対し、公営住宅等への入居や災害復興住宅融資等の支援を検討する。

## 5 災害復旧

各種災害復旧措置は、共通編第3部第2章の各節に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は特に罹災証明書の発行や住宅支援策等を速やかに実施するものとする。

---

さいたま市地域防災計画 風水害対策編

作成 平成13年5月 1日

修正 平成14年3月25日  
平成15年3月20日  
平成17年1月24日  
平成18年3月22日  
平成19年3月14日  
平成21年3月27日  
平成24年6月 4日  
平成27年3月11日  
平成30年3月20日  
令和 3年7月30日  
令和 6年3月14日

発行 令和6年3月

編集発行 さいたま市防災会議

〔事務局〕 さいたま市総務局危機管理部防災課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4  
TEL 048-829-1126

---